

平成 2 9 年度

事業報告書

第 2 9 号

目 次

はじめに	5
第一部 概況	8
(一) 法人の基本的な性格等	8
1. 一般社団法人	8
2. 認定金融商品取引業協会（自主規制団体）	8
3. 認定個人情報保護団体	9
4. 国からの受任事務（外務員登録事務）	9
5. 会員構成	9
(二) 協会の概要	9
1. 本協会の目的	9
2. 会員等の状況	9
3. 法人組織の状況	9
4. 総会、理事会等の開催状況等	10
(三) 本協会所管金融商品取引の概況（平成29年4月から12月まで）	10
第二部 事業計画の概要	13
第三部 法人管理関係	18
(一) 事務局の概要	18
1. 組織・人員等	18
2. 所在地	18
(二) 災害対策関係、事業継続計画等	19
(三) 事務局における個人情報の取扱い	19
(四) 職員資質向上	19
(五) 法人管理の適正化	20
1. 最近における取組み	20
2. 内部管理規則の整備	20
(六) 電子情報技術（IT）の活用及びセキュリティの確保	20
1. 一般向け協会ホームページ	21
2. 会員・特別参加者専用サイト（Kinsaki-net）	21
3. 事務局システム	22
4. 外務員統合管理システム	22
5. 機械化会計	22
6. 預託金管理システム	22
7. 統計データ処理環境	22
(七) 各種刊行物の刊行等　－刊行物の電子化及びオンデマンド出版化－	23
1. 刊行物刊行事業の概要と電子化への取組み	23
2. 各種刊行物の状況	23

第四部	事業実施関係	・・・ 2 4
(一)	自主規制実施関係	・・・ 2 4
1.	会員監査及びモニタリング	・・・ 2 4
2.	会員及び外務員処分関係	・・・ 2 9
3.	反社会的勢力への対応	・・・ 3 1
4.	無登録業者に関する施策	・・・ 3 1
5.	高齢者との取引への対応	・・・ 3 1
(二)	外務員登録関係及び内部管理責任者関係	・・・ 3 2
1.	外務員登録の実施等	・・・ 3 2
2.	外務員資格試験及び外務員資格更新研修試験	・・・ 3 2
3.	内部管理責任者関係	・・・ 3 3
4.	外務員資格試験、外務員資格更新研修試験及び内部管理責任者 資格試験の実施状況	・・・ 3 3
(三)	自主規制ルール関係	・・・ 3 3
1.	自主規制ルールの制定改正手続き等	・・・ 3 3
2.	商品別の自主規制審議体組織	・・・ 3 4
3.	平成 2 9 年度における自主規制ルールの制定改正等	・・・ 3 5
4.	F X 取扱会員における為替リスク管理態勢の課題への対応	・・・ 3 7
(四)	苦情・相談、あっせん事業	・・・ 3 8
(五)	サイバーセキュリティ	・・・ 3 9
(六)	会員の教育研修事業	・・・ 4 1
(七)	調査統計	・・・ 4 1
1.	調査統計事業の状況	・・・ 4 1
2.	顧客損益状況調査	・・・ 4 3
(八)	投資教育	・・・ 4 4
1.	投資教育事業計画	・・・ 4 4
2.	投資教育事業の 3 つの柱	・・・ 4 4
3.	事業内容	・・・ 4 5
4.	投資教育に関する国際機関との連携	・・・ 4 7
(九)	学術連携事業の状況	・・・ 4 7
1.	投資（家）行動の実証分析	・・・ 4 7
2.	F X 取引における法的構造	・・・ 4 7
(十)	行政機関・内外の自主規制機関等との関係	・・・ 4 8
1.	行政庁との意見交換等	・・・ 4 8
2.	他の自主規制機関等との協調	・・・ 4 8
3.	その他	・・・ 4 9
第五部	財務の概況と課題	・・・ 5 0
(一)	平成 2 9 年度決算について（平成 29 年度収支計算書ベース）	・・・ 5 0

(二) 中長期的な財務均衡の必要性	・・・ 5 2
(三) 資産管理運用規程第 5 条に基づく資産管理運用報告	・・・ 5 4
(四) 監査法人による監査等	・・・ 5 6
第六部 その他	・・・ 5 8
(一) 平成 2 9 年度における定款変更	・・・ 5 8
1. 定款変更の概要	・・・ 5 8
2. 一部変更の内容	・・・ 5 8
(二) 会員等の状況	・・・ 5 9
1. 会員、特別参加者の状況	・・・ 5 9
(1) 会員、特別参加者の状況	・・・ 5 9
(2) 会員一覧	・・・ 6 0
(3) 特別参加者一覧	・・・ 6 5
2. 役員等の状況	・・・ 6 5
(1) 役員	・・・ 6 5
(2) 委員会等委員	・・・ 6 6
(3) 部会等	・・・ 6 7
(三) 事業報告書付属明細書	・・・ 7 0

(事業報告書資料編)

別紙 1	金融先物取引業協会の系譜	・・・	7 2
別紙 2	金商法施行後の体制整備等（内部留保の推移、財務運営等を含む。）	・・・	7 8
別紙 3	総会・理事会・委員会等の開催・審議内容等	・・・	8 6
別紙 4	平成 2 9 年度会議日程	・・・	9 3
別紙 5	一般社団法人金融先物取引業協会の活動状況	・・・	9 5
別紙 6	一般社団法人金融先物取引業協会組織図	・・・	1 0 4
別紙 7	Kinsaki-net 概要	・・・	1 0 6
別紙 8	平成 2 9 年度（平成 2 9 年 4 月～平成 3 0 年 3 月）監査結果	・・・	1 0 7
別紙 9	金融商品取引法第 6 4 条の 7 に基づく外務員の登録に関する 委任事務の処理について（平成 2 9 年度）	・・・	1 0 8
別紙 1 0	外務員資格試験、外務員資格更新研修試験及び内部管理責任者 資格試験の実施状況	・・・	1 1 1
別紙 1 1	F X 取引に関するこれまでの主な施策	・・・	1 1 2
別紙 1 2	あっせん・苦情・相談処理状況	・・・	1 1 8
別紙 1 3	協会開催セミナー・説明会等の開催状況	・・・	1 1 9
別紙 1 4	協会事務局への統計に関する定期報告（平成 2 7 年 4 月 1 日以降）	・・・	1 2 5
別紙 1 5	所管金融商品取引の状況（マッピング）	・・・	1 2 6
別紙 1 6	投資教育事業計画	・・・	1 3 0
別紙 1 7	投資家教育国際フォーラム(IFIE)の概要	・・・	1 3 5
別紙 1 8	他の自主規制機関等との協調	・・・	1 3 7
別紙 1 9	平成 2 9 年度収支計算書の概要	・・・	1 3 9
別紙 2 0－1	平成 3 5 年度までの試算（平成 3 0 年度予算ベース）現行ベース （平成 2 9 年度決算織込み済み）	・・・	1 4 0
別紙 2 0－2	平成 3 5 年度までの試算（平成 3 0 年度予算ベース）見直し案 （平成 2 9 年度決算織込み済み）	・・・	1 4 1
別紙 2 1	平成 2 9 年度資産管理運用状況報告	・・・	1 4 2

はじめに

この度、一般社団法人金融先物取引業協会（以下「本協会」という。）では、平成29年度の事業報告書を取りまとめましたので、ご報告します。

協会では、従前より、自主規制団体として各般の自主規制の制定・実施に加え、会員監査や、国から委託された外務員登録事務処理、各般の統計調査など、経常的な業務においても適正かつ効率的で、会員の皆様の意見を尊重する執行に努めているところですが、平成29年4月以降については、以下のとおり各種、取組み等を推し進めてきました。

1. 会員等の状況

会員数の動向は、最近のピークである200社ほどから減少を続けており、ここ数年は140社台で推移しています。平成29年度末は会員142社（対前年1社減）、特別参加者は4社（対前年同数）となっています。会員数の増加はなかなか見込みにくい状況となっています。

2. 本協会所管金融商品取引の概況

平成29年4月から12月までの外国為替相場は、主要通貨である米ドルは対円において110円から112円近辺の値動きとなり、概ね価格変動率は低い状況にて推移しました。ユーロは対米ドル及び対円において特に4月から9月頃迄、ユーロ高が進む展開となりました。

通貨関連取引は、国内取引所取引、海外取引所取引及び店頭取引のいずれにおいても減少しました。また、金利関連取引は、国内取引所取引が減少し、海外取引所取引が増加しました。

3. 会員監査・処分等の状況

本協会は自主規制団体として積極的にオン・オフの監査の実施に努めており、最近では毎年20件ほどの実地監査を行っています。実地監査先の選定にあたっては、FX取引を行っている会員に対し厚めにしています。

会員及び外務員の処分の状況ですが、平成29年度には会員4社に対し処分を行い、あわせて法令、諸規則等の遵守と内部管理体制の充実、強化を徹底するよう勧告を行いました。外務員は2名に対し、職務停止等の処分を行いました。

会員及び外務員の処分に係る制度整備については、平成29年6月に定款の一部変更、規則等の制定及び一部改正が施行され、不服審査会が設置されました。平成29年度において不服の申立てはありませんでした。

4. 外務員登録事務

国からの委任事務である外務員登録ですが、登録者は12万人台で推移しています。このうち、本協会が実施する試験を受験しているFX証拠金取引の外務員登録者数は約4千人強となっています。

5. F X取扱会員における為替リスク管理態勢の課題への対応

① 法人顧客に対する証拠金規制（為替リスク想定比率の算定等）

法人顧客を相手方とする店頭F X取引について、必要証拠金率の算出・公表する業務を平成29年2月17日より開始しました。

現在のところ、順調に算出・公表業務は行われており、平成30年3月31日現在における協会公表によるレバレッジ使用者数は、法人取引を扱っている会員47社中42社となっています。

② ストレステスト

相場急変時をも念頭に置いた為替リスク管理態勢の強化の観点から、平成28年から本協会主導で統一した形式でストレステストを実施し、平成29年10月1日に金融先物取引取扱業務規則を改正し、F X会員にストレステストの継続的实施とその結果の取締役会等への報告を義務付けることとしました。

平成29年9月に店頭F X業者のリスク管理に係る報道があったことを契機とし、会員から、本協会の共通ストレステストの実施要領に関して、シナリオ等の見直しが必要なのではないかとの意見が強まったことから、F X幹事会の了承を得てストレステスト・ワーキンググループを同年12月に再開し、有識者の参加を得つつ、より実態を踏まえながら、実施要領の精緻化・高度化に向けて検討を行っています。

③ 「店頭F X業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会」への対応

金融庁は、金融資本市場におけるセーフティネットを整備する取組みの一環として、現行の決済リスクの管理が十分なものとなっているかについて検討を進めるため、平成29年12月18日、「店頭F X業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会」を設置しました。本協会及び会員3社はオブザーバーとして参加するとともに、業界の代表として、店頭F X取引の現状や業界全体にわたるリスク管理の状況等について検討会において説明を行っています。また、本検討会への対応に当たっては、業界として考え方を集約・共有できるよう努めています。

6. 苦情・相談、あっせん事業

本協会所掌取引に関する苦情等の状況は全体として減少傾向にあります。一時期大幅に増加した通貨オプション取引に関する苦情は平成29年度にはゼロとなりました。また、F X証拠金取引についてもおおむね減少傾向にあります。様々な規制・自主規制の進展と業界関係者の努力が表れているものと考えています。

7. サイバーセキュリティ

平成29年度は当協会の会員に対するサイバー攻撃が目立ちました。昨年夏に本協会会員の保有する個人情報的大量に流出したほか、一部会員に対するDDoS攻撃もありました。本協会では、監督官庁と協力してF X証拠金業者のサイバー攻撃に対するリスク管理体制の点検を行うとともに、サイバーセキュリティの専門家の協力のもとに攻撃の分析や研修会を実施してきています。

8. 「外国為替市場共通の外為行動規範（FX Global Code of Conduct 以下、「GCOC」という。）」への対応

GCOCについては、セルサイド及びバイサイドの市場参加者が会員となっていること、GCOCは外為市場の参加者に対し法律上または規制上の義務を課すものではないと理解されていること

などを踏まえ、多くの会員が自主的に実施表明できるよう GCOC の意義や、GCOC で求められている Statement of Commitment（実施することへの表明）の意味合いなどについて、会員の理解及び認識の共有に努めています。

9. 投資教育事業

平成28年度に立ち上げた投資教育事業における各プロジェクトは、計画期間中の円滑な執行を図るため、PDCAに基づき進捗状況を把握し管理しています。2年目となる平成29年度は、海外教材の翻訳、投資者アンケート調査としての一般投資者意識調査、倫理綱領の作成などについて具体的な成果が出ています。特に海外教材の翻訳に関しては、本協会として金融先物取引の普及のために取り組んできた事業であり、是非会員の皆様におかれても「Futures&Options」の電子書籍版及び平成30年度上期に出版予定の「Foreign Exchange Options」の冊子を積極的に活用いただければと思う次第です。

10. 仮想通貨関連

仮想通貨については、国際的な現制整備の流れの中で、本邦においても犯罪収益移転防止法や資金決済法の改正により利用者保護が整備されてきました。

しかし、仮想通貨の取引においては証拠金を用いた仮想通貨の取引や仮想通貨による資金調達など新たな取引が登場しており、新たなトラブルも起きておりますが、現行法の下では仮想通貨に関する取引は金融商品取引ではないこと等から、当協会に限らず、金商法上の認定金融商品取引業協会としての業務の対象とはなっていないと理解しています。

当協会としては、リテール向けFX証拠金取引を所掌している自主規制団体として、仮想通貨は金融先物の所管ではありませんが、金融庁が主催する「仮想通貨交換業等に関する研究会」へのオブザーバー参加など通じて情報収集等を継続しています。

11. 中長期的な財務均衡への対応

本協会の財務状況は、現在、単年度ベースで収支不均衡が生じ、安定的な業務運営のためには、収支両面にわたる努力を通じて財務を均衡させることが課題となっています。収支不均衡の主な原因は、平成21年度以来の体制整備のための増員による人件費の増加、平成5年度以来保有してきた20年国債償還のための運用替えによる利子収入の減少、平成21年度以来の会員数の減少による定額会費収入の減少等と考えられます。収支差の原因が長期的・構造的な性格のものであること、収支両面に渡って急激な変化は困難と考えられること等を踏まえ、毎年度の予算編成において収支・会費・内部留保の整合的な把握が必要と考え、一定の仮定をおいた上で将来を見越した財務状況の試算を会員に示し、中長期的な財務均衡の視点に立った検討をお願いしています。

本協会は平成元年8月の設立以来、まもなく満30年を迎えることとなりますが、金融商品取引法に基づく認定金融商品取引業協会（自主規制団体）として、ベターサービスを運営の基本的志向において活動しています。本協会の活動全体を通じまして、会員の皆様からの温かいご支援とご理解に改めて厚く御礼申し上げます。

第一部 概況

(一) 法人の基本的な性格等

本協会は、一般社団法人（非営利型）であり、また、金融商品取引法第78条の認定を受けた認定金融商品取引業協会（自主規制団体）として、業種・業態横断的な会員構成の下で、会員・投資者へのベターサービスを協会運営の基本的な志向として、活動しています。

（平成元年創立以来の協会の系譜については、別紙1「金融先物取引業協会の系譜」参照）

1. 一般社団法人

(1) 創立（平成元年8月4日）

本協会は、金融先物取引法（昭和63年法律第77号）第104条により、委託者等の保護を図るとともに、金融先物取引業の健全な発展に資することを目的として、金融先物取引業者を会員とする民法第34条の規定に基づく社団法人として大蔵大臣より設立認可（平成元年8月4日）を受けて設立されました。

(2) 法人格の移行

平成24年4月1日より「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）」第45条に基づき一般社団法人へ移行しました。この法人格移行に伴い、本協会の名称も「社団法人金融先物取引業協会」から、「一般社団法人金融先物取引業協会」に変更されました。また、税務上は非営利型一般社団法人を選択しています。

2. 認定金融商品取引業協会（自主規制団体）

(1) 法人格移行に際しては、移行後も従前と同様に、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第78条に基づく認定金融商品取引業協会としての認定を受けています。（別紙1「金融先物取引業協会の系譜 別添」参照）

(2) 金融商品取引法の移行に際し、平成19年6月に金融商品取引業協会5団体等が参加した金融商品取引業協会懇談会で取りまとめられた「金融商品取引業協会のあり方について（中間論点整理）（平成19年6月22日新聞発表）※」において、本協会は自主規制機能に特化していると述べられています。

※ 「金融商品取引業協会のあり方について（中間論点整理）平成19年6月22日金融商品取引業協会懇談会」（抜粋）

1. 自主規制の意義

（前略）

現在、金融先物取引業協会は自主規制機能に特化しているものの、他の協会はいずれも自主規制機能と業界団体機能の双方を有している。業界団体機能と自主規制機能との切り分けについては、日本証券業協会は自主規制部門と業界団体部門（証券戦略部門）を組織的に分断し、利益相反の発生の防止に努めており、また、他の協会においても自主規制の制定に外部有識者の参加を確保するなど、自主規制機能の独立性の確保に努めている。

（後略）

なお、「金融商品取引業協会のあり方について 金融商品取引業協会懇談会」の名簿は別紙1「金融先物取引業協会の系譜（参考）」参照。

3. 認定個人情報保護団体

- (1) 本協会は、平成26年8月1日付で金融庁長官から個人情報保護法第37条（平成29年5月30日からは第47条、個人情報保護委員会の所管に変更）に基づく認定個人情報保護団体の認定を受け、会員における個人情報取扱いに関する一般投資者からの苦情処理などの認定業務を開始しました。
同時に「会員における個人情報の適正な取扱いの確保に関する規則」、「個人情報の取扱いに係る苦情処理に関する規則」及び「個人情報の保護に関する指針」を施行（平成26年3月27日理事会決定）し、また、本協会総務部に「個人情報苦情相談室」を設置しました。
- (2) 平成29年度における相談・苦情等は2件ありました。
- (3) 平成29年5月30日の改正個人情報保護法の全面施行に伴い、「個人情報の保護に関する指針」を改正しました（平成29年5月30日理事会決定、同日施行）。

4. 国からの受任事務（外務員登録事務）

金融商品取引法第64条の7に基づき、国から外務員登録事務の委任を受けています。

5. 会員構成

本協会は、商品別に自主規制事業を運営しており、これに伴いその会員構成は、業種、業態を横断したものとなっています。

(二) 協会の概要

1. 本協会の目的

本協会は、会員の行う金融商品取引業（登録金融機関業務を含む。）の業務の適正かつ円滑な運営を確保することにより、投資者の保護を図るとともに、金融商品取引業の健全な発展に資することを目的としています。（定款第3条）

2. 会員等の状況

平成30年3月31日現在の本協会の会員は142社、特別参加者は4社です。
会員等の状況については、「第六部、(二) 会員等の状況」をご参照下さい。

3. 法人組織の状況

本協会では、総会、理事会のもとに、業務、自主規制、規律の三委員会と平成29年度に新設された不服審査会が設けられています。このうち、業務、自主規制委員会の下には、それぞれ部会が設けられています。また、自主規制施策を審議する組織として、業務部会及び自主規制部会の下に、外国為替証拠金取引（FX）幹事会、通貨オプション（COP）部会、個人向け店頭バイナリーオプション取引作業部会が設けられています。

4. 総会、理事会等の開催状況等

(1) 総会、理事会等の開催状況

平成29年度における総会、理事会、委員会等の開催状況は、次のとおりです。

(ア) 総会 2回(通常総会 1回・臨時総会 1回)

(イ) 理事会 7回

(ウ) 業務委員会・部会 5回(業務委員会1回、業務部会4回)

(エ) 自主規制委員会・部会 5回(自主規制委員会3回、自主規制部会2回)

※ なお、自主規制委員会は、平成29年度より原則として定例開催することとしました。

(オ) 規律委員会 2回

(注) 審議内容等は別紙3「総会・理事会・委員会等の開催・審議内容等」のとおりです。

また、平成29年度の開催状況については別紙4「平成29年度会議日程」を参照ください。

(カ) 不服審査会 1回

(注) 審議内容等は別紙3「総会・理事会・委員会等の開催・審議内容等」のとおりです。

また、平成29年度の開催状況については別紙4「平成29年度会議日程」を参照ください。

※不服の申立てはありませんでした。

(2) 金融庁との意見交換会の実施

金融庁幹部と本協会業務委員会委員及び自主規制委員会委員との意見交換会を開催しています。平成29年度は10月13日に第9回意見交換会を開催しました。

(三) 本協会所管金融商品取引の概況(平成29年4月から12月まで)

平成29年4月から12月までの外国為替相場は、主要通貨である米ドルは対円において110円から112円近辺の値動きとなり、概ね価格変動率は低い状況にて推移しました。ユーロは対米ドル及び対円において特に4月から9月頃迄、ユーロ高が進む展開となりました。

通貨関連取引は、国内取引所取引、海外取引所取引及び店頭取引のいずれにおいても減少しました。また、金利関連取引は、国内取引所取引が減少し、海外取引所取引が増加しました。

店頭外国為替証拠金取引の出来高は前年同期(平成29年4月から12月まで)比16.05%減の30,265,572億円、国内取引所外国為替証拠金取引は同29.08%減の24,132,565枚となり、国内取引所外国為替証拠金取引における出来高の円換算値は、同30.21%減の239,874億円となりました。

通貨関連取引の出来高は、外国為替証拠金取引を除く国内取引所の取引がなく、海外取引所先物取引が同8.65%減の141,706枚、海外取引所オプション取引が同99.55%減の100枚、外国為替証拠金取引を除く店頭先物取引が同27.95%減の23,273億円、店頭オプション取引が同25.25%増の180,860億円となりました。

金利関連取引の出来高は、国内取引所先物取引が同35.94%減の2,512,098枚、国内取引所オプション取引がなく、海外取引所先物取引が同5.47%増の16,476,007枚、海外取引所オプション取引が同0.88%減の2,811,354枚となりました。

当期末(平成29年12月末)の建玉残高は、通貨関連取引の建玉残高については、店頭外国為替証拠金取引が前年同期末(平成28年度12月末)比33.87%増の63,303億円、国内取

引所外国為替証拠金取引が同 19.74%減の 2,354,554 枚となり、国内取引所外国為替証拠金取引における出来高の円換算値は、同 25.18%減の 24,437 億円となりました。

外国為替証拠金取引を除く国内取引所通貨関連取引はなく、海外取引所先物取引が同 9.84%増の 4,007 枚、海外取引所オプション取引の実績はなく、外国為替証拠金取引を除く店頭先物取引が 18.57%増の 3,716 億円、店頭オプション取引が 4.13%増の 113,618 億円となりました。

金利関連取引の建玉残高は、国内取引所先物取引が同 16.03%減の 271,515 枚、国内取引所オプション取引はなく、海外取引所先物取引が同 1.77%減の 2,460,045 枚、海外取引所オプション取引が同 7.78%増の 712,977 枚となりました。

外国為替証拠金取引における当期（平成 29 年 12 月末）の顧客預託金及び平成 29 年第 3 四半期の取引実績口座数は、店頭取引が 13,606 億円及び 724,689 口座、国内取引所取引が 4,602 億円及び 23,296 口座となりました。

表 ー 本協会所管金融商品取引の出来高及び建玉等の推移*

出来高 地域別（国内、海外）

期 間	取引所取引 枚	取引所取引			店頭取引（国内）	
		国内		海外 枚	億円	うち FX 億円
		枚	うち FX 枚			
当期	46,073,830	26,644,663	24,132,565	19,429,167	30,469,706	30,265,572
前期	56,585,070	37,949,505	34,028,292	18,635,565	36,228,559	36,051,864
増減 （前期比）	-18.58%	-29.79%	-29.08%	4.26%	-15.90%	-16.05%

出来高 商品タイプ別

市 場	金利関連				通貨関連				
	国内		海外		国内			海外	
	先物	オプション	先物	オプション	先物	うち FX	オプション	先物	オプション
取引所	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚
	2,512,098	0	16,476,007	2,811,354	24,132,565	24,132,565	0	141,706	100
	3,921,213	0	15,621,948	2,836,319	34,028,292	34,028,292	0	155,130	22,168
	-35.94%	-	5.47%	-0.88%	-29.08%	-29.08%	-	-8.65%	-99.55%
店 頭	億円	億円			億円	億円	億円		
	-	-			30,288,845	30,265,572	180,860		
	-	-			36,084,164	36,051,864	144,394		
	-	-			-16.06%	-16.05%	25.25%		

上段：当四半期 中段：前四半期 下段：増減（前期比）

期末建玉 商品タイプ別

市 場	金利関連				通貨関連				
	国内		海外		国内			海外	
	先物	オプショ	先物	オプショ	先物	うち FX	オプショ	先物	オプショ
取引所	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚
	271,515	0	2,460,045	712,977	2,354,554	2,354,554	0	4,007	0
	323,362	0	2,504,414	661,493	2,933,662	2,933,662	0	3,648	18
	-16.03%	-	-1.77%	7.78%	-19.74%	-19.74%	-	9.84%	-100.00%
店 頭	億円	億円			億円	億円	億円		
	-	-			67,019	63,303	113,618		
	-	-			50,422	47,288	109,116		
	-	-			32.92%	33.87%	4.13%		

上段：当期 中段：前期 下段：増減（前期比）

外国為替証拠金取引の概況

市 場	期 間	取引金額 億円	①期末建玉 億円	②期末顧客 預託金 億円	預託証拠金倍率 ＝①÷② 倍	取引実績口座数
東京金融取引所 (くりっく 365)	当期	239,874	24,437	4,602	5.31	23,296
	前期	343,708	32,661	4,406	7.41	24,243
	増減 (前期比)	-30.21%	-25.18%	4.45%	-28.37%	-3.91%
店頭取引	当期	30,265,572	63,303	13,606	4.65	724,689
	前期	36,051,864	47,288	12,362	3.83	733,641
	増減 (前期比)	-16.05%	33.87%	10.06%	21.63%	-1.22%
合計	当期	30,505,446	87,740	18,208	4.82	747,985
	前期	36,395,572	79,949	16,768	4.77	757,884
	増減 (前期比)	-16.18%	9.74%	8.59%	1.07%	-1.31%

* 金額は、いずれも、会員からの枚数又は通貨単位による出来高報告（四半期）数値を事務局において円換算した値であり、当期とは、取引金額は平成 29 年第 1-3 四半期（平成 29 年 4 月から 12 月）までの累計、建玉及び預託金は平成 29 年度第 3 四半期末（平成 29 年 12 月末）時点での値、実績口座数は平成 29 年第 3 四半期（平成 29 年 10 月から 12 月）に新規又は決済取引が行われた取引口座の数、前期とは、取引金額は平成 28 年第 1-3 四半期（平成 28 年 4 月から 12 月）までの累計、建玉及び預託金は平成 28 年度第 3 四半期末（平成 28 年 12 月末）時点での値、実績口座数は平成 28 年第 3 四半期（平成 28 年 10 月から 12 月）に新規又は決済取引が行われた取引口座の数にて記載しています。

第二部 事業計画の概要

平成29年度における本協会の事業計画は以下のとおりです。

(平成29年度における本協会の活動状況の詳細については、別紙5「一般社団法人金融先物取引業協会の活動状況」参照)

平成29年度事業計画の概要

平成29年度事業計画の概要			
平成29年度事業計画	内 容 (△:平成24年度新規事業の継続、○:平成25年度新規事業の継続、◎:平成26年度新規事業の継続、☆:平成27年度新規事業の継続、◇:平成28年度新規事業の継続、新規:平成29年度新規事業)		
1. 金融先物取引業務の適正化 (会員の金融先物取引業務に関し、関係法令の遵守、業務内容の適正化その他投資者の保護を図るために必要な自主規制規則の制定、業務指導、内部管理責任者資格試験の実施)	1.1		会員の金融先物取引業務に関する日常の指導・相談 その他継続事業の実施
	1.2		自主規制規則の制定・改廃の実施
		△	(1)自主規制規則関係アンケートの実施
		◎	(2)パブリックコメントの実施
	1.3		内部管理責任者資格試験制度の円滑・適切な実施
	1.4	◇	投資教育事業計画推進 市場環境関連プロジェクトの運営
定款第4条第1項 第1号、第2号、第9号	1.5	新規	法人顧客に対する証拠金規制への対応 (為替リスク想定比率の算出等)
2. 金融先物取引市場の調査、研究 (内外金融先物市場に関する調査、研究及び統計資料の作成(主要市場出来高状況、上場商品、規制ルール、海外取引所の動向等))	2.1		金融先物取引に関する内外動向調査
			(1)新制度及び新商品などの状況把握
		○	(2)金融商品と当該商品規制との対応関係の整理 (マッピング)
			(3)規制環境の変化等に関する会員への情報発信
	2.2		金融先物取引業に関わる各種統計情報の整備
		☆	(1)統計情報に係る改善
		◇	(2)ビッグデータ解析の安定運用と改善
	2.3	◇	会員向け情報の拡充 海外フラッシュニュースの会員向け配信

平成29年度事業計画の概要			
平成29年度事業計画	内 容 (△:平成24年度新規事業の継続、○:平成25年度新規事業の継続、◎:平成26年度新規事業の継続、☆:平成27年度新規事業の継続、◇:平成28年度新規事業の継続、新規:平成29年度新規事業)		
定款第4条第1項第2号	2. 4		外部学術機関との連携
		○	(1)外国為替証拠金取引における投資家の行動経済学的分析(投資者教育プロジェクトの一環)
		◇	(2)金融先物取引における諸課題の法的整理
	2. 5	◎	投資教育事業の推進 投資者教育プロジェクトの推進
		☆	(1)海外文献の翻訳
		◇	(2)金融先物取引に関する教材開発及び学習機会の提供
		◇	(3)投資者意識に関するアンケート調査の実施・分析
			(4)投資者属性と損益結果に関する調査の実施・分析
	2. 6		外部機関との連携
			(1)海外関係団体との交流、情報交換の一層の強化
			(2)外部統計機関(金融・資本市場統計整備連絡協議会など)、東京外国為替市場委員会及び日本銀行との連携
3. 法令規則等の遵守状況の 監査 〔 会員の法令、自主規制規則等の遵守に関する監査の実施 〕	3.1		計画監査及びモニタリングによる規制環境変化、会員負担の合理化等の見地に立った監査の円滑・適切な実施
			(1)モニタリングの充実と必要に応じたオンサイト対応
		○	(2)財務指標が一定の数値を割り込んでいる会員に対する調査の円滑・適切な実施
			(3)効率的な監査の実施
			(4)会員負担に配慮した監査の実施
			(5)効率とセキュリティに留意した報告データの活用と分析の高度化
	3.2		概況調査・確認調査の円滑・適切な実施
	3.3	○	仲介業務新規委託会員に対する調査の円滑・適切な実施
	3.4	○	個人向けバイナリーオプション取引会員に対する調査の円滑・適切な実施
	定款第4条第1項第3号		

平成29年度事業計画の概要			
平成29年度事業計画	内 容 (△:平成24年度新規事業の継続、○:平成25年度新規事業の継続、◎:平成26年度新規事業の継続、☆:平成27年度新規事業の継続、◇:平成28年度新規事業の継続、新規:平成29年度新規事業)		
4. 苦情・紛争の処理 〔会員の金融先物取引業務に関する投資者等からの苦情の解決及び紛争の解決のあっせん〕 定款第4条第1項第4号、第5号、第6号	4.1		証券・金融商品あっせん相談センターへの業務委託の円滑な実施と連携
	4.2		金融ADR制度への継続参加
	4.3	◎	認定個人情報保護団体としての会員の顧客からの個人情報取扱いに係る苦情・相談業務の適切な実施
5. 外務員の登録事務 〔金融庁長官から委任された外務員の登録の実施〕 定款第4条第1項第7号	5.1		外務員登録事務の円滑・適正な実施 (外務員登録状況の確認の改善)
	5.2		外務員資格試験の円滑・適切な実施
	5.3		外務員更新研修の円滑・適切な実施
6. 広報、刊行物の発行 〔金融先物取引に関する知識の啓蒙、普及に資するための広報、刊行物の発行〕 定款第4条第1項第8号	6.1		刊行物発行业務の円滑・適正な実施 (電子化等の実施に伴う刊行物体系の見直し)
	6.2		Kinsaki-netを利用した適時・適切な情報発信の充実 (会員向け)
	6.3		一般向けWEBサイトを経由したデリバティブ投資知識の普及(一般向け)
	6.4	新規	法人顧客に対する証拠金規制への対応 (為替リスク想定比率の公表)
	6.5		協会史編纂
7. 金融先物取引業務の改善合理化 〔会員の金融先物取引業務の改善合理化、その他金融先物取引業の健全な発展に資するための企画立案の実施〕 定款第4条第1項第9号	7.1		投資者信頼の一層の強化を図るための効率的自主規制の実施
			(1)金融商品別(FX幹事会等)施策の充実
			(2)チェックポイント方式等によるモニタリングの実施体制の整備
			(3)その他環境の変化に対応する金融先物取引業務の改善合理化
	7.2		会員の事務負担合理化等の見地からのQ&A事業の推進と拡充(広告等に関するQ&A、既存Q&Aの改正)

平成29年度事業計画の概要			
平成29年度事業計画	内 容 (△:平成24年度新規事業の継続、○:平成25年度新規事業の継続、◎:平成26年度新規事業の継続、☆:平成27年度新規事業の継続、◇:平成28年度新規事業の継続、新規:平成29年度新規事業)		
8. 教育、研修 (会員の役職員等に対する教育、研修の実施)	8.1		規制環境の変化等に対応した事業の適切な実施
			(1) 会員専用WEBサイト(Kinsaki-net)の充実等による規制環境の変化等に対応した事業の適切な実施
			(2) ITを活用した教育、研修の検討
	8.2	◇	投資教育事業の推進 プロフェッショナル教育プロジェクトの推進
		◇	(1)職業倫理・行動規範の確立
		◇	(2)資格試験用教材開発及び学習環境の整備(WEB環境の整備推進)
	定款第4条第1項第10号		
9. 会員相互間及び関係諸団体との意思疎通、連絡調整の推進 定款第4条第1項第11号、第12号	9.1		会員と行政庁との意見交換・連絡調整等の実施
	9.2		金融商品取引業協会、NFA等関係自主規制機関との意見交換・連絡調整の実施等
	9.3		第二種金融商品取引業協会への協力
	9.4	☆	日本証券経済研究所への助成
10. 法令に基づく主務大臣等への協力 定款第4条第1項第11号、第13号	10.1		連絡、協力事業の適切な実施
11. 内外諸情勢の変化に即応した適正かつ効率的な協会業務の推進	11.1	△	一般社団法人業務運営の着実な実施
	11.2		協会事務局体制の適正性・効率性に資する整備
	11.3		協会事務の合理化・適正化の推進
			(1)協会セキュリティ・マネジメント体制の整備等
			(2)出版等の更なる効率化の検討等

平成29年度事業計画の概要			
平成29年度事業計画	内 容 (△:平成24年度新規事業の継続、○:平成25年度新規事業の継続、◎:平成26年度新規事業の継続、☆:平成27年度新規事業の継続、◇:平成28年度新規事業の継続、新規:平成29年度新規事業)		
定款第4条第1項第14号	11.4	○	会員、外務員等の処分制度の見直し(定款・関係規程の改正等)
	11.5	△	処分手続きの見直し等に伴う関連体制の検討
	11.6	△	金融商品仲介業に関する規則に伴う業務の適切な実施
	11.7	◇	サイバーセキュリティへの取組み
	11.8		協会役職員に対する教育、研修(監視委員会主催研修への参加、監査法人主催研修参加、職員資格取得支援等)の実施

第三部 法人管理関係

(一) 事務局の概要

1. 組織・人員等

(1) 組織・人員

本協会は、協会事務局の業務運営体制の強化等を目的として、平成28年7月に従来の事務局長制から統括役・役員付制に組織改正が行われ、統括役2人の下、4部（総務、業務、監査、調査）体制としています。

職員数（平成30年3月末現在）は、20人（うちパート2人）です。

（別紙6「一般社団法人金融先物取引業協会組織図」参照）

（参考）事務局人員の推移

- ・ 平成21年6月総会において、規制環境変化等に対応するため、平成22年度までに対平成20年度末（14人）比11人増員を計画。
- ・ その後、事務量見直しに基づく計画見直しをしつつ、計画期間を当初の2年から4年に延伸し、平成24年度にほぼ一巡。
- ・ 体制整備の成果は、モニタリング組織等、各部で効果。

(2) 金融庁への出向

平成25年から本協会職員1人を金融庁に任期付職員として出向させています。

(3) 平成28年7月からの業務運営体制

平成28年7月に導入した統括役体制による業務運営体制については、導入後の状況を踏まえ、制度整備を検討することとしていましたが、現状において円滑な業務運営が行われていることから、現体制を当面継続することとしました。

(4) 不服審査会室の設置

平成29年6月に不服審査会が設置されたことに伴い、総務部に不服審査会室を設置しました。

設置後、平成29年度における不服の申立てはありませんでした。

(5) その他

適時的確な業務運営を行うため、各部に周知すべき事項、日程調整、検討すべき課題等を協議する場として、管理職職員をメンバーとする、月例調整会議や連絡調整会議等を開催することとしています。

2. 所在地

(1) 主たる事務所

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1-3

NBF小川町ビルディング

代表TEL (03) 5280-0881

各部代表TEL 総務部 (03) 5280-0881、0889

業務部 (03) 5280-0882

調査部 (03) 5280-0884

監査部 (03) 5280-0883

FAX (03) 5280-0895

URL <http://www.ffaj.or.jp/>
<http://www.ffaj.or.jp/en/>

(2) 支部

支部は置かれていません。

(二) 災害対策関係、事業継続計画等

- (1) 本協会の事業継続計画（BCP）については、平成23年3月に自然災害を対象とした「災害対策要綱」を策定し、その後、平成25年度において、自然災害だけでなく、新たに大規模停電などの社会インフラの機能停止や、通信障害、反社会的勢力の介入など、本協会に非常事態が発生した場合の対応を含める拡充を行い、これを事業継続計画及び同業務マニュアルとして制定し、平成26年3月7日より運用を開始しています。
- (2) 平成29年度における対応状況は、以下のとおりです。
 - (ア) 本協会の事業継続計画に定める非常時対策本部の設置はありませんでした。
 - (イ) BCP担当者及び同副担当者の2名が平成29年7月に東京消防庁本所防災館にて行われた防災訓練に参加しました。

(三) 事務局における個人情報の取扱い

1. 個人情報の取扱いに係る点検

- (1) 本協会では内部規程（「個人データ取扱状況の点検・監査規程」（平成26年3月19日事務局決定））に基づき、四半期に一度、各部において個人情報の取扱いに係る点検を行っています。
- (2) 年に一度、本協会事務局における個人情報の取扱いに係る監査を受けており、平成29年度は、平成30年3月に外部のセキュリティコンサルティング会社による監査を受けました。

2. 個人情報保護研修

個人情報保護研修については下記「(四) 職員資質向上」をご参照下さい。

(四) 職員資質向上

職員の資質向上のため、以下の施策を行っています。

また、IT技能・知識は業務の生産性を改善する大きな力となることから、更なるIT技能・知識獲得のため、各部選抜者を外部研修等に参加させました。

- ① 外部講師による研修等
セキュリティ・コンサルタントによる定期個人情報保護研修（平成20年度より実施、平成29年度は平成30年3月に実施）
- ② 証券取引等監視委員会事務局主催の証券検査実務研修（平成22年度より実施、平成29年度は7月に参加）
- ③ 米国CFTC主催の国際規制関係者研修（平成24年度より実施、平成29年度は10月に参加実施）
- ④ 投資家教育国際フォーラム（IFIE）と証券監督者国際機構（IOSCO）の共催による「投資教

育カンファレンス」への参加（平成28年度より実施、平成29年度は4月に参加）

⑤ IT研修等

株式会社富士通ラーニングメディアが運営するデータベース基礎研修に3名の職員が参加（平成29年度より実施、平成29年度は12月に実施）

（五） 法人管理の適正化

1. 最近における取組み

法人管理の適正化については、かねてより各般の施策を講じてきましたが、一般社団法人としての法令遵守・運営リスクへの対応について、引き続き重点的に取組みを続けています。

最近においては、下記の取組みを行っています。

（１） 総会の適正運営のため、顧問弁護士の総会への出席の定例化

（２） 総務部における文書担当の設置

本協会が外部に発出する対外的な文書は、リーガルチェックの必要性や外部に発信する文書としての要件を具足しているかについて、文書担当者の合議を経たのちに発出する。

（３） その他

（ア） 法人運営の実務等の情報交換や助言を受けることを目的とし、公益財団法人公益法人協会に加入（平成26年4月）しています。

（イ） 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」の施行により、役員の法律上の損害賠償責任が明確化されたことを受け、本協会の役員等が訴訟された場合のリスクをカバーするため、役員損害賠償保険に加入（平成26年4月）しています。

（ウ） 平成28年12月より、協会役職員の所属健康保険制度を従来の全国健康保険協会から、東京証券業健康保険組合に変更しました。

2. 内部管理規則の整備

（１） 協会事務局の内部管理のための規程としては、定款の定めに従い、総会において別に定めるもの（定款第33条（役員の報酬等））及び理事会の決議を必要とするもの（定款第41条（事務局の組織及び運営に関する事項）、定款第42条の2（経理規則）等）等があります。

（２） 平成29年度においては、平成29年6月23日に不服審査会が設置されたことに伴い、事務局の組織及び事務分掌等規程の一部改正（平成29年5月30日第2回理事会決定、平成29年6月23日施行）を行い、総務部に不服審査会の事務を行う不服審査会室を設置しました。また、これに関連して決裁権限規程及び印章規程の一部改正を行いました。

また、同理事会においては、「会員における倫理コードの保有及び遵守に関する規則」が制定（施行は平成30年4月1日）されたことに伴い、協会の役職員に対する倫理規程の制定を行いました。

（六） 電子情報技術（IT）の活用及びセキュリティの確保

本協会では、近年における広範かつ急速な環境変化の中で、ベターサービスの志向の下、効率的かつ適正・透明な協会業務運営を図るためには、費用対効果を見定めたセキュリティを確保した上で、電子情報技術（IT）の積極的利用が不可欠であるとの考え方に立ち、一般向け協会ホームページ及び会員・特別参加者専用サイトについて、以下のような各般の施策に取組

んできました。

1. 一般向け協会ホームページ

平成11年度以降、一般投資者に向けて「一般向け協会ホームページ」(注)を開設し、協会の概要、業務及び財務等に関する資料、会員名簿、統計資料として金融先物取引の出来高状況、店頭外国為替証拠金取引月次速報値等を掲載しています。

(注) 協会ホームページ 日本語版 <http://www.ffaj.or.jp/>

英語版 <http://www.ffaj.or.jp/en/>

平成20年8月には、一般投資者にとって見やすくかつ親しみやすいホームページを目指すべく、広範なりニューアルを行い、デザインを一新し、以来、個人投資家向け所管金融先物取引についての規制の解説ページなど、コンテンツの充実にも継続的に取り組んでいます。

平成29年度における一般向け協会ホームページへのアクセス数は、539,409回(平成28年度454,084回)でした。

2. 会員・特別参加者専用サイト(Kinsaki-net)

(1) 会員の利便性向上の努力

会員・特別参加者への情報伝達の迅速化等を目的として「会員・特別参加者専用サイト」を平成20年度に設置しました。平成22年3月には、その運用実績等を基に大幅な改善を行い、会員からの要望も踏まえ、安全性を考慮したウェブ報告機能「報告書管理システム」を追加し、Kinsaki-netとして運用を開始しました。

その後も、本協会では、会員の利便性の向上及び業務負担の軽減とともに事務局における業務効率化を目的とした機能追加等を逐次行っており、平成24年度においては、出来高状況報告等の専用画面を新設し、平成27年度においては、会員が外務員の登録状況等の確認をシステムにより随時行えるように「外務員情報」ページを新設しました。

(2) 会員・特別参加者への連絡、情報提供

本協会事務局から会員・特別参加者への適時適確な各種連絡、情報提供は、ベターサービスを志向する本協会の運営の重要な柱であると考えます。Kinsaki-netは、この点で基幹的な機能を果たしており、多数の通知文書に加えて、各種部会、ワーキンググループの審議状況をはじめとする本協会の活動についての報告や、会員・特別参加者のニーズを踏まえた刊行物電子化のプラットフォームとしての役割を担っています。平成29年度に、同ページを通じて行われた連絡件数は、269件(うち本協会通知文書掲載131件)となっています。

(3) 会員・特別参加者からのウェブ報告機能

会員・特別参加者は、Kinsaki-netに設置された報告書管理システムを通じて協会への各種報告を行うことができます。同システムに登録された報告文書等は、登録した会員・特別参加者から随時閲覧することが可能です。同システムは、安全性と効率性等の観点から、クライアント証明書による認証を採用しています。システム・セキュリティ環境等がそれぞれ異なるなど諸条件がある中、平成30年3月末時点では97%の会員・特別参加者が同システムを利用しています。

(4) セキュリティの強化等

平成25年12月にはKinsaki-netサーバの更改に併せて、セキュリティの観点からサーバ構成の見直しによる堅牢化を図りました。また、平成28年3月には、Kinsaki-netプログラ

ムのフレームワーク及びサーバOSのバージョンアップ、証明書の暗号化アルゴリズムへの移行を行いました。

(別紙7「Kinsaki-net 概要」参照)

3. 事務局システム

(1) 災害等緊急時対応への電子情報技術の活用

(ア) 平成22年度に、災害等により職員の事務所への出勤が困難な場合などに、会員や一般投資者へホームページ等を通じての情報提供及び連絡業務を継続的に行うことができるよう、本協会ネットワークにリモートアクセスする仕組みを導入しました。

(イ) 平成24年3月には、リモートアクセス時の業務をより確実かつ効率的に遂行することを目的のひとつとして、職員のパソコン環境の大部分をシンクライアント環境に切り替えました。

(ウ) その後も、平成24年度においては、シンクライアント環境とリモートアクセス機能を一層活用し、災害時等の連絡体制をより強固にすることを目的として、関係者用にタブレット端末を導入するなど、逐次整備を図ることとしています。

(2) セキュリティの強化

平成23年8月には、セキュリティ及びBCPの観点から本協会事務所に設置していたファイルサーバをデータセンターへ移設しました。また、「(1) 災害等緊急時対応への電子情報技術の活用」でも述べたように、シンクライアント環境を導入し、管理態勢の強化を行いました。その後も、平成29年6月にはファイルサーバの更改などハード、ソフト及びセキュリティについて適時必要な切替え、見直し等を行っています。

4. 外務員統合管理システム

国から委託を受けた外務員登録事務の実施のため、平成17年度から外務員登録等に関するシステムを開発し、以降、会員のご意見を踏まえつつ、整備を行っています。

なお、平成29年度についてはシステムの変更等はありませんでした。

5. 機械化会計

平成22年度予算編成における年度開始前予算編成移行に際し、予算執行過程での予算管理事務、支出実行・債権管理等の経理事務の効率化、適確化を図り、関係情報の迅速な把握等による適切な財務運営に資することを目的として、平成23年度より機械化会計の本格導入を行い、予算執行状況の月別管理等にも活用しています。

6. 預託金管理システム

定款第12条に規定する預託金に関する事務の効率的かつ適正な執行のため、平成24年3月に預託金管理システムを構築し、入退会に伴う預託金の受払い処理や、毎年7月1日基準で行っている会員の直近決算期の貸借対照表による純資産額の見直し作業に活用しています。

7. 統計データ処理環境

平成29年3月に投資教育事業の推進の一環として、統計処理環境の整備のため、Kinsaki-net

のデータベースと連携したデータ処理サーバの構築を行いました。

平成29年度には、当該データ処理環境を活用するために必要な基礎的な知識の習得を目指し、担当職員に外部研修を受講させました。

(七) 各種刊行物の刊行等 ―刊行物の電子化及びオンデマンド出版化―

1. 刊行物刊行事業の概要と電子化への取組み

本協会は、協会事業の対象各分野について会員の理解を深め、事務効率化に資する等の観点から各種の刊行物を発行しています。平成21年度より、会員アンケートの結果を踏まえ、会員のニーズ、利用の便宜、協会の業務運営の効率化等の観点から、Kinsaki-net 掲載等による電子化を中心とした効率化・高度化施策を講じています。

金融先物取引業務研修テキストの全面見直しによる電子化が平成26年度で完成し、全刊行物の電子化作業が完了しました。

2. 各種刊行物の状況

平成29年度における各種刊行物の状況は、以下のとおりです。

(1) 会報

事務局の運営状況及び金融先物取引に関わる情報の発信を目的に、年4回、会報を定期に作成し、会員との情報伝達に用いる Kinsaki-net 上の電子ファイルにより、会員に発信しています。業務報告、監査指摘事項等各種の定例記事の他、平成29年度は、学術連携（法学）の成果を取りまとめた会報臨時号を5月に、投資教育事業として取組んでいる海外書籍の翻訳文を予備原稿（Preliminary draft）として、8月に発刊しました※。さらに、金融先物取引業や本協会の活動への理解を促進し、加えて投資教育を図ることを目的に、その内容の一部を一般向け協会ホームページに掲載しています。

※ 平成30年4月より翻訳版「Futures & Options」を電子書籍形式にしたコンテンツを会員のみならず一般投資者にも開放しています。

(2) 金融先物取引関係法規集

平成25年度より電子媒体での提供（Kinsaki-net 掲載）を行っています。紙媒体は、掲載法令等の追加等により、2分冊構成となっています。

会員、特別参加者には一部ずつ無償提供しています。

(3) 金融先物取引業務マニュアル

会員の業務を支援するためのツールとして、「金融先物取引業務マニュアル」を作成しています。本マニュアルは、平成23年度より電子媒体により提供（Kinsaki-net 掲載）を行っています。なお、紙媒体を必要とする会員にはオンデマンド出版により提供しています。本マニュアルは、原則として年度ごとに内容を見直し、10月版として最新のものを Kinsaki-net に掲載することとしています。

第四部 事業実施関係

(一) 自主規制実施関係

1. 会員監査及びモニタリング

(1) 監査体制

会員の監査については、平成4年の金融先物取引法の改正（平成4年7月20日施行）により、自主規制団体の自主規制機能強化の一環として、本協会の業務に加えられました。現在、会員会社に臨場する実地監査と、オフサイトで関係会員全体を対象とするモニタリングを行っています。

（別紙8「平成29年度（平成29年4月～平成30年3月）監査結果」参照）

(2) 実地監査

(ア) 実施状況

実地監査については、平成4年度から実施しています。平成29年度の実地監査実施件数は19社でした。

監査内容については、新たな法令諸規則及び発生した事故事例、監督当局の行政方針等を考慮し、適宜、ヒアリング項目の追加、ヒアリング深度を深める等、監査の実効性を上げるよう努めています。

実地監査に当たっては、会員の業務改善に資すること念頭に置き、監査における不備事項等についての判定基準を明確化するとともに、フォローアップ監査として、無予告監査の手法を取り入れるなどの監査体系と対応の整備をしています。

なお、「顧客本位の業務運営に関する原則」については、実地監査を実施する際に、会員の同原則の導入状況について確認を行うこととしています。

(イ) 合同監査

取引所参加者である会員については、会員の負担軽減及び監査の効率化のために、東京金融取引所（平成17年度から）及び日本取引所自主規制法人（平成22年度から平成25年7月25日までは大阪証券取引所）との間で合同監査を行うことを原則としていました。

平成26年10月に大証FXが休止されたこと及び東京金融取引所自主規制事務局から平成29年度以降は取引所単独で考査を行いたいとの申し入れがあり、本協会と東京金融取引所は各々単独で監査等を行うこととなったことから、平成29年度の実績はありません。

(ウ) 監査結果

平成29年度の監査結果をみると、おおむね適正な業務管理がなされていると認められましたが、一部会員においては、配信価格態勢の整備や顧客注文執行態勢の整備に問題がみられた事例、勧誘行為に関する内部管理態勢に問題がみられた事例、システムリスク管理態勢に問題がみられた事案、その他顧客管理関係で顧客取引のモニタリングが不十分であった事例、社内規程の整備が不十分であった事例（注文執行態勢等）、内部監査関係で記録・証跡が不十分であった事例、また交付書面関係での不備、協会への報告に関する不備（システム障害報告の提出漏れ、出来高状況報告の数値誤り）等が認められましたので、必要な指導を行いました。

(3) モニタリング

(ア) モニタリングの概要

モニタリングについては、平成21年度以降、種々の規制見直しが実施されていく中で、大きな環境変化の下で会員の円滑な対応を確保し、業務運営を支援する等の観点から、対象項目に関係する全ての会員を対象としたオフサイトの書類監査等とその結果により、オンサイトの監査等を組み合わせて実施するモニタリングを導入することとし、体制整備の成果を活かし、平成22年7月より、モニタリングを行う体制（モニタリング担当）の整備を行い、運用を開始したところです。

外国為替証拠金取引、通貨オプション取引等、本協会の自主規制事業の対象となる金融商品を取扱う会員全社に対して、各社の状況を把握するため調査項目を絞ったオフサイト調査を行い、その結果必要と認められるものについて、オンサイトの特別監査や特別調査等を組み合わせて実施しています。

(イ) モニタリング項目（オフサイトの調査項目）

平成29年度においては、以下の11項目についてモニタリングを実施しています。

- ① 事業報告書及び決算表の状況
- ② 自己資本規制比率等の状況（月次モニタリング帳票）
- ③ 区分管理信託の状況
- ④ 未収金発生状況及び残高状況（「(4)(ア) 為替相場急変時等のロスカット等未収金の公表」参照）
- ⑤ システム障害の状況
- ⑥ 事故報告等の定款4条に基づく各種報告の内容確認
- ⑦ 損失補てんの確認申請及び事後報告の内容確認
- ⑧ 広告モニタリング（ホームページや雑誌の定期的な確認等）（「(4)(イ) 広告モニタリング」参照）
- ⑨ 価格モニタリング（FX取引における提示価格や約定価格等が対象）
- ⑩ 苦情の状況等
- ⑪ アフィリエイトモニタリング（FX取引及びBO取引に関して、会員から徴求したサイト情報（支払いが発生したアフィリエイト）を基にした内容の確認等）

(ウ) モニタリング結果によるオンサイトの特別監査等

- ① 特別監査（「(4)(エ) 特別監査」参照）
- ② 財務状況等の確認を行う各種調査（「(4)(オ) 特別調査」、「(4)(カ) 確認調査」、「(4)(キ) 概況調査」参照）

(4) モニタリング各論

(ア) 為替相場急変時等のロスカット等未収金の公表

- ① 為替相場急変時等のロスカット等未収金について、会員からの報告を基に本協会ホームページ上で、発生件数及び金額を公表しています。
- ② 平成23年9月以来、個人顧客に係るロスカット等未収金発生状況を月単位で公表してきましたが、平成27年4月分より法人顧客分についても公表することとしました。
- ③ 多額のロスカット等未収金が発生するような相場急変が発生した場合には、必要に応じ個別事象ごとの発生状況を公表しています（※下表参照）。

なお平成29年度では、4月（仏大統領選）、6月（英下院選挙）、10月（トルコリラ相場急変）、平成30年3月（クロス円通貨変動）の未収金発生状況を速報ベースで把握する調査を実施しました。

（※）（参考）個別事象ごとに公表したロスカット等未収金

平成27年1月15日の相場急変に係るロスカット等未収金（速報値）

（スイスフラン相場の急変）

発生件数	発生金額（百万円）
1, 229	3, 388

平成27年8月24日の相場急変に係るロスカット等未収金（速報値）

（南アフリカランド、米ドル相場の急変）

発生件数	発生金額（百万円）
4, 999	919

（イ） 広告モニタリング

外国為替証拠金取引や個人向け店頭バイナリーオプション取引については、勧誘規制の対象となっていることから、広告モニタリングを行っています。

広告モニタリングとは、監査部職員1人あたりに10社程度を割り振って、外国為替証拠金取引や個人向け店頭バイナリーオプション取引を提供する会員が行う雑誌広告や会員のホームページ、アフィリエイト広告等を巡回し、適宜、監査部内で情報共有を行い、必要に応じて会員に対し内容の修正を求めるなどの指導を行うものです。

会員ホームページやアフィリエイト広告等に係る平成29年度の指導件数は、会員17社に対し延べ27件行っており、当該指導内容は以下のとおりとなっています。

（参考）広告モニタリングによる指導内容（平成29年度）

広告の種類	延べ件数	概要
キャンペーン実施方法	13	キャンペーンの内容について修正要請
HP上の表記方法	10	不明確・不適正な表記
スプレッド広告	3	不適切な表示、更新が適切になされていない等
アフィリエイト広告	1	LPに不適切な記載
合計	27	

また、平成29年10月にアフィリエイト広告・比較（ランキング）広告の利用状況・業務運用状況等についてアンケート形式による調査を行い、広告掲載サイト上での表現内容や広告審査マニュアル等に記載されている広告審査の実施・進捗状況等について確認し、必要に応じて修正・改善等の指導をしています。

（ウ） 書類監査

平成22年度より、システムリスク管理態勢、緊急時事業継続態勢の整備状況、店頭外国為替証拠金取引における注文執行態勢の整備状況等について、適宜、必要と認められる事項に関して書類監査を行っています。

直近では、平成29年7月に、協会会員である外国為替証拠金取引を取扱う金融商品取引業者において、インターネットサイトがサイバー攻撃を受け、不正アクセスにより顧客情報が漏洩する事案が発生したため、同様の手口のサイバー攻撃による被害拡大の未然防止の観点から、会員に対し、自社のインターネットサイトのセキュリティについて適切に管理するよう周知するとともに、「システムリスク管理態勢に関する書類監査の実施について」（金先協平29第173号E）を平成29年7月27日に発出し、サイバー攻撃等に関する管理態勢に係る項目を含めた書類監査を実施しました。

監査結果を踏まえ、必要があると認められる会員に対してフォローを行っています。

(エ) 特別監査

平常時のモニタリング活動の中から、必要と認めた場合には特別監査を実施しています。平成29年度においては、実績はありませんでした。

(オ) 特別調査

投資者の信頼確保の観点から、財務指標が一定の水準を割り込んだ会員及び仲介業務を開始した会員について、特別調査を実施することとしています。

① 財務健全性の確保

平成24年度から自己資本規制比率、純資産額が一定の水準を割り込んでいる会員に対し、現状把握のため特別調査を開始しています。平成29年度においては4社、特別調査を実施し財務体質強化策、事業見通し等についてヒアリングを行っています。

② 金融商品仲介業への対応

「金融商品仲介業者に関する規則」（平成24年11月22日第8回理事会決定、平成25年1月1日施行）及び関係諸規則においては、投資者保護に資するため、会員の金融商品仲介業務の委託に関し、金融商品仲介業者に遵守させるべき事項等を定め、仲介業務を委託した会員による指導及び監督を通じて、金融商品仲介業者における適正な業務運営を図ること等が規定されています。このような規制環境を踏まえ、仲介業務の委託を新たに開始した会員については、その業務が適切に実施されているかを確認するため、実地での特別調査を行うこととしています。

平成29年度において仲介業務の委託を新たに開始した会員はありませんでした。

(カ) 確認調査

平成26年度において不適正な報告事例が見られたこと等に鑑み、顧客預り資産の保全、会員の財務内容の適正性を確保するため、新たに財務系を中心とした各種報告内容の正確性・適切性を確認する目的で、無作為抽出した既存会員への短期間の確認調査を行うこととしました。平成29年度の確認調査実施件数は5社でした。

(キ) 概況調査

平成20年度から、外国為替証拠金取引を取扱う新規入会会員に対し、財務状況等の適正性を確認するための概況調査を開始しました。平成29年度の実施件数は2社でした。

(ク) 書類調査

① 法人レバレッジ規制対応

店頭法人FX取引に係る証拠金規制が平成29年2月27日に施行されたことを受け、4月、7月、平成30年3月の合計3回、全社のレバレッジ設定内容の実態調査を行いました。前2回の調査の結果では上記規制に反するレバレッジ設定は無く、3回目について

は調査中です。

② 個人向け店頭バイナリーオプション

個人向け店頭バイナリーオプションを取扱う会員に対し、商品内容、自主規制規則への対応状況等を確認する調査を行いました。調査の結果、修正を要する事項等については適宜、対応を要請しています。

(ケ) 事業報告書及び決算表の状況

会員から提出される事業報告書等から会員の事業内容、収益状況等を把握するとともに、役員の異動状況、株主構成等を確認しています。平成29年度においては約50社の確認を行い、各種モニタリング活動の監査資源にも活用しています。

(コ) 区分管理信託の状況

会員から毎週提出される区分管理信託表及び信託の残高証明書を全週、全会員確認し、会員の区分管理信託が適正に行われているかの確認を行っています。

必要に応じ、個別にヒアリングを行っています。

(サ) システム障害の状況

会員から提出されるシステム障害について、全件、内容の確認を行い、必要に応じて障害の原因、対応策、復旧目途、損失補てんの有無等をヒアリングしています。

障害深度、内容によって特別調査等を検討することとなります。

平成29年度においてはシステム障害を原因とした特別調査はありませんでした。

(シ) 損失補てんの確認申請及び事後報告の内容確認

会員から提出される損失補てんの事前の確認申請、事後報告を全件、確認しています。

特に事前の確認申請については補てんをすることとなった経緯を始めとして、各顧客別、さらに各取引別の売買成立値段等から最終的な補てん金額を精査し、必要に応じて修正対応を要請したうえで当局への書類提出をし、その後に会員による損失補てんの実施となっています。

事後報告についても同様の精査をしたうえで当局へ書類提出をしています。

(ス) 事故報告等の定款4条に基づく各種報告の内容確認

定款4条に基づく各種報告（当局検査指摘事項への対応の進捗、週次報告される財務状況報告等）を確認し、必要に応じて個別にヒアリングを行い、実態把握を行っています。

(5) その他

(ア) ストレステスト・モニタリング

本協会では平成27年7月に金融庁から公表された金融モニタリングレポート等を受けてストレステストを実施しており（(三) 4. (2)「ストレステスト」参照）、監査部では会員各社の当該テストの結果報告を精査し、一定の基準に満たない会員に対してテスト実施後のリスク認識や対応予定等についてヒアリングを行いました。

またヒアリングの結果については当局にも提供し、情報共有を行っています。

(イ) 監査マニュアルの整備

投資教育プロジェクトの一環として、監査マニュアルの整備に着手しました。平成28年度中に原案の作成が完了し、29年度からは内容の精査及びリーガルチェック等の作業を順次進めているところです。

(ウ) その他

① 会員セミナー等

実地での監査、調査や書類監査等で指導した重要な項目については、会員セミナーや会報を通じて注意喚起を行うなどにより、会員全体の業務改善努力を支援しています。

② 「特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」との連携

苦情の解決及び紛争のあっせんの業務については、本協会からFINMACへ業務委託（第一種金融商品取引業務に係るあっせんを除く（「(四) 苦情・相談、あっせん事業」参照）を行っています。

FINMACとの間では、同法人発足当初からの取決めで、顧客に係るあっせん、苦情及び相談の状況の概要について月次で報告を受け、必要であると判断した事案については、さらに詳細な記録の提出を求め、会員への指導に活用しています。

また、平成26年度、平成27年度に引き続き、平成29年度上期も、FINMACからの要請を受け、監査部職員を講師として派遣し、相談員を対象とした研修を行いました。（「(十) 2. (1) 国内の自主規制機関等との関係」参照）

③ 行政当局との連携

金融庁、関東財務局、本協会による定期意見交換会を平成27年9月28日（近畿財務局も参加）より行い、金融先物取引に関する情報交換をしています。平成29年度は、平成29年4月26日及び平成30年3月22日に実施しました。

2. 会員及び外務員処分関係

(1) 規律委員会の開催状況

平成29年度の規律委員会の開催状況は次の通りです。（2回開催）

（開催日）

（審議事項及び報告事項）

第17回：平成29年4月25日

1. 会員の処分について（会員1社）
2. 平成29年度監査計画について
3. 会員から受領した事故報告書等に対する本協会の処分要否についての報告等

第18回：平成29年8月22日

1. 会員の処分について（会員3社）
2. 外務員の処分について（外務員2名）
3. 会員から受領した事故報告書等に対する本協会の処分要否についての報告等

(2) 処分状況

平成29年度の本協会の定款等に基づいて会員又は外務員に対して行われた処分の状況は、以下のとおりです。

(ア) 会員処分

本協会定款に基づき、会員4社に対し過怠金の賦課の処分を行いました。なお、処分とあわせて当該会員に対し、法令諸規則等の遵守及び内部管理体制の充実、強化を徹底するよう勧告を行い、再発防止のための業務改善策について報告を徴求しました。

(イ) 外務員処分

金融商品取引法第64条の5及び外務員の登録等に関する規則に基づき、外務員2名に対

し職務停止等の処分を実施しました。

(注) 会員処分については、定款第19条第1項の規定に基づき実施しています。

外務員処分については、金融商品取引法第64条の7の委任事務として、同法第64条の5に基づき本協会規則「外務員の登録等に関する規則」第11条の処分を実施しています。また、本協会の処分として、同規則第6条に基づき処分を実施しています。

(3) 処分関係制度整備

(ア) 平成23年5月31日第3回理事会で、会員の処分量定基準について理事会決定がなされ、また、規律委員会の設置等について検討を進めることになりました。

(イ) 平成24年1月31日第12回理事会で、規律委員会の設置が具体化したことに伴い、処分関係の制度整備については、同委員会の審議を経て決定することとされました。

(ウ) 平成24年6月に設置された規律委員会において各般の検討が進められ、平成26年3月26日開催の同委員会において、これまでの検討を集約し、また、他協会における外務員処分関係の制度整備の動向を踏まえ、下記①から③の会員処分及び外務員処分関係の検討項目を含め、包括的に整備を検討することになりました。

① 会員処分関係の検討項目

(i) 会員の処分手続等に関する定款、規程の整備(注)

(ii) 不服申立制度の新設及び不服審査会規則の新設

(iii) 会員の処分手続等に関する具体的な手続規則の新設

(iv) 「会員処分量定基準」の正式施行及び「会員の処分に関する考え方」の理事会決議

(注) 定款、規程の整備の検討項目については、以下のとおりです。

- ・ 不服審査会の設置
- ・ 過怠金の上限額の引上げ
- ・ 不当な利得相当額の回収制度の新設
- ・ 処分規定の明確化
- ・ その他所要の規程変更

② 外務員処分関係の検討項目

(i) 登録取消処分が行われた場合の資格取消処分の取扱い

(ii) 外務員資格取消処分等についての聴聞手続・不服申立制度の新設

(iii) 「外務員処分量定基準」及び「外務員の処分に関する考え方」の理事会決議

③ その他今後の検討項目

(i) 不都合行為者に対する制裁規定の新設

(ii) 登録取消処分を受けた会員の役職員に対する処分の新設

(iii) 内部管理責任者に対する処分の検討

(エ) 以上の検討の結果、平成28年12月の第16回規律委員会において会員及び外務員処分関係の制度整備案が承認され、規則等については、平成29年3月13日の理事会にて了承されました。

また、定款の一部変更については、平成29年3月28日の臨時総会において了承され、定款の一部変更、規則等の制定及び一部改正については、平成29年6月23日より施行しています。

3. 反社会的勢力への対応

平成26年6月4日付で、反社会的勢力による被害の防止に関し、金融庁において監督指針等の改正が行われました。反社会的勢力への対応については、従前より、実地監査の内部管理体制の整備状況の監査項目としており、引き続き重要な監査項目の一つとして取組んでいます。

4. 無登録業者に関する施策

(1) 金融商品取引法上の対応

金融商品取引法に基づく登録のない海外業者（海外無登録業者）が、国内の投資家にFX取引等の勧誘を行っている状況に対しては、金融庁及び関東財務局において、業務をただちに取やめるよう「警告書」を発出し、業者名を公表するなど、一般投資者に向け注意喚起がなされています。

また、平成28年度の税制改正において、店頭デリバティブ取引に係る雑所得の課税の特例等の適用対象から無登録業者を相手として行う取引を除外する措置がとられることとなりました。

(2) 協会の対応

本協会としても、平成21年度に開催された金融庁と本協会業務委員会委員及び自主規制委員会委員による意見交換会においての意見を踏まえて、国内外の関係方面への連絡等の取組みを行っています。平成28年12月に証券監督者国際機構（IOSCO）が公表した「IOSCOリテール向けOTCレバレッジ商品に係わる報告書」の中で、グローバルな問題として無登録業者問題が取り上げられています。

なお、現在までの主な対応としては、平成25年度においては、当局から既に警告書の発出を受けている業者を含め、取引の勧誘等を行っている状況が依然として認められていることを踏まえ、金融庁及び関東財務局から一般社団法人日本雑誌広告協会に対して、雑誌における海外無登録業者の広告に関し、掲載前に業者の商号・名称が金融庁（財務局）に登録されているか確認するなどの改善の申し入れについて本協会も副署を行いました。続いて、インターネット広告推進協議会に対するインターネット上の海外無登録業者の広告への対応（平成26年10月）及び一般社団法人日本クレジット協会に対して、カード利用者への注意喚起について（平成27年2月）、同様の枠組みにおいて改善の申し入れが行われました。また、平成26年度においては、一般向け協会ホームページでの注意喚起などを行いました。

5. 高齢者との取引への対応

高齢者とのFX取引においては、苦情・トラブル等の報告が目立ちつつあり、今後、高齢化が進展することが予想されている状況下、さらに苦情等が増加する懸念もあり、これらを契機として問題が深刻化する可能性がないとは言いきれません。

高齢者との取引に当たっては、取引開始時及びそれ以降の顧客管理において通常の顧客に対する場合より慎重な確認を行う等の管理態勢を整備することが望ましいことから、本協会では会員に対して、平成29年3月に注意喚起を行い、実地監査においても各会員の管理態勢を確認しています。

(二) 外務員登録関係及び内部管理責任者関係

1. 外務員登録の実施等

(1) 外務員登録の実施

平成17年7月より金融先物取引の外務行為を行う者に対し、その登録に係る業務が国から本協会に委任されました(注1)。なお、本協会では、受任した登録業務に対し、登録を申請する会員から登録手数料を徴求しています。

本協会が登録業務を受任して以降、平成30年3月31日までに累計231,121人の外務員登録が行われ、同日現在の登録外務員数は、127,357人(注2)です。

平成29年度の処理件数は、外務員登録12,018件(新規・既存)を含め、24,079件、登録に伴う外務員登録手数料収入は約12百万円(注3)でした。

(注1) 金融庁ホームページ 金融商品取引法に基づく外務員の登録及び抹消(監督局 証券課)

平成29年3月末時点でのURLhttp://www.fsa.go.jp/koueki/s_houjin/08.pdf 参照。

(注2) 直近の各年度末における外務員登録者数の推移

平成25年度末	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末
119,837人	121,983人	123,733人	125,252人	127,357人

(注3) 外務員登録手数料については、金融商品取引業等に関する内閣府令第256条により、1,000円と定められています。

(2) 委任事務の実施報告

平成21年度分より委任事務の処理報告を作成し、金融庁監督局証券課に提出しています。

平成29年度分についても、平成30年6月の通常総会の審議を経て提出します。

(別紙9「金融商品取引法第64条の7に基づく外務員の登録に関する委任事務の処理について(平成29年度)」参照)

2. 外務員資格試験及び外務員資格更新研修試験

(1) 外務員資格試験

(ア) 平成17年の金融先物取引法の改正(平成17年7月1日施行)により外務員登録が制度化され、本協会において外務員登録制度が外国為替証拠金取引を取扱う外務員に対して資格試験合格を登録要件とすることとされました。((「外務員の登録等に関する規則」に関する細則)(平成17年6月27日第3回理事会決定、平成29年3月13日最終改正))

(イ) 資格試験合格を登録要件とする外務員の範囲

外務員登録に資格試験の合格(下記「4. 外務員資格試験、外務員資格更新研修試験及び内部管理責任者資格試験の実施状況」参照)を登録要件としているのは外国為替証拠金取引を取扱う外務員、仲介業を行う役員等及び個人向け店頭バイナリーオプション取引を取扱う外務員です。

(2) 外務員資格更新研修試験の概要

登録を受けている外務員(外務員登録時に資格試験合格を要件とする者に限ります。)に対して、その登録を受けた日を基準として5年目が経過した場合、又は、新たに外務員の登録をする者が過去2年の間に外務員資格試験若しくは外務員資格更新研修試験又は内部管理責任者資格試験に合格していない場合には、外務員資格更新研修(外務員資格更新研修試験の受験)の受講を義務付けることとしています。

3. 内部管理責任者関係

(1) 内部管理責任者制度及び内部管理責任者資格試験

「金融先物取引業務の内部管理責任者等に関する規則」（平成7年12月12日第7回理事会決定、平成24年11月22日最終改正）により、会員は、金融先物取引業務について、金融商品取引法その他の関係法令及び本協会規則等の遵守を確保し、投資者の保護と業務の適正な運営を図る見地から、内部管理体制を整備することとされており、本協会が実施する内部管理責任者資格試験（平成9年2月から実施）に合格した内部管理責任者を設置すること等が規定されています。

(2) 内部管理担当役員等及び内部管理責任者の報告

会員は、「金融先物取引業務の内部管理責任者等に関する規則」第7条により、内部管理担当役員等及び内部管理責任者について、毎年9月末及び3月末現在の配置状況を協会に報告することとなっています。

平成30年3月末現在、会員142社における内部管理担当役員等及び内部管理責任者の配置状況は、内部管理担当役員等153名、内部管理責任者663名となっています。

4. 外務員資格試験、外務員資格更新研修試験及び内部管理責任者資格試験の実施状況

本協会の実施している外務員資格試験、外務員資格更新研修試験及び内部管理責任者資格試験は、随時受験可能なオンライン方式により、全国各都道府県160箇所余り（平成30年3月末現在）で実施されています。

（別紙10「外務員資格試験、外務員資格更新研修試験及び内部管理責任者資格試験の実施状況」参照）

(1) 外務員資格試験の実施状況

平成29年度における試験実施状況は、受験者数1,137人に対し、合格者数1,129人となりました。なお、平成18年4月から平成30年3月末までの累計受験者数は25,067人で、合格者数は23,230人です。

(2) 外務員資格更新研修試験の実施状況

平成29年度における試験実施状況は、受験者数623人に対し、合格者数619人となりました。なお、平成21年4月から平成30年3月末までの累計受験者数は4,034人で、合格者数は3,962人です。

(3) 内部管理責任者資格試験の実施状況

平成29年度における試験実施状況は、受験者数435人に対し、合格者数433人となりました。なお、平成8年4月から平成30年3月末までの累計受験者数は12,191人で、合格者数は10,207人です。

(三) 自主規制ルール関係

1. 自主規制ルールの制定改正手続き等

(1) 自主規制委員会、同部会

自主規制委員会は、会員及び特別参加者の代表者（役員を含みます。）、会員代表者以外から選任された理事並びに学識経験者から構成され、次に掲げる事項のうち重要なものについて、

会長の諮問に応じ又は会長に意見を述べることができます（委員会規則第3条）。

（ア） 金融先物取引業に係る自主規制ルールに関する事項

（イ） 金融先物取引業の業務に対する投資者からの苦情の処理に関する事項

また、自主規制委員会の下に、自主規制部会が置かれています。

平成29年度における開催状況については、別紙3「総会・理事会・委員会等の開催・審議内容等」のとおりです。

（2） パブリックコメントの手続きの実施

平成29年度は、4月に会員における倫理コードの保有及び遵守に関する規則の制定案、個人情報保護に関する指針の一部改正案及び金融先物取引業務取扱規則の一部改正案（外国為替証拠金取引における為替リスクに関するストレステストの継続的实施関係）についてパブリックコメントの募集を行いました。意見等はありませんでした。

2. 商品別の自主規制審議体組織

（1） FX幹事会

（ア） FX幹事会の概要

平成21年度からの外国為替証拠金取引における各種の規制見直しに対して、業務部会及び自主規制部会の下に同取引に関する自主規制ルールを審議する会員組織として、FX専門部会（仮称）が設けられ、その後、外国為替証拠金取引（FX）部会及び同幹事会として位置づけられました。その後、同幹事会を中心に、新制度への円滑な移行と定着を図り、投資者の信頼の確保向上を期するため、広範なルール作りを行ってきました。平成26年度においては、7月にFX部会及びFX部会幹事会を一本化し、新たにFX幹事会として位置づけ、その後も、継続的に自主規制規則及びガイドラインの整備を進めています。

（別紙11「FX取引に関するこれまでの主な施策」参照）

（イ） 平成29年度活動状況

① 規則改正

平成27年1月に起きたスイスフラン・ショック以降の為替リスク管理態勢の整備等の一環として、ストレステストの継続的实施を自主規制ルールとして定めるべく、ストレステスト・ワーキンググループにおいて検討し、金融先物取引業務取扱規則の一部改正案の最終的な取りまとめを行いました（平成29年5月30日理事会決定、同年10月1日施行）。

② スプレッド広告関係

幹事会員より、スプレッド広告に関するルールの見直しを求める意見があったことから、今期幹事会のテーマとして取り上げ、幹事会員向けアンケートを実施しました。本件については、より集中的に、深度のある議論を行うため、ワーキンググループの開催を検討することとしました。

③ 為替リスク管理関係

本協会の共通ストレステストの実施要領について、より実態を踏まえた形で見直しを行うべく、①以降、開催されていなかったストレステスト・ワーキンググループを再開し、議論をしていくことを決定しました（同ワーキングは、平成29年12月から平成30年2月までに3回実施。平成30年度も継続。）。

また、平成30年1月には、金融庁主催の「店頭FX業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会」への対応として、毎回の検討会テーマ等に応じて、事前に業界として考え方を集約・共有できるよう、迅速・弾力的に集まることを目的とした「協議会」を設置することを決定しました（平成30年1月から同3月まで3回実施。平成30年度も継続。）。

④ グローバル外為行動規範（GCO）関係

平成30年3月の幹事会において、東京外国為替市場委員会メンバーを招き、説明会を実施しました。

(2) 個人向け店頭バイナリーオプション取引作業部会（BO作業部会）

(ア) BO作業部会の概要

個人向け店頭バイナリーオプション取引において、取引価格計算は高度な専門的知識が必要ことから、投資家には口座開設時にテストを義務付け、また、投資家との情報非対称性を低減するため、顧客損益情報の各社別開示を義務付けています。このようなBOオプションに係る討議の場として平成24年9月に組織されたワーキンググループを前身とし、個人向け店頭バイナリーオプション取引の商品別部会として、平成25年7月に組織されました。

(イ) 平成29年度実績

個人向け店頭バイナリーオプション取引の規制が導入されて以降毎年報告しているバイナリーオプションレポートを作成し、平成29年4月の会報に掲載しました。

また作業部会員からの提言を受け、バイナリーオプションの取引価格について論点を整理し、検討を重ね、会員向けのバイナリーオプションのQ&Aに追加しました。

3. 平成29年度における自主規制ルールの制定改正等

(1) 自主規制ルールの制定改正等

平成29年度においては、以下の自主規制規則の制定改正等が行われています。

(ア) 処分関係制度整備

① 「会員に対する処分等に係る手続に関する規則」の制定

定款第19条第10項に規定する規則として、弁明の手続き、会員に対する処分通知の手続き、不服申立ての手続きについて「会員に対する処分等に係る手続に関する規則」を制定しました（平成29年3月13日理事会決定、平成29年6月23日施行）。

② 「不服審査会規則」の制定

定款第41条の2第4項に規定する規則として、不服審査会について必要な事項について規定するため、「不服審査会規則」を制定しました（平成29年3月13日理事会決定、平成29年6月23日施行）。

③ 「外務員の登録等に関する規則」の一部改正

「外務員の登録等に関する規則」第6条（外務員資格の取消し、停止処分）について、弁明の手続き及び不服申立制度を新設するため、「外務員の登録等に関する規則」の一部改正を行いました（平成29年3月13日理事会決定、平成29年6月23日施行）。

④ 「金融商品仲介業者に関する規則」の一部改正

「金融商品仲介業者に関する規則」第21条（外務員資格の取消し、停止処分）について、弁明の手続き及び不服申立制度を新設するため、「金融商品仲介業者に関する規則」

の一部改正を行いました(平成29年3月13日理事会決定、平成29年6月23日施行)。

⑤ 「外務員に対する処分等に係る手続に関する細則」の制定

「外務員の登録等に関する規則」第6条の3に規定する細則として、弁明の手続き、会員に対する処分通知の手続き、不服申立ての手続きについて「外務員に対する処分等に係る手続に関する細則」を制定しました(平成29年3月13日理事会決定、平成29年6月23日施行)。

⑥ 「金融商品仲介業者の外務員に対する処分等に係る手続に関する細則」の制定

「金融商品仲介業者に関する規則」第21条の3に規定する細則として、弁明の手続き、会員に対する処分通知の手続き、不服申立ての手続きについて「金融商品仲介業者の外務員に対する処分等に係る手続に関する細則」を制定しました(平成29年3月13日理事会決定、平成29年6月23日施行)。

(イ) 「金融先物取引業務取扱規則」の一部改正(外国為替証拠金取引における為替リスクに係るストレステストの継続的实施関係)

平成27年1月のスイスフラン・ショック以降の外国為替証拠金取引を取扱う会員の為替リスク管理態勢の整備の一環として、当該取引における為替リスクに関するストレステストの継続的实施を自主規制ルールとして定めるべく、金融先物取引業務取扱規則の一部改正を行いました(施行日は平成29年10月1日)。

(ウ) 「個人情報の保護に関する指針」の一部改正

改正個人情報保護法等とそれに関連して新設又は改正されたガイドライン等が全面的に施行となったことから、これらを踏まえて、本協会が認定個人情報保護団体として制定・公表する「個人情報保護に関する指針」を改正しました(平成29年5月30日理事会決定、同日施行)。

(エ) 「会員における倫理コードの保有及び遵守に関する規則」の制定

本協会では、平成28年度より投資教育事業に取り組むこととなり、当該事業の一環として、金融行政方針にも応え得るものとして、会員役職員の職業倫理に関する規則となる「会員における倫理コードの保有及び遵守に関する規則」を制定しました(平成29年5月30日理事会決定、施行日平成30年4月1日)。

(オ) 金融先物取引業務に従事する従業員等の服務に関する規則」の一部改正

「金融先物取引業務に従事する従業員等の服務に関する規則」第4条第3号及び第4号に規定する地場出し及び地場受け規制を廃止することについて検討しました。当該規制は本来、証券業界のインサイダー取引を防止することを目的とした規制であることから、今般、本協会の会員の取引の実態にあわせて地場出し及び地場受け規制を廃止することとし「金融先物取引業務に従事する従業員等の服務に関する規則」の一部改正を行いました(平成30年3月13日理事会決定、平成30年4月1日施行)。

(2) 自主規制ルールの制定、改正に関する資料の整備

自主規制ルールの制定、改正に際しては、制定改正の経緯、条文などの解釈、これを受けた会員の社内規程の例示等、統一した項目だてにより資料を作成し、Kinsaki-netを通じて会員へ開示するよう努めています。

(3) 自主規制ルールの定期的見直し

- (ア) 協会の定める自主規制ルールについて、金融先物取引を巡る環境変化に対応すべく、継続的に見直し、改善を行う必要があるとの考えから、平成24年度より、定期的に既存の自主規制規則等の改廃や新たな自主規制規則等の制定の必要性等に関して、会員からの意見等を募集し、自主規制規則等の整備へ反映していくこととしています。
- (イ) 平成28年度の意見等の募集において、犯罪による収益の移転防止に関する法律に関するQ&Aの作成に関する意見があったことから、平成29年4月に当該意見を踏まえて会員向けに通知文書を発出しました。
- (ウ) 平成29年度の意見等の募集は、平成30年1月に実施し、定款施行規則第3条に基づく協会報告に対してのフィードバックに関する意見が1件あり、平成30年3月に当該意見に関する協会の考え方をKinsaki-netに掲載しました。

4. FX取扱会員における為替リスク管理態勢の課題への対応

(1) 法人顧客に対する証拠金規制

平成29年2月27日より、金融商品取引業者等は、法人を顧客とする店頭外国為替証拠金取引を行う場合、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（以下「府令」といいます。）の定めるところにより、当該顧客の証拠金率（証拠金額÷想定元本）が、「平成28年6月14日金融庁告示第25号」に示された計算方法に従って算出される「為替リスク想定比率」以上になるように当該顧客から証拠金の預託を受けなければならなくなりました。

本協会では、同告示の示すところにより、当該比率の算出を行っており、当該比率を週次で一般向け協会ホームページに公表しています。本協会会員は、監督指針に基づき、自社の取引における証拠金率の設定する場合に、当該比率を利用することができます。

また、当該比率は一般投資家にとっても有益な投資情報と考えられるので、一般向けに公表し、業者と一般投資者との情報非対称性の減少に努めています。

(2) ストレステスト

- (ア) 平成27年1月にスイスフラン・ショックが起こり、同年7月に公表された金融モニタリングレポートでは「FX業者においては、より高度なリスク管理を行う観点から、潜在的に発生し得る相場変動のリスクやカバー取引先の破綻等による影響を想定したストレステストを実施するとともに、その結果を踏まえた財務基盤の強化に努めることが望ましい。」と、また、同年9月公表の平成27事務年度金融行政方針においても「金融先物取引業協会と連携しつつ、FX業者に対し、相場急変時をも念頭に置いた為替リスク管理態勢の強化を促していく。」と記載されました。

- (イ) これらを踏まえ、平成27年11月から12月にかけてFX幹事会社の参加によるワークショップを3回開催して、目指すべきベストプラクティスの出発点として「ストレステストの実施要領」を検討し、当局意見等を踏まえて取りまとめを行いました。当該実施要領はFX幹事会で決定され、平成28年2月には、FX取扱い会員（一部対象外）を対象に、当該実施要領に沿った共通ストレステストを初めて実施しました。

- (ウ) 平成28年10月からは、ストレステスト・ワーキンググループが設置され（平成28年10月から平成29年2月までに3回開催）、第1回目の共通ストレステストの結果を踏まえつつ、実施要領の改定及び継続的实施に係る規則案の検討が行われ、取りまとめられま

した。当該実施要領改正案及び当該規則案は、平成29年3月開催のFX幹事会で了承を得て、前者は決定し、後者はその後の必要な手続きを経て平成29年5月30日の理事会で決定されました。

- (エ) 平成29年4月には、当該改正実施要領に基づいて第2回目の共通ストレステストを実施し、同年9月のFX幹事会でその取りまとめについて報告しました。また、継続的实施に係る規則については同年10月1日に施行されました。

当該規則は、各会員が各自に必要な内容及び頻度を考えてストレステストを実施し、その結果を取締役会等に報告し、経営に反映していくことを求めており、ストレステストを各会員の為替リスク管理の手法の一つとして定着させ、各会員の当該リスク管理態勢の強化を図っていくことを目的としています。

- (オ) 平成29年9月に店頭外国為替証拠金取引業者のリスク管理に係る報道があったことを契機とし、会員から、本協会の共通ストレステストの実施要領に関して、そのシナリオ等の見直しが必要なのではないかとの意見が強まったことから、FX幹事会の了承を得て、(ウ)以来開催されていなかったストレステスト・ワーキンググループを平成29年12月に再開しました。当該ワーキンググループでは、有識者の参加を得つつ、より実態を踏まえながら、実施要領の精緻化・高度化に向けて検討を行っています。

- (3) 金融庁主催による「店頭FX業者のリスクへの対応策について」の説明会

平成29年10月19日、金融庁会議室において、金融庁主催によるFX取扱い業者向け「店頭FX業者のリスクへの対応策の検討について」の説明会が行われ、本協会の会員29社（FX幹事会メンバー及び取引高上位の会員等）が参加しました。本説明会の模様は、Kinsaki-net「おしらせ・トピックス」に掲載されています。また、本協会は、アンケートを実施し、本説明会に参加していない会員を含む全体の意見を取りまとめ当局に提出しました。

- (4) 「店頭FX業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会」への対応

金融庁は、金融資本市場におけるセーフティネットを整備する取組みの一環として、現行の決済リスクの管理が十分なものとなっているかについて検討を進めるため、平成29年12月18日、「店頭FX業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会」を設置しました。オブザーバーとして、本協会から1名（統括役・事務局長）、理事会社から3名（株式会社SBI証券代表取締役社長高村正人氏、GMOクリック証券株式会社代表取締役役員弘泰氏、セントラル短資FX株式会社代表取締役社長松田邦夫氏）が選定されました。これまでに4回（平成30年2月13日、同年3月12日、同年3月29日、同年4月13日）開催された検討会において、本協会は、業界の代表として、店頭FX取引の現状や業界全体にわたるリスク管理の状況等について説明しました。また、本検討会への対応に当たって、既存の会議体とは別に、オブザーバー3社及びマネックス証券株式会社で構成する4理事会、FX幹事会の下にオブザーバーのサポートを目的とする協議会を新たに設置し、各回の検討会に向け、業界として考え方を集約・共有できるよう努めています。

- (四) 苦情・相談、あっせん事業

苦情の解決及び紛争のあっせんの業務については、平成22年2月以降、「特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」へ業務委託を開始しました。

第一種金融商品取引業に係るあっせんについては、指定紛争解決機関であるFINMAC

の独自業務となりました。他方、苦情相談、あっせんのうち、第二種金融商品取引業務及び登録金融機関業務に係るものについては、本協会から業務委託を行っています。

平成29年度の状況は、あっせん16件（前年14件）、苦情69件（同86件）、相談303件（同378件）、合計で388件（同478件、18.8%減）となっており、苦情件数等は全体として減少傾向となっていますが、あっせん案件はやや高止まっています。

（平成30年3月末現在における苦情・相談、あっせんの状況は、別紙12「あっせん・苦情・相談処理状況」参照）

また、FINMACとは紛争解決等業務の委託等に関する協定を締結し、紛争解決等業務の実施に要する費用の負担をしています。

（五） サイバーセキュリティ

1. サイバーセキュリティに関する本協会の対応方針

平成27年4月に金融庁により「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」が改正され、同7月には「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針について」が公表されるなど、金融分野においてもサイバーセキュリティの一層の強化が求められている中、本協会では当面の対応方針を取りまとめ、「サイバーセキュリティへの取組みの件」として、平成28年3月30日の理事会に報告しました。

当該対応方針には、平成28年度より、一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター（以下「JPCERT」といいます。）が提供する「早期警戒情報」を本協会で取得して会員へ伝達すること、公益財団法人金融情報システムセンターが刊行している「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書」のサイバーセキュリティに関する記述の解釈について、本協会を通じて当該団体に確認できるよう、会員からの問合せ受付窓口を設けること等が盛り込まれています。

なお、平成28年6月より JPCERT の「早期警戒情報」のうち、インディケータ情報（注）については協会経由での会員提供は行わないこととなり、当該情報を希望する会員は、JPCERT から直接「早期警戒情報」を取得する仕組みに変更となりました。

（注） 「インディケータ」は、APT の可能性がある攻撃、または、攻撃の準備活動を選り分けるためのデータまたは情報のことをいいます。

（参考）平成28年3月30日の理事会報告

○ 報告事項

I. サイバーセキュリティへの取組みの件

標記の件に関して、昨年4月に「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」が改正され、同7月には「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針について」（以下「取組方針」という。）が公表されるなど、金融分野においてもサイバーセキュリティの一層の強化が求められている中、本協会としての当面の対応方針を以下のとおり決定する。

次の各項に掲げる対応の実施等に当たっては、会員及び事務局内の事務効率に配慮した効果的な実施を図ることとして、所要の対応態勢を整えることとする。

1. 脆弱性情報や標的型などのサイバー攻撃への警戒情報その他サイバーセキュリティに係る動向等について、例えば、次の（ア）から（エ）に掲げるところにより、会員の業容等を踏まえつつ、情報提供チャネルの確保等を行う。当面、平時の内部管理態勢における意識水準の保全、会員の業務効率への寄与などを目的とする。

- (ア) 一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンターが提供する「早期警戒情報」の利用登録により取得する情報の会員への伝達を行う。
- (イ) 一般財団法人日本サイバー犯罪対策センター (JC3) 等のサイバーセキュリティ関連団体より講師を招く等して、直近の動向や過去事例についての解説等を会員セミナーの際に実施する。
- (ウ) 本協会専属の会員も多い F X 取扱会員における相互の連携、情報共有の仕組み等について検討を行う。例えば、金融 ISAC 参加会員や (ア) の情報受信担当者による座談会の開催などが考えられる。
- (エ) その他

2. 公益財団法人金融情報システムセンター (以下「FISC」という。) では、昨年 7 月より、サイバーセキュリティに関する「FISC 安全対策基準」の解釈運用について、FISC 会員や主として FISC 会員から構成される業界団体、サイバーセキュリティに関する国内の情報共有機関からの問合せを受け付ける運用を開始している。

本協会の会員において上述の安全対策基準の解釈運用について問合せがある場合、FISC 会員である本協会から FISC に確認することが可能であることから、その問合せの受付窓口を設ける。

3. 本協会の事務局職員のセキュリティ関連能力水準の向上を図る。

4. 「取組方針」に記載されている「業界団体等 (CEPTOAR) を通じた情報提供」が、本協会に対しても確実に行われるよう関係方面と連携をとり、実際に当該情報提供があった際には、速やかに会員に対して通知する。

本ドキュメント記載内容については、今後とも適切に見直しを図る。

2. 本協会会員には、重要インフラ事業者等に指定されておらず、いずれの金融 CEPTOAR にも加盟していない会員がいますが、本協会としては、当該会員に対して CEPTOAR と同等に情報を提供していくことを目的とし、上述の取組みを進めていく予定です。

3. サイバーセキュリティに関するセミナーの開催等

平成 28 年 6 月 1 日には、外国為替証拠金取引取扱会員による全体会合として、外国為替証拠金取引を取扱っている関東財務局管轄の会員を対象に、証券取引等監視委員会より講師を招き、「外国為替証拠金取引取扱会員向けサイバーセキュリティセミナー」を開催しました。

平成 28 年 2 月 18 日の会員セミナー (東京) に続き、平成 29 年 2 月 24 日、平成 30 年 2 月 28 日の会員セミナーにも JPCERT より講師を招き、サイバー攻撃の現状と対策について講演を行いました。

4. DDoS 攻撃への対応

平成 29 年 9 月に本協会 F X 取扱い会員が次々と DDoS 攻撃を受けたことから、本協会と JPCERT とで意見交換を行い、そこで得られた情報を DDoS 攻撃への対応に係る確認事項として取りまとめ、F X 幹事会へ報告しました。

また、JPCERT より当該攻撃事案を分析するための個社ヒアリングへの協力依頼があったことから、有志の会員に協力をいただきました。当該分析結果は、平成 30 年 2 月 28 日の会員セミ

ナー（東京）にて JPCERT より報告されました。

（六） 会員の教育研修事業

規制環境の変化の著しい状況等に顧み、会員と関係各方面との意見交換の機会を設けるとともに、協会事務局の活動を伝える等のため、会員セミナーを開催しています。会員セミナーにおいては、日本銀行、財務省国際局、財務局等にご講演をいただいています。

平成 29 年度は、次のとおり開催しています。

（ア） 平成 29 年 5 月 25 日 協会セミナー

「国民の安定的な資産形成と顧客本位の業務運営」

「改正犯罪収益移転防止法及び FATF 第 4 次審査へ向けた AML 対応」

（イ） 平成 29 年 6 月 16 日 会員説明会

「グローバル外為行動規範について」

（ウ） 平成 29 年 12 月 1 日 協会セミナー

「協会実地監査における指摘事項及び最近の自主規制の動向について」

「個人情報保護について」

「我が国の財政の現状と近畿管内の最近の経済情勢等について」

（エ） 平成 30 年 2 月 28 日 協会セミナー

「2017 年度のサイバー脅威を振り返り～金融先物取引業界への攻撃事例の解説と対策から～」

「日本経済と金融政策」

「協会実地監査における指摘事項及び最近の自主規制の動向について」

「最近の国際金融情勢」

（これまでのセミナー・説明会の実績については、別紙 13 「協会開催セミナー・説明会等の開催状況」 参照）

（七） 調査統計

1. 調査統計事業の状況

本協会では、円滑な自主規制活動を推進するため、所管金融商品取引や会員の業務状況に関する統計、その他の調査を行っています。

統計調査を効率的に行うため、統計情報報告システムの改良・データベースの改善は、主に平成 23 年にまとめられた「金融・資本市場統計整備懇談会報告書」で求められた公表統計の標準化対応、英語版の公表に取組み、いずれもすべて完了しています。また、統計利用者の目線に立った内容の見直し、新規統計項目の追加等に引き続き努めています。（別紙 14 「協会事務局への統計等に関する定期報告（平成 27 年 4 月 1 日以降）」 参照）

統計の標準化等の具体的項目

項 目	仕 様
ファイル形式	Excel 形式または CSV 形式と PDF 形式の併用が望ましい。
年号表記	西暦表記、もしくは西暦・和暦の併記とする。
掲載期間	日次データについては、少なくとも過去1ヶ月の時系列データを掲載。
	週次データについては、少なくとも過去1年間の時系列データを掲載。
	月次・年次データについては、少なくとも過去10年間の時系列データを掲載。
電子データ化	紙媒体で存在する統計情報の電子データ化（データ入力、OCR、画像スキャン等）について、コスト及び作業負担等を考慮しつつ対応可能な過去データ整備期間の検討を行い、電子データ化に着手。
行及び列データ系列	原則として、列（縦）系列を時間軸、行（横）系列を項目軸とする。
統計の説明、用語、数値の定義等についての解説	統計の説明、用語、数値の定義等についての解説資料の提供。
英語への対応	英語版統計データの掲載。
	英語版解説資料等の作成の検討を開始。

(1) 定期調査

(ア) 本協会独自の調査

一般社会における金融先物取引への理解の促進などを目的に、定款施行規則第3条による報告を集計した結果の一部を統計情報として、一般に公表しています。

一般公表に際しては、市況などの概況説明を記載したファイルと統計数値ファイルを分けるなど、一般の利用者が統計分析をしやすいうように工夫して提供しています。一般公表ファイルには、金融・資本市場統計整備懇談会の標準化様式に沿った英文を添えるなど、国内外の利用者のニーズへの対応に努めています。

また、本協会の統計業務は I O S C O がまとめました Report on the IOSCO Survey on Retail OTC Leveraged Products でも採り上げられています。

(イ) 東京外国為替市場委員会との共同調査

本協会では、平成23年より、毎年1回、東京外国為替市場委員会との共同調査として、店頭外国為替証拠金取引と外国為替市場との関係性に着目した調査を実施しています。平成29年度は4月に実施し、会員53社から所定の調査票に回答して頂いた内容を分析し、調査結果レポートをまとめて、Kinsaki-net を通じて会員に公表しました（平成29年8月31日）。

平成30年度においても、同様の調査を平成30年4月に実施することとし、その結果をレポートとして公表する予定として進めています。

(2) スポット調査

本協会では、適宜、会員を対象とした金融先物取引に関連する調査を実施しています。

(3) 外部機関との連携

(ア) 金融・資本市場統計整備懇談会（金融・資本市場統計整備連絡協議会）及び証券ポータ

ルサイト

本協会は金融・資本市場統計整備懇談会に参加し、金融・資本市場統計整備連絡協議会を通じて統計の標準化作業、統計情報の利用促進に取り組んでいます。一般向け協会ホームページを通じて提供する統計情報その他調査関連資料については、公益財団法人日本証券経済研究所が運営する証券ポータルサイトからのリンクを受け、公衆閲覧の充実に努めています。

(イ) トムソン・ロイター社

平成23年12月より、協会が集計した月次速報・四半期出来高に基づき、店頭外国為替証拠金取引額等が配信されています。(RICコード：FFAJ01からFFAJ04)

(ウ) 東京外国為替市場委員会

- ① 本協会は、東京外国為替市場委員会の下部組織であるE・コマース小委員会、バイサイド小委員会に所属しています。各小委員会での討議内容等は、直後のFX幹事会に報告しています。
- ② 平成23年度より、前述の定例調査に記載する共同調査を実施しています。
- ③ 平成29年6月16日に東京外国為替市場委員会、日銀による各国外国為替市場共通の外為行動規範(FX Global Code of Conduct 以下、「G C O C」という。)についての会員向け説明会を開催しました。
- ④ この行動規範は、従来の市場参加者の定義を拡大し、FX取扱会員等も“いわゆる市場参加者”として行動規範の対象とされ、セルサイド、バイサイド共通の外為市場の行動規範として遵守が期待されています。平成29年5月には、55の原則で構成されている規範の全容が公表されました。市場参加者の規模等により求められる遵守態勢が異なる「比例の原則」が採用されたこともあり、各セグメントで求められる具体的な態勢内容の確認を求める会員の要請を受けて、平成30年3月26日開催のFX幹事会において外為市場委員会メンバーによる説明並びに情報提供が行われました。

金融商品取引法に基づく自主規制機関である本協会としては、セルサイド及びバイサイドの市場参加者が会員となっていること、G C O Cは外為市場の参加者に対し法律上または規制上の義務を課すものではないと理解されていることなどを踏まえ、多くの会員が自主的に実施表明できるよう、G C O Cの意義や、G C O Cで求められているStatement of Commitment(実施することへの表明)の手続きなどについて、今後も会員の理解及び認識の共有に努めていきます。

(4) マッピング

本協会では、適宜、新たな金融先物取引の内容や店頭デリバティブ取引に関する新たな規制を調査し、その取引に対する各種規制の適用状況などについての整理(マッピング)を図っています。また英訳版を作成し、海外の規制当局や自主規制団体等に提供しています。

(別紙15「所管金融商品取引の状況(マッピング)」参照)

2. 顧客損益状況調査

定期調査項目とする個人顧客年間損益状況調査については、平成28年を対象とした調査は、平成28年11月に調査を開始し、当該結果を平成29年9月28日開催のFX幹事会にて報告後、その報告資料をKinsaki-netに掲載しました。平成29年を対象とした調査は平成29年11月より開始し、当該結果が整い次第、FX幹事会にて報告後、その報告資料をKinsaki-

netに掲載する予定としています。また、平成26年度より着手している顧客属性その他の要素と投資損益の関係性を分析する「顧客損益状況詳細分析調査」について、FX幹事会の一部メンバーの協力を得て、平成28年データを集計、分析作業を行い、取りまとめた結果につき平成30年3月に協力を頂いた会員へ報告しました。

(八) 投資教育

1. 投資教育事業計画

一般投資者の参加が進むデリバティブ取引について、今後とも投資者信頼に基づく健全な発展を続けるためには、投資者自身の金融リテラシーを高めるとともに、金融リテラシーを踏まえた投資者の行動を支える金融商品取引業者の態勢をさらに整えることが肝要であると考えられます。本協会においては、金融先物取引に関する自主規制機関として、投資者と会員、それぞれの金融リテラシーへの取組みを支えることが必要と考えられ、投資者リテラシーを高め取引の健全な発展を図るための施策を計画的に推進することを目的として、平成28年度より5年間の多年度計画として投資教育事業計画を決定し具体的な取組みを開始しました。本件については、現在の協会の厳しい財務事情の中で、計画の一部（投資者教育）については、「公益財団法人資本市場振興財団」より助成（注）を頂くとともに、実施にあたっては、統括役・役員付制度を生かした事務局全体にわたる広範囲な分担制度を導入し、取組むこととしました。

（別紙16「投資教育事業計画」参照）

（注） 助成の内容

平成28年度より、投資教育事業の公益目的にご理解をいただき、事業経費の一部については、公益財団法人資本市場振興財団からの助成金によって賄うこととなりました。

助成の対象となる平成29年度の事業及び経費細目、助成金額は下表のとおりです。

（参考）助成の対象となる事業及び経費細目、助成金額

項 目	計画額	内助成金 充当額	備 考
使途・内訳	千円	千円	
① 投資者教育プロジェクト	7,970	3,985	アンケート調査、海外教材翻訳他
② 教材開発	4,040	2,020	シラバス作成、教材作成コンサル料他
合計（総事業費）	12,010	6,000	

2. 投資教育事業の3つの柱

投資教育事業の3つの柱は、それぞれ次の内容の具体化を目標とするものです。

・ 投資者教育

一般の投資者を対象として、金融先物取引に関するリテラシーを高めることを目的として、そのために必要となる教材や学習環境を開発し、投資者に広く提供すること。

・ プロフェッショナル教育

一般投資者のリテラシー向上に直接的な貢献を期待される会員役職員を対象とし、その必要

知識の向上と職業倫理の実践を図ることを目的として、教材や学習環境の開発、提供に加え、倫理に関連する自主規制体系の確立や役職員教育の礎となる資格試験制度の見直し、継続教育体系の構築を進めること。

- ・ 市場環境整備

投資者によるリテラシーに基づく行動が円滑に行うことができるように、市場を取り巻く環境の改善を図ることを目的とし、投資者に発信する情報、取引の仕様、顧客管理の在り方、市場の将来像を見据えた対応などの諸課題を幅広く取り上げ、協会を通じて会員が具体的な検討を円滑に行うことができるように、その論点等を整理すること。

3. 事業内容

(1) 平成29年度における事業

(ア) 平成29年度における事業

平成28年度に立ち上げた各プロジェクトは、計画期間中の円滑な執行を図るため、PDCAに基づき進捗状況を把握し管理しています。2年目となる平成29年度は以下に示すように、海外教材の翻訳、投資者アンケート調査としての一般投資者意識調査、倫理綱領の作成などについて具体的な成果がでています。また、年度後半には海外教材の翻訳版をもとに投資教育コンテンツを作成しました。各プロジェクトの内容につきましては、別紙16「投資教育事業計画 別添 投資教育プロジェクト」をご参照ください。

(イ) 平成29年度の活動

① 海外教材の翻訳

従前より翻訳事業として行っている米国での先物取引の教本である「Futures & Options」の翻訳を完成させました。その成果は電子書籍形式のコンテンツとして協会一般ホームページに掲載し、会員のみならず広く一般投資者にご利用いただけるようになりました。また、新たに追加した対象文献である店頭通貨オプション取引の教本である「Foreign Exchange Options」の翻訳も順調に進んでおり、監修研究会を経て平成30年度上期での出版を予定しています。

② 投資者アンケート調査

昨年度は一般投資者を対象とする意識調査に注力し、平成29年2月に調査を行い、部会決議等を経た上で、その調査結果を平成29年9月に一般公表しました。公表は、報告書の主だった内容を説明した「金融先物取引に関する個人投資家の意識調査（意識調査）における概要」とアンケート結果の詳細な内容の「金融先物取引に関する個人投資家の意識調査（意識調査）：調査結果報告書」となっています。平成29年度は、外国為替証拠金取引の取引顧客における金融リテラシーに関する実態調査（実態調査）を行うこととし、平成30年2月に当該調査を実施しました。現在は当該調査を集計し結果の取りまとめを進めており、当該結果を本件に係る部会への報告等を経て、平成30年中旬を目途に一般公表する予定としています。

③ 投資者属性調査

平成28年における調査に関し、協力会員からのデータ入手を平成29年度上旬に完了し、同データの集計・分析作業を進め、結果につき平成30年3月に協力を頂いた会員へ報告しました。当該調査に関する効率的な集計・分析を行うため、設備等の構成につきデータ処理

サーバが整えられ、また、これに伴うデータ処理に関する職員の知識及び技術向上を図るべく、データベースに関するIT研修に参加するなどして研鑽に努めています。

④ 投資者行動研究

後述の「(九) 学術連携事業の状況」をご覧ください。

⑤ 投資家教育国際フォーラムへの参加

下記「4. 投資教育に関する国際機関との連携」をご覧ください。

⑥ 倫理綱領の作成

会員によるワーキングにより草案が作成され、4回の会合が開催されました。その後、自主規制部会の議、及びメンバーズコメント、パブリックコメントの手続きを経て、平成29年5月19日開催の自主規制委員会を経て、平成29年5月30日開催の理事会に「会員における倫理コードの保有及び遵守に関する規則」制定の件を諮り承認されています。今後は、すでに倫理コードを持っている会員の方々に協力をいただき、ワーキングでベスト・プラクティスの共有等、周知を図りたいと考えています。

⑦ 教育コンテンツ・ウェビナ開発

海外教材の翻訳プロジェクトから、翻訳完成後の教材を引き継ぎ、電子書籍形式のコンテンツを作成しました。米国ではデリバティブ教育の基礎として広く習得される取引所先物取引、オプション取引の知識を会員のみならず一般投資者にもご利用いただくことができました。また、外国為替市場の市場リスクを一般投資者に分かりやすく説明するコンテンツの作成準備を進めています。

⑧ 教材シラバス作成と資格・研修制度プロジェクトは、引き続き、検討を進めていきます。

⑨ 市場環境整備については、平成28年12月12日に市場環境ワーキングを設置し、投資者がリテラシーを実践するための環境を整備すること、投資者が“安心”して取引を行える環境、あるいは将来に亘って“効率的”に運用することができる環境の整備などに通じる事柄を検討テーマとして議論が開始されました。平成29年度については、「相場急変に対する対応等」をテーマとすることとなり、ロスカット等の執行における最良執行の考え方をメインテーマとしている学術連携事業に参加いただいている有識者との意見交換会を平成29年11月14日に開催しました。

(2) 翻訳事業

米国先物外務員登録試験のテキスト（Futures & Options (IFM刊)※）を対象として、学識経験者の監修を得て本協会関係部分の翻訳が完了しました。この成果を電子書籍形式で利用可能なコンテンツとして会員のみならず、一般投資者にも利用できるようにしました。

なお、同機関には平成30年3月9日に翻訳完了の報告とあわせ謝意を伝えています。

(監修者) 神作裕之 東京大学大学院法学政治学研究科教授、弥永真生 筑波大学ビジネスサイエンス系教授、勝尾裕子 学習院大学教授、木村真生子 筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授、吉田知生 学習院大学特別客員教授

(※) 米国 FIA(Futures Industry Association 傘下団体(Institute for Financial Markets))

現在、翻訳活動については、前述のテキストに続き、金融財政事情研究会の協力を得て、通貨オプションに関する外国書籍（Foreign Exchange Options）の翻訳作業も行っています。同書籍は1990年代に英国で発刊された本ですが、現在でも通貨オプション関係者が社内研修で使用しているなど評価の高い書籍です。今回は、その内容を生かしながら、現在の規制内

容、契約書式等を新たに書き起こすなどの工夫をして訳出を行っています。平成30年度上期の出版予定に向けて作業を進めています。

4. 投資教育に関する国際機関との連携

投資教育にかかわる国際的な推進機関である投資家教育国際フォーラム（International Forum for Investor Education (IFIE※)）への加盟が平成28年3月に理事会で承認されました。平成29年度は正式メンバーとし2回目の参加となるIFIE-IOSCO Conferenceが6月にブラジルのリオデジャネイロで開催され、これに専務理事、統括役・事務局長兼調査部長が参加しています。また、平成29年11月には、同機関のアジア地区会議が東京で開催され、協会の投資教育活動を紹介しています。

（※） 投資家教育国際フォーラム(International Forum of Investors Education:IFIE) 経済協力開発機構(OECD)と証券監督者国際機構(IOSCO)とともに、投資教育のグローバル・ネットワークを具体化する組織。設立時期:2005年、28メンバー

（別紙17「投資家教育国際フォーラム(IFIE)の概要」参照）

（九） 学術連携事業の状況

1. 投資（家）行動の実証分析

平成28年に公表された、神戸大学大学院経済学研究科岩壺健太郎教授論文「FX証拠金取引におけるロスカット規制－気質効果とリスクテイク－」において、わが国独自のロスカット規制が行動経済学的にみて、投資家の気質効果を抑制すること、また、ロスカット経験による一定の学習効果があることが確認されました。そこで、投資家の行動経済学的分析をさらに進めるために、平成29年度は投資期間や投資頻度などをもとに、投資家を分類し、投資戦略ごとの投資収益率を比較する研究テーマを採り上げました。この論文によって投資家像をより明確に捉え、投資教育事業に反映させたいと考えています。なお、この研究成果の一部として、論文「FX証拠金取引の投資戦略とパフォーマンス－保有期間・リスクと収益率の関係－」を寄稿いただき、平成29年10月発刊の会報で公表しました。また、平成29年度に実施した外国為替証拠金取引の取引顧客における金融リテラシーに関する実態調査にも協力いただき、平成30年度は、相互の研究成果を生かした分析を進める予定としています。

2. FX取引における法的構造

平成24年に「外国為替証拠金取引におけるスリッページとレイテンシーの関係」として取りまとめを行いました。

平成29年度においては、その際に未整理事項であった異常相場時における価格配信態様や、ロスカット等の執行における最良執行の考え方を引き継ぐ形で、神作裕之東京大学大学院法学政治学研究科教授、弥永真生筑波大学ビジネスサイエンス系教授、飯田秀総東京大学大学院法学政治学研究科准教授に指導をいただき、研究会を再開しました。

また、本テーマは投資教育事業の3つの柱のひとつである市場環境整備において設置されたワーキングが採り上げた、相場変動時の対応と事象が近似していることからFX取扱会員の協力を得て、学術連携事業としての研究会と投資教育事業のワーキングを平成29年11月14日に共同開催しています。

(十) 行政機関・内外の自主規制機関等との関係

1. 行政庁との意見交換等

(1) 意見交換会

第一部、(二)、4.、(2)「金融庁との意見交換会の実施」に記載のように、金融庁幹部と本協会業務委員会委員及び自主規制委員会委員との意見交換会を開催していますが、平成29年度については、10月13日に開催しました。また、平成29年10月19日に開催された「店頭FX業者のリスクへの対応策」についての金融庁の説明会に協会と会員29社（FX幹事会メンバー及び取引高上位の会員等）が参加しました。

(2) パブリックコメントへの対応

本協会では、本協会の所掌事項に係る重要な制度改正に関するパブリックコメントが実施される場合には、会員の意見や関係当局の要請等を踏まえ、状況に応じて本協会が意見等の取りまとめを実施するなどの対応を行うこととしています。

(3) 「店頭FX業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会」への対応

金融庁は、金融資本市場におけるセーフティネットを整備する取組みの一環として、現行の決済リスクの管理が十分なものとなっているかについて検討を進めるため、平成29年12月18日、「店頭FX業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会」を設置しました。本協会からは1名（統括役・事務局長）がオブザーバーとして参加しています。

(4) 「仮想通貨交換業等に関する研究会」への対応

金融庁は、仮想通貨交換業等をめぐる諸問題について制度的な対応を検討するため、平成30年3月8日、「仮想通貨交換業等に関する研究会」を設置しました。本協会からは1名（統括役・事務局長）がオブザーバーとして参加しています。

2. 他の自主規制機関等との協調

(1) 国内の自主規制機関等との関係

平成19年金融商品取引業協会懇談会中間論点整理に示されたところ等に従い、他の金融商品取引業協会等との連携協力の充実に努めています。

平成29年度においては、平成29年5月25日に、F INMACからの要請を受け、協会職員を講師として派遣し、協会実地監査における指摘事項及び最近の自主規制の動向について、相談員を対象とした研修を行いました。（別紙18「他の自主規制機関等との協調」参照）

(2) 国外の自主規制機関等との関係

金融先物取引を所掌する自主規制機関である本協会は、先物取引の世界的な機構であるF I A（Futures Industry Association）に加盟しています。その研修機関であるI F Mの先物取引の刊行物を投資教育事業の一環として翻訳することについて、I F Mより高い評価をいただき、本事業が先方のホームページで紹介されています。また、投資教育事業に関して、「(八)、4. 投資教育に関する国際機関との連携」に記載のI F I Eに加盟している各国の諸機関との情報交換を通じ、本協会所管のデリバティブに関わる諸規制等について、日本証券業協会の協力を得て、投資教育事業を決定していきたいと考えています。2018年I F I E総会が平成30年4月9日より11日まで日本で開催され、協会も正会員として参加しています。

3. その他

(1) 仮想通貨関係

仮想通貨に関する法律として、平成28年3月4日に「資金決済に関する法律の一部改正」が国会へ提出され、同年5月25日に成立し、平成29年4月1日に施行されました。

本協会の業務との関係については、まず、現行法の下では仮想通貨に関する取引は金融商品取引ではないところ等から、本協会に限らず、金商法上の認定金融商品取引業協会としての業務の対象とはなっていないと理解しています。

仮想通貨は2015年6月8日のG7エルマウ・サミット宣言、同年6月26日に公表された金融活動作業部会（FATF）のガイダンスにおいて、マネーロンダリング・テロ資金供与対策として交換業者の登録又は免許制等、適切な規制が国際的に求められました。本邦においては犯罪収益移転防止法によりマネロン・テロ資金供与規制、前述の改正資金決済法により仮想通貨と仮想通貨交換業者が資金決済法上の規制対象とされ、登録制の導入、説明義務等の利用者保護規程が整備されました。

しかし、仮想通貨の取引においては証拠金を用いた仮想通貨の取引や仮想通貨による資金調達など新たな取引が登場しており、新たなトラブルも起きております。本協会としては、リテール向けFX証拠金取引を所掌している自主規制団体として、仮想通貨は金融先物の所管ではありませんが、金融庁が仮想通貨交換業等をめぐる諸問題について制度的な対応を検討する場として設置しました「仮想通貨交換業等に関する研究会」へのオブザーバー参加など通じて情報収集等を継続しています。

(2) 顧客本位の業務運営に関する原則

金融審議会市場ワーキング・グループより平成28年12月22日に公表された「国民の安定的な資産形成に向けた取組みと市場・取引所を巡る制度整備について」の報告を踏まえ、平成29年3月30日、金融庁において「顧客本位の業務運営に関する原則」が公表されました。本協会は、平成29年5月に会員セミナーを開催し、当該原則について金融庁より講演をいただきました。

金融庁では「プリンシプル・ベース」に軸足を置いた金融行政が展開されていることを踏まえ、本協会は会員とともに、その理解及び認識の共有に努めています。また、本協会が進めている投資教育事業での市場環境整備等での検討の方向を踏まえつつ、会員と共に幅広く検討していきたいと考えています。

第五部 財務の概況と課題

(一) 平成29年度決算について(平成29年度収支計算書ベース)

1. 平成29年度決算(収支計算書ベース)の概要

(1) 平成29年度決算(収支計算書ベース)の概要

平成29年度収支計算書によると、事業活動収支の部が、収入337百万円、支出347百万円、特定資産等を管理する投資活動収支の部が、収入100百万円、支出111百万円、預り預託金等を受け払いする財務活動収支の部が、収入44百万円、支出23百万円となっており、これら3つの部の収支差額を合わせた当期収支差額に前期繰越収支差額を加えた10百万円は、次期に繰り越しています。

(2) 法人全体の単年度の収支差額

収支計算書は収支が3つの部に分かれているため、これらをまとめた別紙19「平成29年度収支計算の概要」により、決算の状況を報告します。

① 平成29年度の収入の総額は11行目、平成29年度決算額欄の358百万円(No. 20 事業活動収入337百万円、No. 53 役員退職慰労引当資産取崩収入18百万円、No. 54 退職給付引当資産取崩収入3百万円の合計)となっています。

② 平成29年度の支出の総額は30行目の414百万円(No. 45 事業活動支出347百万円、No. 59 過怠金積立資金取得支出36百万円、No. 60 役員退職慰労引当資産取得支出5百万円、No. 61 退職給付引当資産取得支出15百万円、No. 63 什器備品取得支出11百万円の合計)となっています。

③ 平成29年度における法人全体の単年度収支差額は31行目の56百万円となり、32行目の過怠金積立資金(No. 51 過怠金積立資金取崩収入18百万円)及び33行目の自主規制事業実施積立資金(No. 52 自主規制事業実施積立資金取崩収入38百万円)を取崩し充当しています。

④ 平成29年度決算における収入(9. 10行目の役職員の退職給付引当資産取崩収入を除く。)については、受験料収入及び外務員登録手数料収入の増、過怠金収入があったものの、会費収入及び入会金収入に予算未達があったため実質7百万円の予算未達となりました。

支出については、12行目の事業活動支出において、監査関係費の減(14行目)、法規集作成費用の減(15行目)、内部管理責任者資格試験配信手数料の減(16行目)、FINMACによる分担金減額調整(17行目)が行われたこと、職員給与支出における職員不補充等及び執行時の削減等(18行目)が行われたこと、役員旅費交通費の減等(21行目、23行目)の結果により51百万円の支出未達があり、29行目の予備費の支出が行われなかったことにより、70百万円の予算未達となりました。

(3) 収支均衡の必要性

上記のように、本協会においては、収入不足を生じています。このような状況に対して収支均衡を図ることは大きな課題として、会員の理解を得て財務均衡※に取り組んでいます。

※ 財務均衡については「(二) 中長期的な財務均衡の必要性」参照

(4) 予備費支出及び次期繰越収支差額

平成29年度においては、予備費支出はありませんでした。また、次年度の当座資金として、次期繰越収支差額10百万円を計上しました。

(5) 科目間の流用について

平成29年度においては、以下の事象が生じたため、関連する科目から経理規則第37条第1項の定め※による科目間流用が行われており、流用に関わる科目については収支計算書の欄外の注及び収支計算書に対する注記に示されています。

- ① 外務員、外務員更新試験の受験者が予算より多かったことによる流用
- ② 平成29年6月23日に専務理事の交代があったこと及び12月末に職員の退職があったことによる流用
- ③ シンクライアント用サーバ及びNASサーバ更新に伴う費用が予算超過となったことによる流用

※「経理規則」(平成元年10月31日施行)

(科目間の流用)

第37条 予算の執行に際し特に必要があるときは、財務担当役員の承認を得て、支出予算科目間において予算を流用することができる。

2 (略)

(6) 収支計算書に対する注記

収支計算書に対する注記には、①収支計算書の作成根拠基準、②資金の範囲、③次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳、④科目間の流用((5)「科目間の流用について」参照)が記載されています。

(7) 平成29年度予算書(収支計算書ベース)に関する事項

「平成29年度予算書(収支計算書ベース)に関する事項」のうち、以下の事項が生じたため、平成29年度収支計算書上、＜追記情報＞として報告されています。

- ① 当初予算に計上していなかった過怠金収入が生じたことにより、過怠金積立資金取得支出の増額
- ② 純資産の洗い替えに伴い預託金の増加が生じたことにより、預り預託金充当資産取得支出の増加

2. その他

(1) 平成28年度事業報告及び決算

定款第45条の規定により、本協会の事業報告及び決算は、総会に提出しその承認を受けなければならないとされています。

平成28年度事業報告及び決算については、第28回通常総会(平成29年6月23日開催)において、いずれも原案のとおり可決承認され、同日付で金融庁に報告(平成10年6月8日蔵銀1445号)を行いました。

(2) 平成30年度事業計画及び予算

定款第43条の規定により、本協会の事業計画及び予算は、毎事業年度の開始の日の前日までに、総会に提出しその承認を受けなければならないとされています。

平成30年度事業計画及び予算については、平成30年3月28日開催臨時総会において、いずれも原案のとおり可決承認され、同日付で金融庁に報告(平成10年6月8日蔵銀1445号)を行いました。

(二) 中長期的な財務均衡の必要性

1. 中長期的な収支均衡の取組み

現在、本協会は法人全体としてみると収入不足を生じており、自主規制事業実施積立資金（いわゆる「内部留保」）の取崩し充当により、対応してきたところです。自主規制団体として、安定的な業務運営のためには、この収支差を解消し、財務を均衡させることが課題となっています。

このような収支不均衡が生じた要因は、以下の３点と考えられます。

- ① 平成２１年度以来の体制整備のための増員による人件費の増加
- ② 平成５年度以来保有してきた２０年国債償還のための運用替えによる利子収入の減少
- ③ 平成２１年度以来の会員数の減少による定額会費収入の減少等

このような状況に対処するため、収支差の原因が長期的・構造的な性格のものであること、収支両面に渡って急激な変化は困難と考えられること等を踏まえ、毎年度の予算編成での検討にあたり、収支・会費・内部留保の整合的な把握が必要と考え、一定の仮定をおいた上で将来を見越した財務状況の試算を会員に示し、中長期的な財務均衡の視点に立ったご検討を頂くこととしています。

(注１) (これまでの経緯)

このような取組みは、一般社団法人への移行に際して始めたものですが、平成２４年度において平成２１年度からの協会の体制整備がほぼ一巡したことを受け、平成２５年度予算編成より、予算を同年度の水準のまま据え置くと仮定し、平成３５年度までの中長期的な収支の状況を「平成３５年度までの試算」として作成し、財務の中長期的な視点でその位置づけを見ながら、一定の仮定により中長期的な財務均衡の姿を検討していくこととし、この作業を、以降の年度においてもローリングしているものです。

(注２) (試算の期間)

試算の期間等については、一般社団法人化移行の際に、約８億円に達していた内部留保(特定資産のうちの「過剰金積立資金」及び「自主規制事業実施積立資金」の合計)について、適正な規模まで取り崩しつつ、単年度の収支差損に充当していくと説明させて頂いたこと、内部留保の水準は一定期間の経過をみて判断されるべきとされたこと、急激な会費の引上げ等は困難と考えられたこと等により、平成３５年度までという期間における試算を行うこととしています。

2. 平成３５年度までの試算

(１) 「平成３５年度までの試算(平成３０年度予算ベース) 現行ベース(平成２９年度決算織込み済み)」(別紙２０－１)

(ア) 試算の前提等

- ① 「平成３５年度までの試算(平成３０年度予算ベース) 現行ベース(平成２９年度決算織込み済み)」では、収支両面において、収支改善のための施策を講じないと仮定した場合の、平成３０年度当初予算ベースによる平成３５年度までの各年度の法人全体の収支差、内部留保等の試算により、協会財務の現状を示すものです。(協会全体の収支等を、８行目の支出、１４行目の収入、２３行目の収支差額、２８行目の内部留保額という区分で示している。)
- ② 支出については、原則として、平成３０年度予算の水準に据え置くこととし(ただし、シ

ステム開発費は平成31年度以降500万円（事業費の支出とする。）、予備費の支出を除く。）、既に決まっている厚生年金関係の経費見通しを織込んだほかは、平成31年10月以降の消費税率を加味して試算しています。

- ③ 収入については、事業収入のうち受験料収入について、平成32年度以降消費税率を加味した以外は、平成30年度予算と同額として試算しています。

（イ） 試算の分析

- ① 「収入 事業活動収入（14行目）」から「支出 実施事業支出（8行目）」を差し引いた「収支差額（23行目）」は、約112百万円の収入不足で推移しています。
- ② これを反映して、「内部留保額（28行目）」は、平成34年度には、収支差に充当するための内部留保（積立資金）残高は収入不足を補えない水準となり、業務運営上の支障が想定されます。
- ③ 従って、平成33年度までに何らかの対応が必要になると考えられます。

（注）上表での内部留保は、特定資産のうちの「過剰金積立資金」及び「自主規制事業実施積立資金」の合計とし、固定資産を除外しています。（32行目参照）

- （2） 「平成35年度までの試算（平成30年度予算ベース）見直し案（平成29年度決算織込み済み）」（別紙20-2）

（ア） 試算の前提等

- ① 「平成35年度までの試算（平成30年度予算ベース）見直し案（平成29年度決算織込み済み）」では、平成30年代半ばに収支相償するように、支出削減及び収入増の収支両面で一定の施策を講じた場合の仮定計算を行ったものです。具体的には、現行ベースに対して、収入支出両面で次のような施策を行うことを仮定しています。
- ② 支出については、うち内部資金対応事業費（9行目）を平成31年度以降毎年230万円の削減を仮定しています。
- ③ 収入については、

- （i） 定額会費収入（20行目）を、平成30年度に年額55万円から5万円引き上げ60万円としました。また、35年度に再度5万円の引き上げを仮置きして計算しています。
- （ii） 比例会費収入（22行目）について段階的増額を行い、平成25年度の10百万円の増額を含めて、平成35年度までの間に合計で99百万円増額することを仮定しています。

（参考） 定額会費収入の最近のピークは、平成21年度で111百万円、その当時の会員数は、20年度末の199社（平成30年3月31日現在の会員数は142社）。

（イ） 試算の分析

この前提の下での試算の結果は、平成35年度における「収支差額（27行目）」は0円、「内部留保額（33行目）」は、180百万円と試算され、収支均衡が達成可能な状況が示されています。

他方、内部留保の水準については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第16条で一年分の事業費が目安とされており、この基準によれば、同年度の内部留保は、自主規制事業支出に対しては不足となっています。ただ、本協会是一般社団法人ですので、この基準の直接の適用はありません。このような点から、本協会の内部留保の水準は、事業

の安定的な執行等の観点から、その時々を検討を行っていくべきものと考えています。

3. 試算の性格等

これらの試算は、あくまでも、一定の条件の下での仮定計算であり、将来の会費負担について、現時点で何らかの決定を行うものではありません。今後、財務均衡を進めていく上では、収支両面で、環境変化に対応、一層の支出削減努力の継続、会費引き上げの検討、会費以外の収入についての検討、内部留保額の水準の検討等を踏まえ、将来の展望の下での協会の財務状況の認識に立って、審議していただくべきものと考えています。

次年度以降の予算編成に当たっても、このような考え方から、試算のローリング作業を継続し、将来の方向性を示しつつ、毎年度の予算編成、中長期的な財務均衡を図っていくこととしていますので、今後ともご理解ご支援のほどをお願いいたします。

(参照)

- ・ 別紙20-1「平成35年度までの試算（平成30年度予算ベース）現行ベース（平成29年度決算織込み済み）」
- ・ 別紙20-2「平成35年度までの試算（平成30年度予算ベース）見直し案（平成29年度決算織込み済み）」

(三) 資産管理運用規程第5条に基づく資産管理運用報告

1. 位置づけ

この報告は、協会規則「資産管理運用規程」（平成24年3月14日理事会決定、平成24年4月1日施行）第5条に基づき、資産管理運用の経過及び結果について理事会に報告するものです。

2. 資産管理運用方針

本協会の資産管理運用については、安全かつ確実な方法及び流動性を確保した上で効率的な運用を行うことにより、自主規制事業等の安定的及び積極的な遂行を行うことを基本方針としています（資産管理運用規程第2条）。

このうち、特定資産については、元本回収の確実性を確保し、有利運用に努めることとされています（資産管理運用規程第3条）。

これに基づき、特定資産である各資産の性格に応じて運用をすることとし、そのうち預り預託金について、預託金返還に対応する流動性を確保（注1、以下「流動性確保所要額」といいます。）した上で、国債を中心に長期運用を行っています。

(注1) 流動性の確保所要額は、預り預託金の返還を考慮して、預託金2百万円の会員25社及び預託金15百万円の会員25社が一度に退会した場合に必要な預託金返還のための想定資金所要額425百万円以上を確保することとし、これまで、預り預託金充当資産から上記による流動性資産として確保する金額を控除した部分について、長期運用が可能な額と考え、金利動向等を考慮しつつ長期国債への運用を行ってきました。

3. 平成29年度における預り預託金充当資産の運用状況

平成29年度期首における預り預託金充当資産残高は1,350百万円（A）であり、この

うち 5 9 7 百万円 (B) は長期国債による長期運用が行われており、その他 7 5 3 百万円 (C) は流動性預金等 (注 2) で保有しています。

(注 2) 流動性預金等の運用対象には、具体的には、普通預金、1 年未満の定期預金等が含まれています。

この流動性預金等で保有している 7 5 3 百万円のうち、流動性確保所要額 4 2 5 百万円 (D) を除いた 3 2 8 百万円 (E) が、平成 2 9 年度運用可能額となります。

平成 2 9 年度運用可能額 3 2 8 百万円 (E) は、平成 2 8 年度末において流動性預金等で保有しており、平成 2 9 年度においては、金利状況等を踏まえ、平成 2 8 年度末の状況を継続することとしました。

また、預り預託金については、期中において会員の入会 (2 社) 及び純資産の洗い替えによる預託金の増加 (7 社) により 4 4 百万円増加し、会員の退会 (2 社) 及び純資産の洗い替えによる預託金の減少 (3 社) により 2 3 百万円減少し、期末残高は 1, 3 7 1 百万円 (A) となっています。

(単位：百万円)

項 目		金 額		備 考		
		期首	期末			
A 平成29年度 預り預託金残高		1, 350	1, 371			
B うち 長期国債保有額		597	598	平成24年7月購入第62回超長期国債額面500百万円 平成25年6月購入第329回利付国債額面100百万円		
C うち 流動性預金等		753	773			
D うち 流動性確保所要額		425	425	上記（注１）参照。 定期預金（大和ネクスト銀行 １か月定期）		
E うち 平成29年度 運用可能額 （C－D）		期首	期末		期首	期末
		328	348	① 普通預金（三井住友銀行）	72	92
				② 普通預金（みずほ銀行）	106	106
				普通預金合計（①＋②）	178	198
				③ 定期預金 （三井住友銀行 ６か月定期）	50	50
				④ 定期預金 （大和ネクスト銀行 ６か月定期）	100	100
				定期預金合計（③＋④）	150	150
				①から④の合計	328	348

4. その他の特定資産の運用状況

預り預託金充当資産以外の特定資産 (注 3) については、資産の性格に鑑みて、流動性預金等に預け入れています。

(注3) 預り預託金充当資産以外の特定資産には、過怠金積立資金、自主規制事業実施積立資金、役員退職慰労引当資産及び退職給付引当資産があり、平成29年度末における総額617百万円を普通預金に預け入れています。

5. 運用収入

平成29年度における特定資産利息収入は4百万円（当初予算4百万円）です。

なお、特定資産期中平残に対する平均利回りは0.211%となりました。

(別紙21「平成29年度資産管理運用状況報告」参照)

(四) 監査法人による監査等

1. 平成29年度における監査契約

本協会は、一般法人法上の規定における大規模法人（最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が、200億円以上である一般社団法人又は一般財団法人をいいます。）には該当しないため、会計監査人の設置義務はなく（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第62条、第68条、第107条）、また、会計監査人による会計監査を受ける必要はありませんが、財務運営の適正性の観点から、監査法人と監査契約等を結び、財務諸表等（貸借対照表、正味財産増減計算書、附属明細書及び財務諸表に対する注記）及び収支計算書等（収支計算書及び収支計算書に対する注記）について、会計監査を受けています。

平成29年度においても、新日本有限責任監査法人と監査契約等を締結（平成29年7月14日）し、財務諸表等及び収支計算書等の会計監査を受けることとしました。

2. 平成29年度における監査報告

平成29年度において新日本有限責任監査法人と締結した監査契約により、以下の監査報告書を受けています。

(1) 財務諸表等に対する「独立監査人の監査報告書」

一般法人法第123条及び定款第45条に規定する一般社団法人が作成すべき財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書、附属明細書及び財務諸表に対する注記）について、財務運営の適正性の観点から監査法人と監査契約を締結し、無限定適正意見を付した監査報告書を平成30年4月25日に受けています。

(2) 収支計算書に対する「独立監査人の監査報告書」

経理規則第40条により協会が作成している収支計算書については、『平成26年4月4日日本公認会計士協会監査基準委員会報告書800「特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査」』が発出されたことにより、『「公益法人会計における内部管理事項について」（平成17年3月23日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ）』に準拠して、特別目的で作成される収支計算書についても、平成27年度より「独立監査人の監査報告書」の提出を受けることとなり、無限定適正意見を付した監査報告書を平成30年4月25日に受けています。

3. 監査法人と理事とのディスカッション等

(1) 監査法人が効果的かつ効率的な監査を実施するために、本協会の事業環境、事業内容及び

内部統制等について理解を深めることは不可欠と考えられることから、監査法人と理事との間で、ディスカッションが行われています。

平成29年度においては、専務理事及び監事と公認会計士との間で平成29年9月20日に実施されました。

- (2) 本協会監事に対し、監査法人から、監査契約に基づく平成29年度財務諸表等及び収支計算書等に対し「独立監査人の監査報告書」等を提出するにあたって、監査の概要及び結果についての説明が平成30年4月25日に実施されました。

第六部 その他

(一) 平成29年度における定款変更

1. 定款変更の概要

会員の処分等について、定款の規定の明確化及び処分事務の適正化を図るため、定款を一部変更しました。一部変更は、平成29年3月28日の臨時総会で決定され、関係規則（注）とともに平成29年6月23日より施行されました。

（注） 関係規則については、平成29年1月13日の自主規制部会を経て、パブリックコメントの募集を実施し、同年2月22日の自主規制委員会において了承され、同年3月13日の理事会にて決定を受けました。

2. 一部変更の内容

(1) 第18条の変更

第18条は、会員の資格喪失事由について規定していますが、現行の同条第2項第1号にて引用している金融商品取引法第29条の4第1項は、平成19年度に施行された同法において、金融商品取引業者の登録の拒否要件を規定するものであり、実態的に会員の資格喪失事由に適さない要件が含まれていたことから、要件を各号列記することにより規定を整理する等の改正を行うものです。

この点に関して、定款変更までの対応として定款第18条第2項第1号及び第2号の取扱いについて制定した内規は今回の定款変更に伴い廃止され、また、当該内規に該当した事案はありませんでした。

(2) 第19条の変更

（ア） 第19条については、今回の処分制度整備の一環として、会員の処分に関する規定を明確化するため、現行の同条第1項に規定されている弁明の手続き、処分の種類、過怠金額の上限及び会員の権利の停止又は制限の期間の上限等について、それぞれ項目ごとに独立の項として新しく第2項から第6項までを規定しました。

（イ） 第3項は、過怠金の賦課に関して、現行の上限額1億円について、他協会の状況などを勘案し、法令等の違反が重大なものであって信用を著しく失墜させたと認められる場合には、上限を5億円とすることができる旨を規定しました。

（ウ） 第4項については、処分対象となる違反行為と相当な因果関係が認められる等の不当な利得相当額が発生している場合には、不当な利得相当額を過怠金の上限の額に加算することができる旨を規定しました。

（エ） 第9項は、会員処分手続の一環として、他協会の例も踏まえ、新たに不服申立制度を導入するものであり、続く第10項は、会員の処分手続きについて、明確な手続き規則がなかったため、今回、会員に対する処分等に係る手続に関する規則を制定する旨を規定しました。

(3) 第31条の変更

第31条については、役員の任期に関する第1項から第4項までの規定において、年度末である3月末に臨時総会を開催していることに鑑み、同規定中「総会」とされている文言を「通常総会」と改めることにより明確化を図るほか、所要の文言整備を行うもので、このうち、理

事の任期について規定する第1項及び第3項については、理事の任期が1年と定められているところから、「事業年度のうち最終のものに関する総会」を「事業年度に関する通常総会」としました。

(4) 第7章の2及び第41条の2の新設

新設される第41条の2は、今回の処分関係制度整備の一環として、本協会が行う第19条に規定する会員に対する処分その他協会規則に定める処分に係る不服の申立てに関する審査を行うため、理事会の決議により不服審査会を設けることができる旨を定めるとともに、不服審査会の構成等に関して必要な事項についての規定を新設し、同条を新設される第7章の2としました。

(二) 会員等の状況

1. 会員、特別参加者の状況

(1) 会員、特別参加者の状況

平成30年3月31日現在、本協会の会員は142社、特別参加者は4社です。

平成29年度中、会員については、入会2社、退会3社（金融先物取引業の撤退2社、事業の全部譲渡1社）です。

会員、特別参加者の状況

(平成30年3月31日現在)

業 態	会 員	特 別 参 加 者
都市銀行	4	—
地方銀行	31	—
信託銀行	3	—
その他の銀行	8	—
外国銀行	9	—
地方銀行Ⅱ	5	—
信用金庫	—	—
系統金融機関	1	1
短資会社等	—	—
証券会社	51	2
外国証券会社	3	—
商品先物会社	5	—
先物専門会社	22	—
その他	—	1
合計	142	4

(注)「地方銀行Ⅱ」は、「第二地方銀行協会加盟の地方銀行」の略称。(以下同じ。)

(2) 会員一覧

※ 会員番号順、役職名は会員届による。

都市銀行	会員代表者	
株式会社りそな銀行	代表取締役社長	東 和浩
株式会社三菱東京UFJ銀行	頭取	三毛 兼承
株式会社三井住友銀行	頭取	高島 誠
株式会社みずほ銀行	取締役頭取	藤原 弘治

地方銀行	会員代表者	
株式会社千葉銀行	取締役頭取	佐久間 英利
株式会社横浜銀行	代表取締役頭取	川村 健一
株式会社東京都民銀行	取締役頭取	坂本 隆
株式会社伊予銀行	代表取締役頭取	大塚 岩男
株式会社百十四銀行	代表取締役 取締役頭取	綾田 裕次郎
株式会社北陸銀行	代表取締役頭取	庵 栄伸
株式会社北海道銀行	代表取締役頭取	笹原 晶博
株式会社第四銀行	取締役頭取	並木 富士雄
株式会社北越銀行	取締役頭取	佐藤 勝弥
株式会社北國銀行	代表取締役頭取	安宅 建樹
株式会社十六銀行	取締役頭取	村瀬 幸雄
株式会社中国銀行	取締役頭取	宮長 雅人
株式会社広島銀行	取締役頭取	池田 晃治
株式会社常陽銀行	取締役頭取	寺門 一義
株式会社八十二銀行	取締役頭取	湯本 昭一
株式会社大垣共立銀行	取締役頭取	土屋 嶠
株式会社静岡銀行	取締役頭取	柴田 久
株式会社京都銀行	取締役頭取	土井 伸宏
株式会社西日本シティ銀行	取締役頭取	谷川 浩道
株式会社山口銀行	取締役頭取	吉村 猛
株式会社佐賀銀行	取締役頭取	陣内 芳博
株式会社百五銀行	取締役頭取	伊藤 歳恭
株式会社群馬銀行	取締役頭取	齋藤 一雄
株式会社滋賀銀行	取締役頭取	高橋 祥二郎
株式会社池田泉州銀行	代表取締役頭取	藤田 博久
株式会社福井銀行	取締役兼代表執行役頭取	林 正博
株式会社七十七銀行	取締役頭取	氏家 照彦
株式会社北九州銀行	取締役頭取	藤田 光博

地方銀行	会員代表者	
株式会社福岡銀行	取締役頭取	柴戸 隆成
株式会社足利銀行	代表取締役頭取	松下 正直
株式会社八千代銀行	取締役頭取	田原 宏和

信託銀行	会員代表者	
三井住友信託銀行株式会社	取締役社長	橋本 勝
三菱UFJ信託銀行株式会社	取締役社長	池谷 幹男
みずほ信託銀行株式会社	取締役社長	飯盛 徹夫

その他の銀行	会員代表者	
株式会社ジャパンネット銀行	代表取締役社長	田鎖 智人
株式会社埼玉りそな銀行	代表取締役社長	池田 一義
株式会社あおぞら銀行	代表取締役社長	馬場 信輔
楽天銀行株式会社	代表取締役社長 最高執行役員	永井 啓之
株式会社新生銀行	代表取締役社長	工藤 英之
ソニー銀行株式会社	代表取締役社長	住本 雄一郎
住信SBIネット銀行株式会社	代表取締役社長	円山 法昭
株式会社じぶん銀行	代表取締役社長	柏木 英一

外国銀行	会員代表者	
バークレイズ銀行	日本における代表者	加島 章雄
香港上海銀行	日本における代表者	オリビエ・パクトン
UBS銀行	日本における代表者兼共同支店長	小関 泉
ソシエテ・ジェネラル銀行	日本における代表者兼東京支店長	Raphael Cheminat
クレディ・スイス銀行	日本における代表者支店長 ディレクター	市東 久
JPモルガン・チェース銀行	日本における代表者兼東京支店長	李家 輝
ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行	東京支店長兼日本における代表者	Nicolas Pillet
バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ	東京支店長	大森 美和
シティバンク、エヌ・エイ	日本における代表者	アンソニー・ピー・デラ・ ピエトラ・ジュニア

地方銀行Ⅱ	会員代表者	
株式会社北洋銀行	取締役頭取	石井 純二
株式会社関西アーバン銀行	頭取（代表取締役） 兼 最高執行責任者（COO）	橋本 和正
株式会社もみじ銀行	取締役頭取	小田 宏史

地方銀行Ⅱ	会員代表者	
株式会社みなと銀行	取締役頭取	服部 博明
株式会社東京スター銀行	代表執行役頭取	佐藤 誠治

系統金融機関	会員代表者	
株式会社商工組合中央金庫	代表取締役社長	安達 健祐

証券会社	会員代表者	
岩井コスモ証券株式会社	代表取締役会長	沖津 嘉昭
みずほ証券株式会社	代表取締役社長	坂井 辰史
メルリリンチ日本証券株式会社	代表取締役社長	瀬口 二郎
野村證券株式会社	取締役兼代表執行役社長	森田 敏夫
シティグループ証券株式会社	代表取締役社長兼 CEO	アンソニー・ピー・デラ・ ピエトラ・ジュニア
ひまわり証券株式会社	代表取締役社長	秋葉 仁
松井証券株式会社	代表取締役社長	松井 道夫
ドイツ証券株式会社	代表取締役社長	桑原 良
大和証券株式会社	代表取締役社長	中田 誠司
株式会社 SBI 証券	代表取締役社長	高村 正人
クレディ・スイス証券株式会社	代表取締役社長兼 CEO	マーティン・キーブル
JPモルガン証券株式会社	代表取締役社長 チーフ・エグゼクティブ・オフィサー	李家 輝
モルガン・スタンレーMUFG証券 株式会社	代表取締役社長	ジョナサン・キッドレッド
楽天証券株式会社	代表取締役社長	楠 雄治
バークレイズ証券株式会社	代表取締役社長	木曾 健太郎
岡三オンライン証券株式会社	取締役社長	大杉 茂
GMOクリック証券株式会社	代表取締役社長	鬼頭 弘泰
ゴールドマン・サックス証券 株式会社	代表取締役社長	持田 昌典
益茂証券株式会社	取締役社長	木内 幹男
トレイダーズ証券株式会社	代表取締役社長	森島 玲浩
マネックス証券株式会社	取締役	勝屋 敏彦
カブドットコム証券株式会社	取締役 代表執行役社長	齋藤 正勝
株式会社DMM.com 証券	代表取締役	谷川 龍二
インヴァスト証券株式会社	代表取締役社長	川路 猛
株式会社ライブスター証券	代表取締役社長	根津 文彦
新生証券株式会社	代表取締役社長	多良 尚浩

証券会社	会員代表者	
ソシエテ・ジェネラル証券株式会社	代表取締役グループ・カンツリー・ヘッド	RaphaelCheminat
東岳証券株式会社	代表取締役社長	犬嶋 隆
東海東京証券株式会社	代表取締役会長(最高経営責任者)	石田 建昭
株式会社アイネット証券	代表取締役社長	星野 智英
SMBC日興証券株式会社	取締役社長	清水 喜彦
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	取締役社長	長岡 孝
あい証券株式会社	代表取締役	加藤 丈典
セントレード証券株式会社	代表取締役社長	松田 文和
サクソバンク証券株式会社	代表取締役社長	伊澤 フランシスコ
IG証券株式会社	代表取締役社長	パトリック・マクゴナグル
フィリップ証券株式会社	代表取締役社長	下山 均
BNPパリバ証券株式会社	代表取締役社長	Tony Leung
日産証券株式会社	代表取締役社長	二家 英彰
カネツFX証券株式会社	代表取締役社長	水野 慎次郎
EZ インベスト証券株式会社	代表取締役会長兼社長	ヨアブ ケイダー
UBS証券株式会社	代表取締役社長	中村 善二
野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス株式会社	取締役社長	佐藤 千明
プレミア証券株式会社	代表取締役社長	三日市 理
立花証券株式会社	代表取締役社長	石井 登
株式会社FPG証券	代表取締役社長	深谷 幸司
あかつき証券株式会社	代表取締役社長	工藤 英人
インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社	代表取締役	林 保明
東郷証券株式会社	代表取締役社長	宇佐美 麻己
株式会社マネーパートナーズ	代表取締役社長	奥山 泰全
株式会社マネースクウェア・ジャパン	代表取締役社長	藤井 靖之
ワイジェイFX株式会社	代表取締役社長	荒川 佳一郎

外国証券会社	会員代表者	
HSBC証券会社	代表取締役社長東京支店長	アマル ダリラ
クレディ・アグリコル証券会社	日本における代表者	Antoine SIRGI
スコシア証券会社	日本における代表者兼東京支店長	藤田 博司

商品先物会社	会員代表者	
豊商事株式会社	代表取締役社長	安成 政文
岡安商事株式会社	代表取締役会長	岡本 安明
サンワード貿易株式会社	代表取締役	依田 年晃
株式会社フジトミ	代表取締役社長	細金 英光
株式会社アルフィックス	代表取締役社長	藪本 浩

先物専門会社	会員代表者	
株式会社FXプライムbyGMO	代表取締役社長	安田 和敏
JFX株式会社	代表取締役	小林 芳彦
セントラル短資FX株式会社	代表取締役社長	松田 邦夫
上田ハーロー株式会社	取締役社長	中村 信之
クリエイトジャパン株式会社	代表取締役社長	堀川 貢司
株式会社外為どっとコム	代表取締役社長	竹内 淳
FOREX EXCHANGE 株式会社	代表取締役社長	北見 悟志
エキサイトワン株式会社	代表取締役	臼田 琢美
株式会社AFT	CFO	宮代 登志枝
ゲインキャピタル・ジャパン株式会社	代表取締役	百瀬 茂
株式会社FXブロードネット	代表取締役社長	中町 剛
株式会社外為オンライン	代表取締役社長	古作 篤
ロンナル・フォレックス株式会社	代表取締役	井上 成雄
ヒロセ通商株式会社	代表取締役	細合 俊一
株式会社 FXトレード・フィナンシャル	代表取締役社長	鶴 泰治
OANDA Japan 株式会社	代表取締役	柳澤 義治
アヴァトレード・ジャパン株式会社	代表取締役	丹羽 広
外為ファイネスト株式会社	代表取締役	石野 由美子
デューカスコピー・ジャパン株式会社	代表取締役	瀧澤 篤史
SBI FXトレード株式会社	代表取締役	高橋 直也
Binary 株式会社	代表取締役	Tanser Mark Jamaes

(3) 特別参加者一覧

※ 特別参加者番号順、役職名は会員届による。

系統金融機関	特別参加者代表者	
農林中央金庫	代表理事 理事長	河野 良雄

証券会社	特別参加者代表者	
ステート・ストリート・グローバル・ マーケット証券株式会社	代表取締役	デービッド・ウィリアム・ニコルズ
エイト証券株式会社	代表取締役社長	飯盛 信文

その他	特別参加者代表者	
SBIリクイディティ・マーケット 株式会社	代表取締役社長	重光 達雄

2. 役員等の状況

(1) 役員

平成30年3月31日現在の本協会の役員は、次のとおりです。

※役職名は、会員届による。

理 事 (会長)	平野 信行	株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	代表執行役社長
理 事 (副会長)	森田 敏夫	野村證券株式会社	取締役兼 代表執行役社長
理 事	藤原 弘治	株式会社みずほ銀行	取締役頭取
理 事	氏家 照彦	株式会社七十七銀行	取締役頭取
理 事	飯盛 徹夫	みずほ信託銀行株式会社	取締役社長
理 事	住本 雄一郎	ソニー銀行株式会社	代表取締役社長
理 事	高村 正人	株式会社SBI証券	代表取締役社長
理 事	鬼頭 弘泰	GMOクリック証券株式会社	代表取締役社長
理 事	勝屋 敏彦	マネックス証券株式会社	取締役
理 事	松田 邦夫	セントラル短資FX株式会社	代表取締役社長

(非会員理事)

理 事 (専務理事)	細見 真	協会	専務理事
---------------	------	----	------

監 事	高橋 経一	公益財団法人 金融情報システムセンター	常務理事
-----	-------	------------------------	------

(2) 委員会等委員

平成30年3月31日現在の本協会の委員会等の委員は、次のとおりです。

(ア) 業務委員会

※役職名は、会員届による。

委員長	内田 和人	株式会社三菱東京UFJ銀行	常務執行役員
副委員長	稲井田 洋右	野村證券株式会社	執行役員
委 員	吉原 昌利	株式会社みずほ銀行	常務執行役員
委 員	津田 政克	株式会社七十七銀行	常務取締役
委 員	渡辺 伸充	みずほ信託銀行株式会社	常務執行役員
委 員	出口 善也	ソニー銀行株式会社	商品企画部 部長
委 員	坂本 英文	株式会社SBI証券	執行役員 商品開発部長
委 員	高野 修次	GMOクリック証券株式会社	常務取締役
委 員	三根 公博	マネックス証券株式会社	執行役員
委 員	須藤 博史	セントラル短資FX株式会社	取締役 営業推進部長

(非会員委員)

委 員	細見 真	協会	専務理事
-----	------	----	------

(イ) 自主規制委員会

※役職名は、会員届による。

委員長	吉原 昌利	株式会社みずほ銀行	常務執行役員
副委員長	白川 香名	大和証券株式会社	執行役員
副委員長	奥山 泰全	株式会社マネーパートナーズ	代表取締役
委 員	津田 政克	株式会社七十七銀行	常務取締役
委 員	渡辺 伸充	みずほ信託銀行株式会社	常務執行役員
委 員	小関 泉	UBS銀行	支店長
委 員	森部 隆士	松井証券株式会社	常務取締役
委 員	永倉 弘昭	楽天証券株式会社	常務執行役員 FX 事業 本部長 FX 事業部長
委 員	木村 洋	株式会社外為どっとコム	執行役員 管理本部長
委 員	百瀬 茂	ゲインキャピタル・ジャパン株式会社	代表取締役
委 員	細合 俊一	ヒロセ通商株式会社	代表取締役社長
委 員	鶴 泰治	株式会社FXトレード・フィナンシャル	代表取締役社長

(非会員委員)

委 員	神作 裕之	東京大学大学院	法学政治学研究科 教授
委 員	弥永 真生	筑波大学	ビジネスサイエンス系 教授
委 員	細見 真	協 会	専務理事

(ウ) 規律委員会

※役職名は、届出による。

委員長	津野 修	原・植松法律事務所	弁護士
副委員長	弥永 真生	筑波大学	ビジネスサイエンス系 教授
委 員	飯田 秀総	東京大学大学院	法学政治学研究科 准教授

(エ) 不服審査会

※役職名は、届出による。

委員長	神作 裕之	東京大学大学院	法学政治学研究科 教授
副委員長	高橋 厚男	公益財団法人 日本関税協会	理事長
委 員	勝尾 裕子	学習院大学	経済学部 教授

(3) 部会等

(ア) 業務部会

平成30年3月31日現在の本協会の業務部会の部会員は次のとおりです。

※役職名は、会員届による。

部会長	山下 篤志	株式会社三菱東京UFJ銀行	市場企画部 次長
副部会長	檜木 浩典	野村證券株式会社	グローバル・マーケット 企画部 マネージング・ ディレクター
部会員	渡邊 謙	株式会社みずほ銀行	グローバルマーケット業 務部 副部長
部会員	野村 敦	株式会社七十七銀行	市場国際部 国際業務課 課長
部会員	加藤 弘泰	みずほ信託銀行株式会社	信託プロダクツ業務部 信託協会担当部長

部会員	宮野 大輔	ソニー銀行株式会社	商品企画部 マネージャー
部会員	坂本 英文	株式会社SBI証券	執行役員 商品開発部長
部会員	及川 昌弘	GMOクリック証券株式会社	デリバティブ部 部長
部会員	水野 恵理子	マネックス証券株式会社	コーポレート管理部長
部会員	村瀬 智恵子	セントラル短資FX株式会社	リスク管理室長

(非会員部会員)

部会員	山崎 哲夫	協会	統括役・事務局長
-----	-------	----	----------

(イ) 自主規制部会

平成30年3月31日現在の本協会の自主規制部会の部会員は次のとおりです。

※役職名は、会員届による。

部会長	渡邊 謙	株式会社みずほ銀行	グローバルマーケット業務部 副部長
副部会長	野原 寛	大和証券株式会社	ダイレクト企画部 ビジネス企画課 次長
副部会長	佐々木 周一	株式会社マネーパートナーズ	内部管理統括部 部長
部会員	野村 敦	株式会社七十七銀行	市場国際部 国際業務課課長
部会員	加藤 弘泰	みずほ信託銀行株式会社	信託プロダクツ業務部 信託協会担当部長
部会員	藤本 隆章	UBS銀行	コンプライアンス&オペレーション・リスク・コントロール 本部長
部会員	雑賀 基夫	松井証券株式会社	取締役 コンプライアンス部長
部会員	久保井 芳幸	楽天証券株式会社	FX 事業本部 FX ディーリング部長
部会員	沼部 恭敬	株式会社外為どっとコム	コンプライアンス部 部長
部会員	小畑 太	ゲインキャピタル・ジャパン株式会社	コンプライアンス部長
部会員	古草 鉄也	ヒロセ通商株式会社	取締役
部会員	小林 彰彦	株式会社FXトレード・フィナンシャル	取締役副社長

(非会員部会員)

部会員	神作 裕之	東京大学大学院	法学政治学研究科 教授
-----	-------	---------	----------------

委員	弥永 真生	筑波大学	ビジネスサイエンス系 教授
部会員	山崎 哲夫	協会	業務部長

(ウ) 事務連絡会

事務局に理事各社及び協会事務局の職員で構成する事務連絡会を置き、総会及び理事会の議案整理その他所要の連絡事務にあたっています。

(エ) F X幹事会

F X幹事会は、外国為替証拠金取引に関する規制環境の変化に対応する所要の審議を行うため、平成21年2月に発足した外国為替証拠金取引（F X）専門部会（仮称）の後を受けて、同年6月に業務部会及び自主規制部会の下に設置されたF X部会及びF X部会幹事会を、平成26年7月より一本化したものであり、平成30年3月31日現在では20社が参加しています。平成29年度の部会長、幹事は以下のとおりです。

部会長	セントラル短資F X株式会社
副部会長	大和証券株式会社、株式会社外為どっとコム
幹事会社	ソニー銀行株式会社
	野村証券株式会社
	松井証券株式会社
	楽天証券株式会社
	岡三オンライン証券株式会社
	GMOクリック証券株式会社
	マネックス証券株式会社
	カブドットコム証券株式会社
	インヴァスト証券株式会社
	株式会社マネーパートナーズ
	株式会社マネースクウェア・ジャパン
	ゲインキャピタル・ジャパン株式会社
	株式会社外為オンライン
	ワイジェイF X株式会社
	ヒロセ通商株式会社
	株式会社F Xトレード・フィナンシャル
	SBI F Xトレード株式会社

(オ) 通貨オプション（COP）部会

COP部会は、通貨オプションに関する規制環境の変化に対応する所要の審議を行うため、通貨オプション（COP）専門部会（仮称）の後を受けて、業務部会及び自主規制部会の下で、平成21年2月より活動を開始し、平成30年3月31日現在では次の9社が参加し、部会長は以下のとおりです。

部会長 株式会社三井住友銀行
株式会社三菱東京UFJ銀行
株式会社みずほ銀行
株式会社千葉銀行
株式会社百十四銀行
三井住友信託銀行株式会社
株式会社あおぞら銀行
野村證券株式会社
SMB C日興証券株式会社

(カ) 個人向け店頭バイナリーオプション取引作業部会

個人向け店頭バイナリーオプション取引作業部会はバイナリーオプション取引の実務対応の標準化を図ること等を目的に、業務・自主規制部会の承認のもと、平成25年8月1日の個人向けバイナリーオプション規制の施行に合わせ設置され、平成30年3月31日現在では次の7社が参加し、座長等は以下のとおりです。

座長 株式会社FXトレード・フィナンシャル
GMOクリック証券株式会社
 트레이ダーズ証券株式会社
IG証券株式会社
株式会社FXプライムbyGMO
ワイジェイFX株式会社
ヒロセ通商株式会社

(三) 事業報告書付属明細書

平成29年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する付属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

平成30年6月
一般社団法人金融先物取引業協会

事業報告書資料編

(事業報告書資料編)

別紙 1	金融先物取引業協会の系譜	・・・	7 2
別紙 2	金商法施行後の体制整備等（内部留保の推移、財務運営等を含む。）	・・・	7 8
別紙 3	総会・理事会・委員会等の開催・審議内容等	・・・	8 6
別紙 4	平成 2 9 年度会議日程	・・・	9 3
別紙 5	一般社団法人金融先物取引業協会の活動状況	・・・	9 5
別紙 6	一般社団法人金融先物取引業協会組織図	・・・	1 0 4
別紙 7	Kinsaki-net 概要	・・・	1 0 6
別紙 8	平成 2 9 年度（平成 2 9 年 4 月～平成 3 0 年 3 月）監査結果	・・・	1 0 7
別紙 9	金融商品取引法第 6 4 条の 7 に基づく外務員の登録に関する 委任事務の処理について（平成 2 9 年度）	・・・	1 0 8
別紙 1 0	外務員資格試験、外務員資格更新研修試験及び内部管理責任者 資格試験の実施状況	・・・	1 1 1
別紙 1 1	F X 取引に関するこれまでの主な施策	・・・	1 1 2
別紙 1 2	あっせん・苦情・相談処理状況	・・・	1 1 8
別紙 1 3	協会開催セミナー・説明会等の開催状況	・・・	1 1 9
別紙 1 4	協会事務局への統計に関する定期報告（平成 2 7 年 4 月 1 日以降）	・・・	1 2 5
別紙 1 5	所管金融商品取引の状況（マッピング）	・・・	1 2 6
別紙 1 6	投資教育事業計画	・・・	1 3 0
別紙 1 7	投資家教育国際フォーラム(IFIE)の概要	・・・	1 3 5
別紙 1 8	他の自主規制機関等との協調	・・・	1 3 7
別紙 1 9	平成 2 9 年度収支計算書の概要	・・・	1 3 9
別紙 2 0 - 1	平成 3 5 年度までの試算（平成 3 0 年度予算ベース）現行ベース （平成 2 9 年度決算織込み済み）	・・・	1 4 0
別紙 2 0 - 2	平成 3 5 年度までの試算（平成 3 0 年度予算ベース）見直し案 （平成 2 9 年度決算織込み済み）	・・・	1 4 1
別紙 2 1	平成 2 9 年度資産管理運用状況報告	・・・	1 4 2

別紙1 金融先物取引業協会の系譜

1. 平成元年8月（社団法人 金融先物取引業協会）

金融先物取引法（昭和63年法律第77号）第104条により、委託者等の保護を図るとともに、金融先物取引業の健全な発展に資することを目的として、金融先物取引業者を会員とする民法第34条の規定に基づく社団法人として大蔵大臣より設立認可（平成元年8月4日）を受け設立されました。

2. 平成19年9月（認定金融商品取引業協会）

証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年6月14日法律第65号）に伴い、同法の施行の際現に存する金融先物取引業協会は、同法施行日（平成19年9月30日）において金融商品取引法第78条第1項に規定する認定を受けた認定金融商品取引業協会とみなされました。（「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成18年6月14日法律第66号）第89条）

金融商品取引法第79条の3に規定により業務規程（平成20年2月27日理事会決定。平成20年3月31日施行）の認可を受けました（平成20年3月31日付）。

3. 平成20年12月（特例民法法人）

平成18年6月2日法律第50号「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第40条により特例民法法人に移行しました。

4. 平成24年4月（一般社団法人）

平成24年4月1日に「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第45条に基づく認可を受け、特例民法法人から一般社団法人へ移行しました。

なお、今回の特例民法法人から一般社団法人への移行によっても法人の同一性は継続しています。

業務規程については、一般社団法人への法人格移行を反映した一部変更（平成24年3月14日理事会決定。同年4月1日施行）について、平成24年3月30日付で金融商品取引法第79条の3の規定に基づき認可を受けました。

5. 平成26年8月（認定個人情報保護団体）

外国為替証拠金取引が個人顧客の間に広がり、定着し、また、個人向けバイナリーオプション取引等の新たな個人向け取引が行われるようになるなど、個人顧客の個人情報を中心に、ますます個人情報保護への取組みが必要となる中で、会員の一層の個人情報保護の推進に努めることを目的とし、個人情報の保護に関する法律第37条第1項に基づく認定個人情報保護団体の認定申請を平成26年3月31日に行い、平成26年8月1日付で認定を受けました。

(参考)

金融商品取引業協会懇談会

委 員	安東 俊夫	(日 本 証 券 業 協 会 会 長)
	奥 正 之	(金 融 先 物 取 引 業 協 会 会 長)
	加藤 雅一	(日 本 商 品 投 資 販 売 業 協 会 会 長)
	辻 雅 夫	(日 本 証 券 投 資 顧 問 業 協 会 会 長)
	樋口 三千人	(投 資 信 託 協 会 会 長)
	神田 秀樹	(東 京 大 学 大 学 院 教 授)

オブザーバー

	河野 正道	(金 融 庁 監 督 局 審 議 官)
	細溝 清史	(金 融 庁 総 務 企 画 局 審 議 官)

(敬称略・五十音順)

金融商品取引業協会懇談会

幹事会名簿

座長	神田 秀樹	(東京大学大学院教授)
有識者委員	井口 尚志	(国民生活センター相談調査部長)
	神作 裕之	(東京大学大学院教授)
	楠本くに代	(金融消費者問題研究所代表)
	黒沼 悦郎	(早稲田大学大学院教授)
	ミッチェル・メイソン	(IBA証券分科委員長、ドイツ証券COO)
委員	金子 義昭	(投資信託協会副会長・専務理事)
	坂本 哲郎	(日本商品投資販売業協会常務理事)
	長尾 和彦	(日本証券投資顧問業協会専務理事)
	藤村 英樹	(金融先物取引業協会専務理事)
	増井 喜一郎	(日本証券業協会副会長)
オブザーバー	河野 正道	(金融庁監督局審議官)
	氷見野良三	(金融庁監督局証券課長)
	三井 秀範	(金融庁総務企画局市場課長)
	松尾 直彦	(金融庁総務企画局金融商品取引法令準備室長)

(敬称略・五十音順)

法 人 格 移 行

- (ア) 本協会の、自主規制団体としての位置づけについては、金融先物取引法（昭和63年法律第77号）第104条に基づく金融先物取引業協会として平成元年8月4日に認可されました。次に、平成18年6月14日法律第65号における証券取引法等の一部改正に伴う「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成18年6月14日法律第66号）第89条により、同法の施行の際現に存する金融先物取引業協会は、同法施行日（平成19年9月30日）において金融商品取引法第78条第1項に規定する認定を受けた認定金融商品取引業協会とみなされました。その後、今回の特例民法法人から一般社団法人への移行によっても、法人の同一性は継続しています。また、業務規程については、一般社団法人への法人格移行を反映した一部変更（平成24年3月14日理事会決定）が行われ、平成24年3月30日付で金融商品取引法第79条の3規定に基づく4月1日施行認可を受けました。
- (イ) 公益目的支出計画
- ① 公益目的支出計画の意義及び本協会の計画
整備法第119条により、民法上の社団法人が特例民法社団を経て一般社団法人に移行する場合には、移行時に法人に留保されている財産を「公益目的財産」として、公益目的支出計画に従い、その全てを一般社団となった後に公益目的のために支出することが必要とされています。本協会は、この規定に従い、認可申請に際して、平成27年度までの移行後4年間で公益目的財産額を支出する計画を策定し、前記平成23年11月臨時総会で決定を受けたものです。
 - ② 公益目的支出の見込額は、361,328,212円です。この金額は、平成23年11月総会決定の後、内閣府公益認定委員会事務局における審査により、経費按分計算方式に関する技術的項目等について修正を受け、平成24年3月28日の総会に付議可決された計画における金額です。なお、この修正による公益目的支出計画の実施期間4年に変更はありません。
 - ③ 平成23年度決算によって、公益目的財産額は、1,004,015,258円と確定し、公益目的収支差額の見込額についても、平成24年度予算書（正味財産増減計算書ベース）により、327,816,051円と確定しました。この確定によっても公益目的支出計画の実施期間4年に変更はありません。
- (ウ) 関係諸規則等の整備
- ① 名称関係
法人格移行に伴い、本協会の名称が変更されますが、これに伴う会員における諸事務等については、極力会員負担を軽減するよう努めました。また、これに伴う協会の規則等の整備を行いました。
 - ② 財務関係
 - i 新法人移行後は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）及び公益法人会計基準（20年4月11日 内閣府公益認定等委員会）が適用となることから「経理規則」について所要の見直しを行いました。
 - ii 新法人移行後における協会の内部留保について、その構成、繰入及び取崩の方法等を定めた、「過剰金積立資金規程」、「自主規制事業実施積立資金規程」、「会費充当積立資金規程」を制定しました。
 - iii 協会資産の管理運用に当たっては、安全かつ確実な方法により行い、公益目的の安定的・積極的な遂行を行うことが必要であるため、定款第48条の規定により資産の

管理運営についてその目的、基本原則、報告体制等を明確にした「資産管理運用規程」を制定しました。

- iv これら規定の施行は、整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行します。

③ 役員報酬等及び費用に関する規程

一般法人法第89条及び第105条において、役員（理事及び監事）の報酬はその額を定款に定めていない場合、その額及び支給の基準を総会の決議によって定める必要があるため、本協会においては、新定款第33条の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関する規程を平成23年11月1日開催の臨時総会において制定しました。この規程は、整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行します。

(エ) 「正味財産」に計上されている預託金の経理処理について

現在「正味財産」に計上されている財産のうち、「預託金」は、会員が入会したときに本協会に納入し、退会、資格喪失または除名されたときに返還するものであり、本協会の「基金」に繰り入れ、管理されています。

従来、「預託金」については、基本財産的な意味合いと負債的な意味合いを持つものとして本協会においては正味財産として管理してきた経緯がありましたが、「預託金」を基金として管理することは、新しい公益法人に関する規則における「基金」とは性格を異にしており、預託した会員の退会時等において返還義務のある資金であることから、負債の性質が強く「負債」の部に計上することがより妥当と考え、本協会監査法人との協議を経て、平成24年3月31日に負債への計上替えをすることを決定しました。

決算時の経理処理において、預託金は預り預託金として負債に計上替えされ、同額が基金対象資産に繰り入れられました。

また、負債性を明確にした新しい預託金預り証への差し替えを行いました。

(オ) 保有有価証券の売却について

本協会の特定資産の基金対象資産を構成し、有利運用の観点から、従来より保有してきた20年長期国債等について、法人格移行に際し、売却を行いました。売却益は、平成23年度収支計算書上、特定資産売却収入に計上され、公益目的保有財産として一般社団法人に引き継がれます。

公益法人制度改革対応に関する懇談会 開催記録

開催日時	内容
第1回 平成22年6月4日	・公益法人制度改革とは ・公益認定、一般認可ショートレビューのポイント説明 ・公益認定、一般認可のメリット、デメリット ・その他
第2回 平成22年9月2日	・内閣府への第1回相談の結果 (1) 協会事業の公益性について (2) 正味財産（基金）の取扱いについて ・税制上の取扱いについて ・連座制について ・公益法人制度におけるガバナンスについて ・定款改正についての主要検討事項 ・役員の構成と役員報酬規程

開催日時	内容
	・予算の編成と執行についての規程 ・新法人移行後の正味財産の設計についての検討事項 ・懇談会における検討の前提としての方向性 ・今後のスケジュールについて
第3回 平成22年10月7日	・正味財産（基金）の取扱いについて ・定款改正についての検討事項について ・その他
第4回 平成22年11月4日	・法人の機関構成について ・役員報酬規程について ・その他
第5回 平成22年12月21日	・新法人の骨格と定款について ・申請・移行に伴う措置について （1） 申請に必要な事項 （2） 移行措置 ・今後の予定
第6回 平成23年2月24日	・リーガルチェックを踏まえた新法人の定款案について ・法人形態の選択について ・今後の申請・移行に向けた段取りについて ・業務委員会の報告について
第7回 平成23年7月7日	・公益社団法人と一般社団法人の比較について ・長期推計の仮定計算
第8回 平成23年9月1日	・業務委員会報告（第2回）案 ・定款変更案 （1） 定款の主要な変更箇所について （2） 定款変更案新旧対照表 ・役員報酬等及び費用に関する規程（案） ・公益目的支出計画（案） （参考） ・資金に関する規程 （1） 過剰金資金規程（案） （2） 自主規制事業実施資金規程（案） （3） 会費充当準備資金規程（案） ・その他 （1） 今後の日程案 （2） 法人格移行対応についての参考資料

別紙 2 金商法施行後の体制整備等（内部留保の推移、財務運営等を含む。）

1. 金商法施行後の内部留保の推移（公益目的支出計画の完了まで）

（1）公益法人時代の内部留保の推移

公益目的支出計画より払い出している旧公益法人時代の内部留保の金商法施行の平成19年度以降の推移については、以下の通りです。なお、公益法人時代における平成20年度以降の体制整備及び財務運営の概要等は次項の通りです。

- ① 平成19年度末における特定資産のうち預託金を除いた、いわゆる基金残高は、699百万円、繰越収支差額は134百万円で、一般的な支出財源に充当可能な内部留保は、両者の合計833百万円でした。
- ② その後、一般社団法人移行の直前である平成23年度末までに、
 - (a) 役員退職慰労金関係支出15百万円（平成20年度）、体制整備の一環として行ったシステム整備等の緊急対策のための物件費支出39百万円（平成21年度）を併せ合計54百万円が取り崩されたほか、
 - (b) 平成21年度及び平成22年度に生じた当期収支差額相当額（14百万円及び34百万円）が平成22年度に、平成23年度に生じた当期収支差額相当額（65百万円）が平成23年度に基金に繰り入れ^(※)され、
※ 今後のシステム開発、比例会費削減等に充てるため、繰越収支差額による処理から、基金積立・取崩しによる処理に変更した。
 - (c) 他方、各年度の年度内経費削減と採用延伸による人件費不用が76百万円生じました。
- ③ この結果、法人格移行の際の全体としての内部留保は、855百万円となりました。
- ④ これに、過怠金収入より積み立てられた過怠金積立資金43百万円、固定資産106百万円を加えた1,004百万円が公益目的財産とされました。

（2）公益目的支出計画の遂行

上記の公益目的財産額1,004百万円は、公益目的支出計画に従い、平成27年度までに全額払い出されました。公益目的支出計画が完了したことに伴い、内閣府公益認定等委員会に「公益目的支出計画実施完了確認請求」を提出し、平成28年12月21日付きで、「確認書」を受領しました。

（参照 別添1「公益目的支出計画の実施状況」）

2. 金商法施行後の体制整備等

（1）平成20年度体制整備等

① 体制整備

平成20年度においては、セキュリティ対応等を含む法人運営の適正化、FX取引・店頭通貨オプション等についてのデリバティブ制度整備等の動向等を踏まえた自主規制活動の水準向上が、関係方面の指導を含め、協会運営のリスク対応上急務であり、同年度に行った緊急対応の後、人的・物的な体制整備を計画することが必要と考えられました（注）。

（注） 上記の体制等の水準検討等に当たっては、協会が果たすべき業務水準、備えるべき体制の水準を如何にして見いだすかが大きな問題点でしたが、具体的な水準は自主規制団体が自ら見出すべき事情にあることを踏まえ、以下のような点や他の例を参酌しつつ、検討をしました。その後の年度においても、その時々規制環境を踏まえ、試行錯誤も含め、種々検討が重ねられました。

- (a) 証券取引等監視委員会との意見交換、民法法人であった当時の主務当局からの指摘等に対応し、

- (b) 金融商品取引法の規定等のほか、平成19年6月に取りまとめられ、公表された当時の5団体等による「金融商品取引業協会懇談会中間論点整理」における業務範囲等の考え方を踏まえ、
- (c) 平成18年11月に公表された国際証券業協会会議諮問委員会（ICSA）による提言（「自主規制機関のベストプラクティス」）等の国際的な相場感等を参照しました。

② 事務局人員の増員

これらの検討を踏まえ、平成21年6月総会において、規制環境変化等に対応するため、平成22年度までに対平成20年度末（14人）比11人増員を内容とする計画を説明しました。

その後、事務量見直しに基づく計画見直しを行いながら、計画期間を当初の2年から4年に延伸して、各年度総会に諮りつつ増員を行い、平成24年度にほぼ一巡しました。

体制整備の成果はモニタリング組織の設置（平成22年7月）等、各部で効果をあげています。

（2）平成21年度体制整備等

体制整備にあたり、認定金融商品取引業協会（自主規制団体）の備えるべき体制、あるいは、果たすべき業務内容等についての明示的・具体的な水準は、協会が自ら見出してゆくべきものと認められ、整備水準・経費水準を見越すことは困難な状況でしたが、可能な限りの点を参酌し、上述のように、人的には平成21、22年度での増員11人を計画し、物的にはセキュリティ等の物的整備を進めることとしました。

（会費制度の改正）

このような整備とともに、会費について、次のような措置が取られました。

- ① 従前の過年度収支差損補てんのための比例会費に対して、会費規則を改正（21年5月理事会決定）し、当該年度の業務環境等を踏まえた当年度会費所要額を当初予算に計上することとし、また、定額会費年額を50万円から55万円に引き上げました。
- ② 他方、当時の市場環境等から会員の収益環境等が極めて厳しい状況にあったことに配慮し、当時の内部留保、繰越収支差額の状況も踏まえ、内部留保の一定範囲での活用を行うとともに、平成20年度分収支差損の会費の不徴収としました。

（3）平成22年度当時の体制整備・財務運営等

平成22年度以降の財務運営においては、以下のような削減努力等が講じられた結果、会費所要額（実施事業支出）と会費負担額との関係において、会費所要額に対して複数の削減（内部留保取崩し及び過年度の収入超過の返還）が講じられることとなりました。

- ① （増員実施と計画延伸）平成21年度に約半数の増員を行った以降は、規制環境の展開等に対応してゆく過程で、将来の業務量の動向を見越し、協会全般の業務見直しを行いつつ、逐次、人員配備のあり方、物的整備の所要を見定めて慎重に増員を進めることとし、平成22年度以降、逐年計画を延伸しつつ、平成24年度において体制整備のほぼ一巡を視野に入れるにいたったものです。

増員に当たっては、協会自体の体制整備の進展、規制環境等の変化に対応して、必要とされるマンパワーの質・量（年齢、専門性等）も変化するところから、業務展開を見定めつつ実施したことにより、人件費の推計等においては、技術的困難さも含め、精度が期待しがたい状況でした。この過程においては、透明性確保の観点から、この事情を説明し、毎年度の採用の具体化状況に応じて、その内容を都度、総会等にご説明した次第です。

- ② （財務運営）厳しい経営環境が続く中での会費負担についての会員の意見等や、内部留保水準等の状況から内部留保の一定の取崩しにより、会費負担の軽減を図りました。これを

行うに当たっては、この間、財務節度に配意し、経費の性格等に着目した、内部留保の使途について、下記のような自己制約条件を設定して、その条件の範囲内で、内部留保の一定範囲の取崩しを予算計上することにより、実際の会費徴収額算定は、会費所要額からその分が減少することとなり、会費負担水準の軽減が図られることとなり、これを会員にご説明しました。

(a) 体制整備には、平成17年度において協会の自主規制担当分野にFX取引等が加わり、多数の新規入会が生じたことに関連する部分が多く、また、内部留保には入会金が含まれているところから、体制整備の物的整備等の一回性経費の財源に充てるための取崩し

(b) 過怠金収入について、投資者保護のための金融ADRへの参画に関する経費等へ充当するための取崩し

- ③ (決算不用の対応) 更に、当初予算で徴収した会費について、採用の延伸や年度中の事業見直しによる効率化等を含め、決算不用が生じた結果、収入超過が生じた場合には、これを次年度以降の会費所要額から削減することとして、いわば返還を行い、内部留保とはしないこととしました。なお、この過程で、平成22年度予算より、年度開始前の予算編成を行うこととしたため、予算編成作業段階では、前年度決算が未確定となり、超過徴収分の会費所要額からの返還は決算確定後の直近年度となる次々年度までに処理することとなりました。

(4) 中長期的な財務均衡の必要性

財務面においては、現在、運用収入及び定額会費の減少、人件費の増加等の要因により構造的な収支不足が生じており、中長期的に財務均衡が必要とされる状況にあります。著しい変化が続く中において、認定金融商品取引業協会に向けられる諸要請に対応しつつ、収支均衡を図るという困難な課題に対応するため、中長期的な財務試算により状況を会員の皆様と共有しつつ、毎年度の収支予算の編成においても、現時点で来年度におけるシステム更改等のための財源所要見込みに関して、費用対効果の考えに立って、他の事業の合理化や加入制度の見直しにより、適正性・効率性の確保増強を図りつつ、財源ねん出についての検討・準備を進めるなど、収支両面による努力を重ねています。

参照 平成29年度事業報告書

別紙 20-1 「平成35年度までの試算(平成30年度予算ベース) 現行ベース(平成29年度決算織込み済み)」

別紙 20-2 「平成35年度までの試算(平成30年度予算ベース) 見直し案(平成29年度決算織込み済み)」

3 最近における法人の業務運営適正化等の措置及び経費削減等の主なもの

上述の協会における体制整備等を進めるに当たり、平成28年度における、統括役・役員制度の導入等、各年、積極的に既存業務運営の見直しを図りつつ適正化・合理化措置を進めてまいりました。

また、各年の予算編成に当たっても、平成29年度における既存事業の見直し(金融先物取引回避関係法規集WEB版の廃止)及び平成28年度からの外部資金導入(投資教育事業計画に対する公益財団法人資本市場振興財団からの助成金)他を行ってきたところです。

参照 別添2 「最近における法人の業務運営適正化等措置の主なもの」

別添3 「最近における経費削減等の主なもの」

(別添1) 公益目的支出計画の実施状況

1 制度の概要

本協会は、移行一般社団法人として、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第127条第3項により公益目的支出計画の作成実施が義務づけられています。

公益目的支出計画は、一般社団法人に移行する前の法人格の下での最終決算における公益目的財産額（法人格移行前の本法人において蓄積された内部留保、固定資産などの財産に相当する金額）の全額を、法人格移行後の一般社団法人において公益目的のために支出する計画です。

2 本協会における実施状況

(1) 移行に際しての当初計画

本協会の公益目的支出計画は、移行に際して、内閣府の指導を受け、公益目的財産額（1,004百万円）、計画期間を平成24年4月1日の法人格移行後4年間とし、平成24年6月通常総会において決定いたしました。

(2) 平成24年度決算時における公益目的支出計画の実施

平成24年度決算において、自主規制事業会計は、収入42百万円、支出315百万円であり、収支差272百万円を公益目的財産額から充当しました。この結果、平成24年度末日の本協会の公益目的財産額は731百万円となりました。

(3) 平成25年度決算時における公益目的支出計画の実施

平成25年度決算において、自主規制事業会計は、収入35百万円、支出322百万円であり、収支差288百万円を公益目的財産額から充当しました。この結果、平成25年度末日の本協会の公益目的財産額は443百万円となりました。

(4) 平成26年度決算時における公益目的支出計画の実施

平成26年度決算において、自主規制事業会計は、収入27百万円、支出322百万円であり、収支差295百万円を公益目的財産額から充当しました。この結果、平成26年度末日の本協会の公益目的財産額は148百万円となりました。

(5) 平成27年度決算時における公益目的支出計画の実施

平成27年度決算において、自主規制事業会計は、収入25百万円、支出312百万円であり、収支差△286百万円となり、前年度末公益目的財産額148百万円を全額支出し、本年度末の公益目的財産額は0円となります。

この結果、平成24年4月に確定した公益目的財産額1,004百万円すべてを公益目的のために支出したこととなり、本協会は、移行法人としての平成24年から4年間の公益目的支出計画を完了いたしました。

(単位：百万円)

	平成24年度 (実績)	平成25年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成27年度 (実績)
1. 公益目的財産額	1,004	731	443	148
2. 取崩額（公益目的収支差額）(①-②)	272	288	295	286
(1) 公益目的支出の額 ①	315	322	322	312
(2) 実施事業収入の額 ②	42	35	27	25
3. 当該事業年度末日の公益目的財産額	731	443	148	0

(6) 公益目的支出計画実施完了確認書の受領

平成28年6月20日開催の通常総会において平成27年度に係る「公益目的支出計画の実施報告書等」が承認されたことを受け、内閣府公益認定等委員会に「公益目的支出計画実施完了確認請求書（注）」を提出し、平成28年12月21日付けで内閣府より当該公益目的支出計画の実施完了の「確認書」を受領しました。

（注） 「公益目的支出計画実施完了確認請求書」は、公益目的支出計画を完了した一般社団法人が内閣府公益認定等委員会に対しその実施が完了したことの確認を求めるものです。（整備法第124条）

(別添2) 「最近における法人の業務運営適正化等の措置の主なもの」

1. 役員報酬の分離計上（平成20年度決算より）
2. 本協会が退会する会員に対し債権を有している場合の預託金返還にかかる取扱いについて規定を明確化（平成21年7月31日、平成21年11月25日理事会決定）
3. 外務員登録事務（委任事務）処理報告の作成（平成21年度決算より）
4. 事業計画・収支予算の年度開始前編成（平成22年度計画等より）
5. 経理基盤整備（会計機械化平成23年度試行開始）
6. 「資産管理運用規程」第5条に基づく資産管理運用の理事会への報告（平成24年11月実施）
7. 会員と法人事務局間の双方向情報共有基盤整備（Kinsaki-net平成21年度供用開始）
8. 職員パソコン環境の管理態勢強化及び情報漏洩リスク軽減を目的の一つとするシンクライアント環境を導入（平成24年3月より）
9. 常勤役員業務報告（年次報告、年末財務事情（会費所要額水準見通し）ほか2件（平成21年度より作成試行）
10. 法人運営の基本的な機関である業務部会等の定例開催（平成22年度より）
11. 総会における顧問弁護士の出席（平成25年6月13日通常総会～）
12. 会員デフォルト時の業務マニュアルの策定（平成25年8月6日）
13. 自主規制規則の制定・改正に当たってのパブリックコメント手続きの実施（平成26年1月30日）
14. 事業継続計画及び事業継続計画業務マニュアルの策定（平成26年3月）
15. 個人情報保護団体の認定申請（平成26年3月）及び認定取得（平成26年8月）、総務部に「個人情報苦情相談室」の設置
16. 定款第30条第6項に規定する代表理事の職務執行状況の理事会への報告（平成24年11月実施）
17. 公益目的支出計画実施報告書の作成（平成25年3月）
18. 会員及び外務員の処分関係の執行適正化のための規律委員会の設置（平成25年6月より）
19. 消費者基本法に基づく「消費者取引に関する政策評価」への対応（平成26年4月）
(参照)

消費者基本法に基づき、消費者政策の基本的な枠組みと主な課題及びこれらを踏まえた重点的な取り組みを取りまとめた消費者基本計画が改定（平成22年3月30日閣議決定）され、取引の適正化を始めとする各種施策が関係府省において展開されました。これを受けて、総務省行政評価局は、当該各種施策が効果を上げているかなどの観点からの評価が平成25年度に行われました。

本協会関係では、「金融商品取引法に係る法令改正の効果と指導監督の実施状況等」について、政策評価の対象とされ、具体的には、平成21年金融商品取引業等に関する内閣府令改正の①外国為替証拠金取引業者に対するロスカットルール

整備・遵守の義務付け(平成21年8月施行)及び②FX業者等に対する証拠金規制(平成22年8月施行)の改正がその評価の対象とされました。

本評価は、「消費者取引に関する政策評価書」(総務省平成26年4月)として報告されており、このうち「金融商品取引法に係る法令改正の効果と指導監督の実施状況等」では、「平成21年の金融商品取引業等に関する内閣府令改正によるFX業者に対するロスカット取引を適切に行うためのルールの整備及び想定元本の4%以上の証拠金の預託を受けない取引の禁止の導入については、i)金融先物取引業協会の協会員が行うFX取引に関する苦情件数が、最も多い平成20年度と24年度を比較すると減少していること、ii)FX業者等の未収金が改善され、出来高及び証拠金残高が安定的に増加していること、から、効果が一定程度発現しているものと認められる。」と評価されました。

20. 総務部に文書担当を設置及び対外的文書の文書担当による合議(平成26年7月)
21. 会員が外務員の登録状況等に関するデータの確認をシステムにより随時行えるようKinsaki-netに「外務員情報」ページを新設(平成28年2月)
22. 投資教育事業計画の推進(平成28年3月10日理事会決定)及び公益財団法人資本市場振興財団からの助成金交付通知受領(平成28年3月3日)
 - ※ 一般投資者の参加が進むデリバティブ取引について、金融先物取引の唯一の自主規制機関として、投資者の金融リテラシーを高めることによって健全な発展を支援するため、投資教育事業計画を定め、金融リテラシーに係る施策を計画的に推進する。
23. サイバーセキュリティに関する本協会の対応方針理事会報告(平成28年3月30日)
24. 事務局の体制について、従来の事務局長制に対して、統括役・役員制度の導入(平成28年7月1日)
 - ※ 対等な二人の統括役により、協会運営についての利益相反管理の観点からの説明可能性の維持向上等を図る
25. 「一般社団法人及び一般財団に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成18年法律第50号)第124条の規定に基づき、当該支出計画の実施が完了したことの確認を内閣府宛請求(平成28年6月20日)し、内閣府より当該公益目的支出計画の実施完了の「確認書」を受領(12月21日)
26. 健康保険組合への編入(協会けんぽから東京証券業健康保険組合へ)(平成28年12月1日)
27. 法人顧客に対する証拠金規制への対応(為替リスク想定比率の算出等)(平成28年2月17日)
28. 処分関係制度整備(定款の一部変更及び不服申立制度の創設を含む処分制度整備に係る規則等の新設及び改正について)(平成29年3月13日理事会、平成29年3月25日臨時総会決定)
29. 自主規制部会及び自主規制委員会の今後の運営方式について(平成29年3月30日理事会報告)

	開催方式		回数	出席者
	委員会	部会		
定例開催	原則招集(代理可)	原則書面	2-3回	部会員による代理委員の出席
随時開催	原則書面	原則書面	適宜	

30. 定款第19条に基づく処分を受けた会員及び「外務員の登録等に関する規則」第6条に基づく外務員処分を受けた会員より提出された不服申立書について、不服申立の理由の有無について審査を行うことを所掌事項等とする不服審査会の設置及びその事務を行う「不服審査会室」を総務部に設置(平成29年6月)

(別添3) 「最近における経費削減等の主なもの」

1. 従前（平成29年度以前）における経費削減

- (1) 役員報酬の見直し（平成20年度～）、役員報酬の削減（平成24年度～）
- (2) 会員通知等の電子化（平成20年度～）
 - (ア) 会員通知等の Kinsaki-net 掲（平成20年度～）
 - (イ) 外務員登録済通知等の Kinsaki-net 掲載に伴う郵送費の減（平成28年度～）
- (3) コピー機保守契約の見直し（平成21年度～）
- (4) 刊行物の電子化及び作成費用の削減
 - (ア) 会報のWe b掲載（平成22年度～）
 - (イ) 業務マニュアルのWe b掲載（平成23年度～）
 - (ウ) テキスト作成費の削減（平成24年度～）
 - (エ) 刊行物の作成費用の削減（法規集、マニュアル、会報）（平成25年度～）
 - (オ) 「金融先物取引の知識」の刊行方法の見直しによる経費削減（平成26年度～）
 - (カ) 金融先物取引関係法規集WE B版の廃止（平成29年度～）
- (5) 会議室活用による会場借料等の縮減（平成20年度～）
- (6) 学術連携関係経費削減
- (7) その他の経費削減
 - (ア) E－ma i lによる報告（平成19年度～）
 - (イ) 文書保存倉庫借料の契約内容変更（平成21年度～）
 - (ウ) 事務所借料の見直しに伴う削減
 - (エ) システム保守の見直しによる削減
 - (オ) 公益法人コンサルタント打ち切りによる削減
 - (カ) オペレーション委託費の見直しによる経費削減（平成26年度～）
 - (キ) セミナー・理事会開催費の経費削減（平成26年度～）
 - (ク) 封筒の作成費等の経費削減（平成26年度～）
 - (ケ) EBS為替変動率分析外注（平成27年度～）
 - (コ) 健康保険組合への編入（平成28年度～）

2. 平成30年度における経費削減等

- (1) 海外金融先物取引市場の現状及び動向調査委託費の削減
- (2) 健康保険組合編入に伴い役職員に対する健康診断関連費用が助成適用となったことに伴う削減

3. 財源措置

投資教育事業における公益財団法人資本市場振興財団からの助成の受入れ（平成28年度から）

別紙3 総会・理事会・委員会等の開催・審議内容等

1. 総会

平成29年度における定款第23条に規定する総会がそれぞれ開催されました。その議事内容等の概要は以下のとおりです。

(1) 通常総会

平成29年6月23日、第28回通常総会をKKRホテル東京（東京都千代田区）において開催し、出席会員137社（うち、書面による議決権行使会員116社）によって、次の議案はいずれも原案のとおり承認可決されました。

第1号議案 平成28年度事業報告及び決算の件

第2号議案 役員の選任の件

第3号議案 第28回通常総会議事録署名人2名選任の件

(2) 臨時総会

平成30年3月28日、臨時総会を本協会会議室（東京都千代田区）において開催し、出席会員124社（うち、書面による議決権行使会員122社）によって、次の議案はいずれも原案のとおり承認可決されました。

第1号議案 退任役員に対する退職金支給の件

第2号議案 「役員報酬等及び費用に関する規程」の一部改正の件

第3号議案 平成30年度事業計画及び予算の件

第4号議案 臨時総会議事録署名人2名選任の件

2. 理事会

平成29年度における定款第34条に規定する理事会は7回開催されました。その審議事項等の概要は以下のとおりです。（カッコ内は、開催日及び開会方式・場所を示します。）

第1回理事会（平成29年5月22日・KKRホテル東京）

○第28回通常総会招集決定の件

○平成28年度事業報告及び決算の件

○役員候補者選任の件

○第28回通常総会議事録署名人2名選任の件

○第28回通常総会の議決権行使に関する事項の件

報告事項

○平成28年度代表理事の職務執行状況の報告の件

○平成28年度資産管理運用状況の報告の件

第2回理事会（平成29年5月30日・書面）

○「会員における倫理コードの保有及び遵守に関する規則」の制定の件

- 「個人情報の保護に関する指針」の一部改正の件
- 「金融先物取引業務取扱規則」の一部改正の件（外国為替証拠金取引における為替リスクに係るストレステストの継続的实施関係）
- 会員の入会の件
- 会員の譲渡に伴う預託金の返還の件
- 会員の処分の件
- 「事務局の組織及び事務分掌等規程」の一部改正の件
- 認定個人情報保護団体関連規則の一部改正の件

第3回理事会（平成29年6月8日・書面）

- 役員候補者（変更）の件（平成29年6月23日開催第28回通常総会付議案件 総会第2号議案関連）
- 第28回通常総会の議決権行使に関する事項の件

第4回理事会（平成29年6月23日・書面）

- 会長、副会長及び専務理事の選定（代表理事の選定）の件
- 業務委員会、自主規制委員会、規律委員会及び不服審査会の委員長、副委員長及び委員の委嘱の件

第5回理事会（平成29年9月29日・書面）

- 退任役員に対する退職金の支給の件
- 会員の処分の件
- 外務員の処分の件

第6回理事会（平成29年11月24日・KKRホテル東京）

報告事項

- 平成29年度代表理事の職務執行状況の報告の件
- 平成29年度資産管理運用状況の報告の件

第7回理事会（平成30年3月13日・書面）

- 臨時総会招集決定の件
- 退任役員に対する退職金支給の件
- 「役員報酬等及び費用に関する規程」の一部改正の件
- 平成30年度事業計画及び予算の件
- 臨時総会議事録署名人2名選任の件
- 臨時総会の議決権行使に関する事項の件
- 会員の入会の件
- 「金融先物取引業務に従事する従業員等の服務に関する規則」の一部改正の件
- 「会員、特別参加者の入会金、会費の額及び徴収方法について」の一部改正の件

3. 委員会・部会

平成29年度における委員会規則（平成元年9月14日制定、平成26年6月4日最終改正）に基づき設置された委員会及び部会は、業務委員会及び業務部会、自主規制委員会及び自主規制部会並びに規律委員会及び不服審査会で、それぞれ開催状況及び審議状況は次のとおりです。（カッコ内は、開催日及び開催方式・場所を示します。）

（1）業務委員会

第1回業務委員会（平成30年3月5日・KKRホテル東京）

○平成30年度事業計画及び予算の件

（2）業務部会

第1回業務部会（平成29年5月12日・協会）

○活動状況

○招集理事会（H29.5.22）議案

①（決議事項）

第1号議案 第28回通常総会招集決定の件

第2号議案 平成28年度事業報告及び決算の件（平成29年6月23日開催第28回通常総会付議案件 総会第1号議案関連）

第3号議案 役員候補者選任の件（平成29年6月23日開催第28回通常総会付議案件 総会第2号議案関連）（総会「役員の選任の件」）

第4号議案 第28回通常総会議事録署名人2名選任の件（平成29年6月23日開催通常総会付議案件 総会第3号議案関連）

第5号議案 第28回通常総会の議決権行使に関する事項の件

②（報告事項）

I. 平成28年度代表理事の職務執行状況の報告の件

II. 平成28年度資産管理運用状況の報告の件

○書面理事会（H29.5.30）議案

第1号議案 「会員における倫理コードの保有及び遵守に関する規則」の制定の件

第2号議案 「個人情報の保護に関する指針」の一部改正の件

第3号議案 「金融先物取引業務取扱規則」の一部改正の件（外国為替証拠金取引における為替リスクに係るストレステストの継続的实施関係）

第4号議案 会員の入会の件

第5号議案 会員の譲渡に伴う預託金の返還の件

第6号議案 会員の処分の件

第7号議案 「事務局の組織及び事務分掌等規程」の一部改正の件

第8号議案 認定個人情報保護団体関連規則の一部改正の件

○その他

業務部会配布資料

① 平成28年度決算参考資料

その1 平成28年度収支計算書 予算との主な差異の内容付き

その2 平成35年度までの試算（平成29年度予算ベース・平成28年度決算織込み済み）現行ベース、見直し案

その3 別添1 平成28年度「投資教育事業計画」実施報告書

別添2 協会事務室レイアウト変更について

別添3 為替リスク想定比率の算出公表業務実施に係る経費調べ

② 「役員選任の透明性の確保」

第2回業務部会（平成29年9月8日・協会）

○活動状況

○理事会議案

書面開催（H29.9.29）議案

（提案事項）

第1号議案 退任役員に対する退職金の支給の件

第2号議案 会員の処分の件

第3号議案 外務員の処分の件

○報告事項

・「金融先物取引に関する個人投資家の意識調査」について

①金融先物取引に関する個人投資家の意識調査における概要

②金融先物取引に関する個人投資家の意識調査～調査結果報告書～

第3回業務部会（平成29年12月21日・協会）

○活動状況

○平成30年度事業計画の概要（案）及び予算（案）について

○「会員、特別参加者の入会金、会費の額及び徴収方法について」の一部改正の件

第4回業務部会（平成30年2月26日・協会）

○活動状況

○業務委員会（H30.3.5）議案

第1号議案 平成30年度事業計画及び予算の件

○書面理事会（H30.3.13）議案

第1号議案 臨時総会招集決定の件

第2号議案 退任役員に対する退職金支給の件

- 第3号議案 「役員報酬等及び費用に関する規程」の一部改正の件
- 第4号議案 平成30年度事業計画及び予算の件
- 第5号議案 臨時総会議事録署名人2名選任の件
- 第6号議案 臨時総会の議決権行使に関する事項の件
- 第7号議案 会員の入会の件
- 第8号議案 「金融先物取引業務に従事する従業員等の服務に関する規則」
の一部改正の件
- 第9号議案 「会員、特別参加者の入会金、会費の額及び徴収方法について」
の一部改正の件

○臨時総会（H30.3.28）議案

- 第1号議案 退任役員に対する退職金支給の件
- 第2号議案 「役員報酬等及び費用に関する規程」の一部改正の件
- 第3号議案 平成30年度事業計画及び予算の件
- 第4号議案 臨時総会議事録署名人2名選任の件

○連絡事項 今後の日程

（3） 自主規制委員会

第1回自主規制委員会（平成29年5月19日・書面）

- 「会員における倫理コードの保有及び遵守に関する規則」の制定の件
- 「個人情報保護に関する指針」の一部改正の件
- 「金融先物取引業務取扱規則」の一部改正の件（外国為替証拠金取引における
為替リスクに係るストレステストの継続的实施関係）

第2回自主規制委員会（平成29年10月26日・KKRホテル東京）

○協会の監査活動について

- （1） 実地監査の実施状況
- （2） モニタリングの実施状況
- （3） 苦情等の状況

○協会の処分状況について

- （1） 処分事案
- （2） 処分の留意点

○協会の自主規制規則について

- （1） 規則改正等
 - ① 「金融先物取引業務に従事する従業員等の服務に関する規則」
 - ② 「TFX金利先物取引等に係る平均単価の取扱いについて」
 - ③ 自主規制規則等の見直し等に関するご意見の募集について
- （2） その他

第3回自主規制委員会（平成30年3月2日・書面）

- 「金融先物取引業務に従事する従業員等の服務に関する規則」の一部改正の件
- 報告事項
 - デリバティブ取引の禁止の見直しについて

（4） 自主規制部会

第1回自主規制部会（平成29年4月11日・協会）

- 活動状況
- 「会員における倫理コードの保有及び遵守に関する規則」の制定の件
- 「個人情報保護に関する指針」の一部改正の件
- 「金融先物取引業務取扱規則」の一部改正の件（外国為替証拠金取引における為替リスクに係るストレステストの継続的实施関係）
- 報告事項
 - 自主規制規則等の見直し等に関するご意見の募集結果について

第2回自主規制部会（平成30年2月22日・協会）

- 活動状況
- 「金融先物取引業務に従事する従業員等の服務に関する規則」の一部改正の件
 - （1）「地場出し・地場受け」規制の廃止について
 - （2）デリバティブ取引の禁止の見直し
- その他
 - 自主規制取引等の見直し等に関するご意見の募集結果について

（5） 規律委員会

第1回規律委員会（平成29年4月25日・協会）

- 審議事項
 - ・会員の処分について（会員1社）
- 報告事項
 - ・平成29年度監査計画について
 - ・会員から受領した事故報告書等に対する本協会の処分要否についての報告等

第2回規律委員会（平成29年8月22日・協会）

- 審議事項
 - ・会員の処分について（会員3社）
 - ・外務員の処分について（外務員2名）
- 報告事項
 - ・会員から受領した事故報告書等に対する本協会の処分要否についての報告等

(6) 不服審査会

第1回不服審査会（平成30年1月22日・協会）

○審議事項

・「不服審査会の運営方法等について」の申し合わせ

※ 個別の不服審査案件なし

別紙 4 平成 29 年度会議日程

	時 期	所 管	内 容	会 場
1	平成29年4月11日	第 1 回 自主規制部会	・倫理コード規則の制定 ・個人情報の保護に関する指針の一部改正 ・金融先物取引業務取扱規則の一部改正	協会会議室
2	平成29年4月25日	第17回 規律委員会	・会員処分	協会会議室
3	平成29年5月12日	第 1 回 業務部会	・平成28年度事業報告・決算 ・平成29年度役員選任 等	協会会議室
4	平成29年5月19日	第 1 回 自主規制委員会 (書面)	・倫理コード規則の制定 ・個人情報の保護に関する指針の一部改正 ・金融先物取引業務取扱規則の一部改正	
5	平成29年5月22日	第 1 回 理事会	・平成28年度事業報告・決算 ・平成29年度役員選任 等	K K R ホテル 桜の間
6	平成29年5月30日	第 2 回 理事会 (書面)	・倫理コード規則の制定 ・個人情報の保護に関する指針の一部改正 ・金融先物取引業務取扱規則の一部改正 ・会員の入会 ・会員の譲渡に伴う預託金の返還 ・会員の処分 ・事務局の組織及び事務分掌等規程の一部改正 ・認定個人情報保護団体関連規則の一部改正	
7	平成29年6月8日	第 3 回 理事会 (書面)	・役員候補者選任(変更) 等	
8	平成29年6月23日	第28回通常総会	・平成28年度事業報告・決算 ・平成29年度役員選任 等	K K R ホテル 丹頂の間、竹の間
9	平成29年6月23日	第 4 回 理事会 (新理事) (書面)	・会長・副会長・専務理事互選の件	
10	平成29年6月23日	理事懇談会 (新理事)	・新旧会長・副会長・専務理事互選結果	K K R ホテル 竹の間
11	平成29年8月22日	第18回 規律委員会	・会員処分 ・外務員処分	協会会議室
12	平成29年9月8日	第 2 回 業務部会	・退任役員の退職金について ・会員処分 ・外務員処分	協会会議室
13	平成29年9月29日	第 5 回 理事会 (書面)	・退任役員の退職金について ・会員処分 ・外務員処分	
14	平成29年10月13日	金融庁との意見交換会	・業務委員会委員及び自主規制委員会委員と金融庁幹部との意見交換	霞山会館 牡丹の間
15	平成29年10月26日	第 1 回 自主規制委員会	・報告事項	K K R ホテル 平安の間
16	平成29年11月24日	第 6 回 理事会	・代表理事の職務執行状況報告 ・平成29年度資産管理運用状況報告	K K R ホテル 梅の間
17	平成29年12月1日	会員セミナー (大阪)	・セミナー ・懇談会	K K R ホテル大阪 琴の間、ボードルーム
18	平成29年12月21日	第 3 回 業務部会	・平成30年度事業計画・予算 等	協会会議室
19	平成30年1月22日	第 1 回 不服審査会	・「不服審査会の運営について」申し合わせ	協会会議室
20	平成30年2月22日	第 1 回 自主規制部会	・従業員等の服務に関する規則の一部改正 等	協会会議室
21	平成30年2月26日	第 4 回 業務部会	・理事会議案説明 ・臨時総会付議事項の説明、臨時総会開催内容説明 (平成30年度事業計画・予算) 等	協会会議室
22	平成30年2月28日	会員セミナー (東京)	・セミナー ・懇親会	K K R ホテル 瑞宝の間、平安の間

	時 期	所 管	内 容	会 場
23	平成30年3月2日	第3回 自主規制委員会 (書面)	・従業員等の服務に関する規則の一部改正 等	
24	平成30年3月5日	第1回 業務委員会	・平成30年度事業計画・予算	K K Rホテル 竹の間
25	平成30年3月13日	第7回 理事会 (書面)	・臨時総会付議案件 (平成30年度事業計画・予算) ・入会 ・従業員等の服務に関する規則の一部改正 ・会費規則の一部改正	
26	平成30年3月28日	臨時総会	・退任役員に対する退職金支給の件 ・役員報酬等及び費用に関する規程の一部改正 ・平成30年度事業計画・予算 等	協会会議室
27	平成30年5月7日	第1回 業務部会	・平成29年度事業報告・決算 ・平成30年度役員選任 等	協会会議室
28	平成30年5月10日	第19回 規律委員会	・会員処分	協会会議室
29	平成30年5月14日	第1回 理事会	・平成29年度事業報告・決算 ・平成30年度役員選任 等	K K Rホテル 竹の間
30	平成30年5月31日	第1回 自主規制委員会	・協会監査・苦情等に関する報告 ・「店頭FX業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会」に関する報告	K K Rホテル 鳳凰の間
31	平成30年6月1日	事務打合せ会 (新理事会社)	・第29回通常総会説明	協会会議室
32	平成30年6月8日	金融庁説明会	・サイバーセキュリティ演習の結果について	K K Rホテル 瑞宝の間
33	平成30年6月15日	第2回 理事会 (書面)	・入退会 ・会員処分	
34	平成30年6月21日	第29回通常総会	・平成29年度事業報告・決算 ・平成30年度役員選任 等	K K Rホテル 白鳥の間、鳳凰の間
35	平成30年6月21日	第3回 理事会 (新理事) (書面)	・会長・副会長・専務理事互選の件	
36	平成30年6月21日	理事懇談会 (新理事)	・新旧会長・副会長・専務理事互選結果	K K Rホテル 鳳凰の間

別紙5 一般社団法人金融先物取引業協会の活動状況

月 日	事 項	分 類	内 容 等	文書番号
H29 0405	通知文書	監査部	店頭法人 FX 取引の証拠金率に関する書類調査の実施について	63E
0407	通知文書	事務局	為替変動リスクに対するストレステストの実施について	64E
0407	通知文書	業務部	平成29年2月24日付けFATF声明を踏まえた犯罪による収益の移転防止に関する法律の適正な履行等について	65E
0410	通知文書	業務部	「金融口座情報の自動的交換のための報告制度に関するご意見等の照会」について	67E
0411	第1回 自主規制部会	事務局	・「会員における倫理コードの保有及び遵守に関する規則」の制定 ・「個人情報の保護に関する指針」の一部改正 ・「金融先物取引業務取扱規則」の一部改正	—
0411	第2回 市場整備WG	事務局	・ワーキング運営方針の確認 ・ワーキングテーマ【相場変動時の対応】についての項目整理 他	—
0413	通知文書	業務部	犯罪による収益の移転防止に関する法律及び同政省令に関するQ&A等について	68E
0417	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について	72E
0419	通知文書	業務部	サイバーセキュリティ関連(フェーズ3実施結果及び演習結果の業界に対する還元)について	76E
0419	FINMAC5団体打合せ	事務局	月次報告	—
0420	通知文書	業務部	障害者差別解消法リーフレットの送付について	80E
0421	金商業協会連絡協議ワーキング	事務局	月次報告	—
0425	通知文書	業務部	「一般社団法人金融先物取引業協会 会員セミナー」の開催について	82E
0425	学術連携	事務局	法学会研究会	—
0425	規律委員会	事務局	会員処分	—
0426	通知文書	業務部	タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について	85E
0427	学術連携研究会(経済)	事務局	投資戦略とパフォーマンスに係る分析	—
0501	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について	86E
0512	業務部会	事務局	理事会議案、通常総会議案について 他	—
0516	通知文書	業務部	タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について	90E
0516	通知文書	業務部	世界各国で発生している大規模なサイバー攻撃に関する注意喚起	91E
0517	FINMAC5団体打合せ	事務局	月次報告	—
0519	第1回 自主規制委員会(書面)	事務局	・「会員における倫理コードの保有及び遵守に関する規則」の制定 ・「個人情報の保護に関する指針」の一部改正	—

			・「金融先物取引業務取扱規則」の一部改正（外国為替証拠金取引における為替リスクに係るストレステストの継続的实施関係）	
0522	第1回 理事会	事務局	・第28回通常総会招集決定の件 ・平成28年度事業報告及び決算の件 ・役員候補者選任の件 他	－
0522	通知文書	業務部	個人情報保護委員会における個人情報保護法相談ダイヤル等の設置について	93E
0522	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について	94E
0524	通知文書	業務部	金融口座情報の自動的交換のための報告制度に関する意見等の照会及びチェックシート様式の作成について	95E
0525	会員セミナー	事務局	・顧客本位の業務運営に関する原則について ・改正犯罪収益移転防止法及びFATF第4次審査へ向けたAML対応	－
0525	FINMAC研修への講師派遣	事務局	FINMAC相談員向けの研修	－
0525	通知文書	業務部	個人番号・法人番号の提供が受けられない場合の取扱について	98E
0526	学術連携研究会（経済）	事務局	投資戦略とパフォーマンスに係る分析	－
0526	通知文書	業務部	「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」に関する周知について	100E
0529	金商業協会連絡協議ワーキング	事務局	各協会からの報告事項	－
0530	第2回 理事会（書面）	事務局	・「会員における倫理コードの保有及び遵守に関する規則」の制定 ・「個人情報の保護に関する指針」の一部改正 ・「金融先物取引業務取扱規則」の一部改正（外国為替証拠金取引における為替リスクに係るストレステストの継続的实施関係）他	－
5030	通知文書	事務局	会員に対する処分について	105E
5030	通知文書	事務局	協会規則等の制定等について	106E
0531	会報臨時号	事務局	・学術連携の研究成果（平成23年8月から平成24年7月まで）スリッページに関する法的問題点の整理 他 ・翻訳版 Futures and Options の掲載（第1章から第3章）	－
0531	通知文書	業務部	特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について	109E
0531	通知文書	業務部	タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について	110E
0601	通知文書	業務部	「グローバル外為行動規範に関する説明会」の開催について	115E
0607	FINMAC運営審議委員会	事務局	月次報告	－
0608	第3回 理事会（書面）	事務局	・役員候補選任（変更）の件 ・第28回通常総会の議決権行使に関する事項の件	－
0608	通知文書	総務部	直近決算期の純資産額の報告について	116E
0612	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について	118E
0613	通知文書	業務部	金融口座情報の自動的交換のための報告制度に関する意見等に対する回答	119E

0615	通知文書	監査部	事業報告書(写)の提出について	121E
0616	会員向け説明会	事務局	グローバル外為行動規範について	—
0616	通知文書	業務部	「夏季の省エネルギーの取組について」の周知について	122E
0621	FINMAC5団体打合せ	事務局	平成28年事業報告及び収支決算の件 他	—
0623	第28回通常総会	事務局	第1号議案「平成28年度事業報告及び決算の件」 第2号議案「役員の選任の件」 第3号議案「第28回通常総会議事録署名人2名選任の件」	—
0623	第4回 理事会(書面)	事務局	・役員選任の件 ・業務委員会委員、自主規制委員会委員、規律委員会委員及び不服審査会委員への委嘱の件	—
0626	通知文書	業務部	第28回通常総会及び平成29年度役員について	141E
0627	通知文書	業務部	契約締結前交付書面(ひな形)の改訂について(金利先物取引説明書法文及び英文)	145E
0627	通知文書	業務部	DDos攻撃に関する注意喚起	146E
0627	通知文書	業務部	外交官に対する住居証明書の取扱いについて	147E
0628	通知文書	業務部	欧米をはじめとする世界各国で発生している大規模なサイバー攻撃に関する注意喚起及び対応要請について	148E
0629	金商業協会連絡協議ワーキング	事務局	各協会報告	—
0630	通知文書	業務部	DDos攻撃に関する注意喚起(続報)	149E
0703	通知文書	業務部	タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について	150E
0705	通知文書	監査部	法人店頭FX取引の証拠金率に関する書類調査の実施について	152E
0706	通知文書	業務部	平成29年7月5日からの大雨による災害に対する金融上の措置について(福岡財務支局)	155E
0706	通知文書	業務部	平成29年7月5日からの大雨による災害に対する金融上の措置について(九州財務局)	156E
0710	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について	159E
0719	FINMAC5団体打合せ	事務局	平成29年度第1四半期 苦情等の受付状況について 他	—
0720	通知文書	業務部	タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について	165E
0724	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について	168E
0726	金商業協会連絡協議ワーキング	事務局	各協会報告	—
0727	通知文書	業務部	インターネットサイトに対するサイバー攻撃により顧客情報の漏洩に繋がる事案に関する点検要請について	172E
0729	第23回 FX幹事会	事務局	・今期幹事会について ・協会共通ストレステストの集計結果	—
0731	通知文書	業務部	平成29年7月22日からの大雨による災害に対する金融上の措置について	174E
0731	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について	175E
0802	通知文書	業務部	契約締結前交付書面(ひな形)の改訂について(取引所為替証拠)	176E

			金取引説明書 邦文及び英文)	
0803	通知文書	業務部	タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について	177E
0803	通知文書	業務部	北朝鮮に対する我が国独自の金融関連措置について	178E
0807	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について	183E
0809	通知文書	業務部	DNS の世界的な運用変更に伴うキャッシュ DNS サーバの設定更新の必要性について	184E
0817	通知文書	業務部	タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について	186E
0817	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について	187E
0818	通知文書	業務部	平成29年6月23日付け FATF 声明を踏まえた犯罪による収益の移転防止に関する法律の適正な履行等について	188E
0818	通知文書	業務部	北朝鮮に対する国際連合安全保障理事会決議第2371号の採択について	189E
0822	第2回 規律委員会	事務局	・会員の処分について ・外務員の処分について	—
0822	会報臨時号	事務局	翻訳版 Futures and Options の掲載	—
0828	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について	193E
0828	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について	194E
0831	通知文書	業務部	北朝鮮に対する我が国独自の金融関連措置について	197E
0905	通知文書	業務部	タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について	199E
0907	通知文書	業務部	無期転換ルールの円滑な導入に向けた取組に関する要請について	200E
0908	第2回 業務部会	事務局	・退任役員の退職金について ・会員処分 ・外務員処分	—
0911	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について	201E
0915	通知文書	調査部	金融先物取引に関する個人投資家の意識調査(意識調査)について	206E
0915	通知文書	業務部	「CMEグループセミナー: 転換期にあるグローバル経済 - 未知なる海の航法」のご案内について	207E
0919	通知文書	業務部	平成29年台風第18号にかかる災害に対する金融上の措置について	208E
0919	通知文書	業務部	DDoS 攻撃に関する注意喚起について	209E
0920	通知文書	業務部	DDoS 攻撃に関する注意喚起について(金融庁周知依頼)	211E
0920	FINMAC5団体打合せ	事務局	月次報告	—
0921	倫理・規範WG	事務局	2018年4月の施行に向けて	—
0922	通知文書	業務部	タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について	212E
0922	学術連携研究会(経済)	事務局	これまでのアドバイザリー活動	—
0925	通知文書	業務部	DDoS攻撃に関する注意喚起(金融庁周知依頼)	213E

0925	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について	214E
0926	通知文書	業務部	北朝鮮に対する国際連合安全保障理事会決議第 2375 号の採択について	215E
0928	第24回 FX幹事会	事務局	・スプレッド広告関係 ・ストレステスト関係 他	—
0929	第5回 理事会(書面))	事務局	・退任役員の退職金について ・会員処分 ・外務員処分	—
0929	通知文書	業務部	会員に対する処分について	229E
1003	通知文書	業務部	津波防災の日における緊急地震速報訓練への参加の要請及び訓練参加状況等の調査・アンケートの実施について	231E
1010	通知文書	事務局	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について	236E
1010	通知文書	事務局	倫理コードの提出について	238E
1013	金融庁との意見交換会	事務局	業務委員会委員及び自主規制委員会委員との意見交換会	—
1018	FINMAC5団体打合せ	事務局	月次報告	—
1019	通知文書	業務部	「衆議院議員総選挙の選挙当日における便宜供与について」の周知について	241E
1019	通知文書	業務部	タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について	242E
1019	通知文書	業務部	北朝鮮の金融機関との取引等について	243E
1020	通知文書	業務部	「疑わしい取引の届出」研修会について	244E
1024	金商業協会連絡協議ワーキング	事務局	各協会報告	—
1026	第2回 自主規制委員会	事務局	・協会の監査活動について ・協会の処分状況について ・協会の自主規制規則について	—
1026	通知文書	業務部	平成29年台風第21号にかかる災害に対する金融上の措置について(東海財務局)	246E
1027	通知文書	業務部	平成29年台風第21号にかかる災害に対する金融上の措置について(近畿財務局)	247E
1030	通知文書	業務部	日米首脳会談等開催に伴う警備協力等について	248E
1031	翻訳監修研究会	事務局	Foreign Exchange Options	—
1031	会報114号の掲載	事務局	店頭外国為替証拠金取引の実態調査結果	—
1031	通知文書	業務部	平成29年台風第21号にかかる災害に対する金融上の措置について(近畿財務局)	249E
1031	通知文書	業務部	契約締結前交付書面(ひな形)の改訂について(金利先物取引説明書 邦文及び英文)	250E
1031	通知文書	業務部	「一般社団法人金融先物取引業協会会員セミナー(大阪)」開催について	251E
1101	通知文書	業務部	タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について	252E

1108	通知文書	事務局	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について	256E
1109	通知文書	業務部	北朝鮮に対する我が国独自の金融関連措置について	257E
1113	通知文書	業務部	CMEグループ「LIBORと金利先物の今後およびFXデリバティブ」セミナーのご案内について	258E
1114	学術連携研究会(法学)	事務局	相場急変時のロスカット取引関係	—
1114	通知文書	事務局	「店頭 FX 業者のリスクへの対応策の検討について」に係るアンケートの実施について	259E
1117	金融資本市場・統計懇談会	事務局	各種報告	—
1117	通知文書	監査部	「金融商品取引業者等に対する証券検査結果事例集」(平成29年11月)の周知について	261E
1120	通知文書	業務部	「冬季の省エネルギーの取組について」の周知について	262E
1121	FINMAC運営審議委員会	事務局	平成29年度上半期報告	—
1121	通知文書	業務部	金融先物取引業務マニュアルの改訂について	263E
1122	FINMAC5団体打合せ	事務局	月次報告	—
1122	通知文書	業務部	契約締結前交付書面(ひな形)の改訂月の修正について(金利先物取引説明書 邦文及び英文)	265E
1124	第6回 理事会	事務局	・代表理事の職務執行状況報告 ・平成29年度資産管理運用状況報告	—
1127	ASF年次総会	事務局	11月27・28日開催	—
1128	翻訳監修研究会	事務局	Foregin Exchange Options	—
1129	第25回 FX幹事会	事務局	・スプレッド広告関係について ・システムリスク管理態勢に関する書類監査について ・DDos攻撃関係について ・ストレステスト関係について 他	—
1129	通知文書	業務部	「平成29年度国家公務員倫理週間」実施について	266E
1130	通知文書	調査部	外国為替証拠金取引等における個人顧客損益状況等に関する実態調査(個人顧客損益実態調査)の実施について	267E
1201	会員セミナー(大阪)	事務局	・「協会実地監査における指摘事項及び最近の自主規制の動向について」 ・「個人情報の保護について」 ・「我が国の財政の現状と近畿管内の最近の経済情勢等について」	—
1201	通知文書	業務部	平成29年犯罪収益移転危険度調査書について	268E
1205	SESC25周年記念国際コンファレンス	事務局	監視委員会主催によるコンファレンス	—
1206	通知文書	業務部	国家公務員の再就職等規制に関する制度の周知について	271E
1207	通知文書	業務部	平成29年11月3日付けFATF 声明を踏まえた犯罪による収益の移転防止に関する法律の適正な履行等について	274E

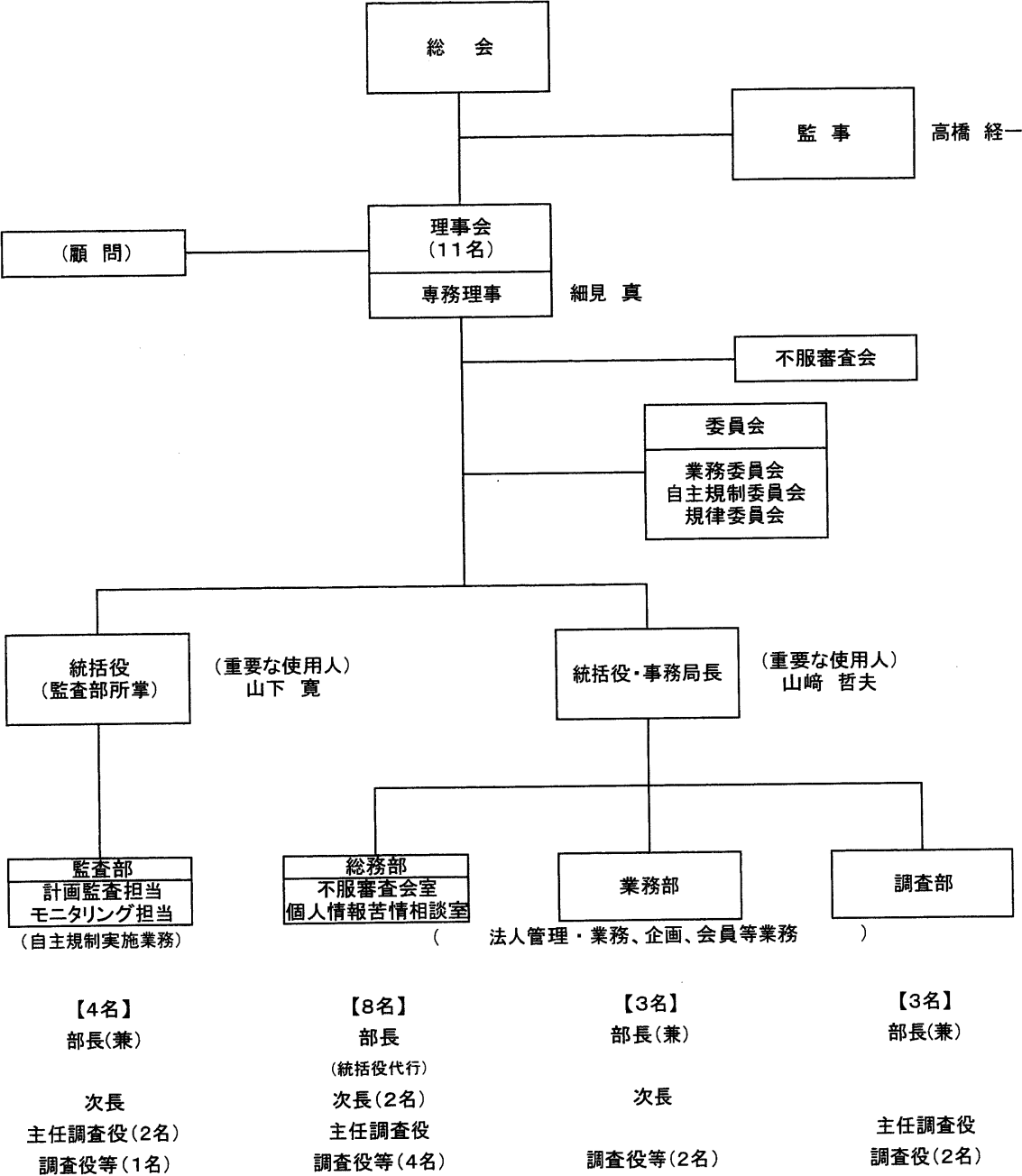
1212	通知文書	業務部	契約締結前交付書面(ひな形)の改訂について(金利先物等取引説明書 邦文及び英文)	275E
1215	学術連携(経済)	事務局	投資戦略とパフォーマンスに係る分析、投資者アンケート	—
1218	通知文書	総務部	平成29年度年央のご報告について	277E
1218	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について	278E
1220	FINMAC5団体打合せ	事務局	月次報告	—
1221	第3回 業務部会	事務局	・平成30年度事業計画の概要(案)及び予算(案) ・「会員、特別参加者の入会金、会費の額及び徴収方法について」の一部改正	—
1221	通知文書	業務部	タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について	279E
1221	通知文書	業務部	北朝鮮に対する我が国独自の金融関連措置について	280E
1222	ストレステストWG	事務局	ワーキンググループの進め方等について	—
1227	金商業協会連絡協議ワーキング	事務局	各協会報告	—
1227	通知文書	総務部	平成30年度の会費見込額について	281E
1229	通知文書	業務部	第4次FATF対日相互審査に向けた官民の体制の整備について	283E
1229	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について	284E
H30 0105	通知文書	業務部	北朝鮮に対する国際連合安全保障理事会決議第2397号の採択について	5E
0119	臨時FX部会幹事会	事務局	「店頭FX業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会」への対応のための体制について	—
0119	ストレステストWG	事務局	最大変動幅等の考え方について(有識者講演)	—
0119	FINMAC5団体打合せ	事務局	月次報告	—
0122	第1回 不服審査会	事務局	報告事項等	—
0131	第26回 FX部会幹事会	事務局	スプレッド広告関係について	—
0131	会報115号掲載	事務局	・平成29年度年央報告 ・海外の一般顧客向け店頭デリバティブ取引規制 ・会員の決算状況 他	—
0131	通知文書	業務部	タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について	13E
0202	通知文書	業務部	「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」について	17E
0205	通知文書	業務部	東京金融取引所の平均単価の導入にかかる対応について	18E
0206	学術連携研究会(経済)	事務局	アンケート調査について	—
0207	通知文書	業務部	精神障害者の雇用促進及び職場定着に向けた取組に関する要請について	19E
0208	学術連携研究会(経済)	事務局	アンケート調査関係	—
0208	通知文書	業務部	平成30年2月4日からの大雪にかかる災害に対する金融上の措置について	20E

0209	東京外為市場委員会	事務局	バイサイド小委員会 GCOC関係	—
0213	第1回 店頭FX業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会	事務局	金融庁説明 店頭FX業者の決済リスクへの対応をめぐる状況について	—
0213	通知文書	業務部	平成30年2月4日からの大雪にかかる災害に対する金融上の措置について(適用地域追加)	22E
0214	FINMAC5団体打合せ	事務局	月次報告	—
0215	通知文書	業務部	平成29年度豪雪にかかる災害に対する金融上の措置について	23E
0215	通知文書	業務部	平成30年2月4日からの大雪にかかる災害に対する金融上の措置について(適用地域追加)	24E
0216	ストレステストWG	事務局	最大変動幅の考え方等について	—
0219	通知文書	業務部	IoT 税制の導入について	25E
0219	金商業協会連絡協議会	事務局	各団体説明	—
0222	第2回 自主規制部会	事務局	・「金融先物取引業務に従事する従業員等に関する規則」の一部改正 ・自主規制規則等の見直し等に関するご意見の募集結果について	—
0222	通知文書	業務部	東日本大震災七周年追悼式の当日における弔意表明について(依命通知)	27E
0226	第4回 業務部会	事務局	・理事会議案の説明 ・臨時総会議案の説明 他	—
0228	会員セミナー(東京)	事務局	・2017年度のサイバー脅威を振り返り ・日本経済と金融政策 ・協会実地監査における指摘事項及び最近の自主規制の動向について ・最近の国際金融情勢	—
0228	通知文書	調査部	法人店頭FX取引の証拠金率に関する書類調査の実施について	28E
0302	第3回 自主規制委員会(書面)	事務局	・「金融先物取引業務に従事する従業員等の服務に関する規則」の一部改正 他	—
0305	第1回 業務委員会	事務局	・平成30年度事業計画及び予算	—
0312	第2回 店頭FX業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会	事務局	・関係者からのヒアリング	—
0312	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について	32E
0313	第7回 理事会(書面)	事務局	・臨時総会付議案件 ・会員の入会 ・「金融先物取引業務に従事する従業員等の服務に関する規則」一部改正 ・「会員、特別参加者の入会、会費の学及び徴収方法について」一部改正	—

0313	通知文書	業務部	「金融先物取引業務に従事する従業員等の服務に関する規則」一部改正について	36E
0313	通知文書	総務部	・「会員、特別参加者の入会、会費の学及び徴収方法について」一部改正について	37E
0315	通知文書	業務部	タリパーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について	39E
0316	通知文書	業務部	消費税の軽減税率制度の広報・周知等へのご協力をお願い	40E
0319	通知文書	業務部	倫理コードの提出について(再依頼)	43E
0323	東京外為市場委員会	事務局	E・コマース小委員会 報告	—
0323	FINMAC5団体打合せ	事務局	月次報告	—
0326	第27回 FX幹事会	事務局	グローバル外為規範について 他	
0328	臨時総会	事務局	・平成30年度事業計画及び予算	—
0328	通知文書	総務部	平成30年3月28日開催臨時総会の結果について	46E
0329	通知文書	業務部	プロメトリック社による試験の受験時に必要な本人確認書類の留意事項について	48E
0329	通知文書	事務局	店頭 FX 業者のリスク管理に関するアンケートの実施について	50E
0329	第3回 店頭FX業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会	事務局	・関係者からのヒアリング	—

別紙6 一般社団法人 金融先物取引業協会組織図

(平成30年3月)

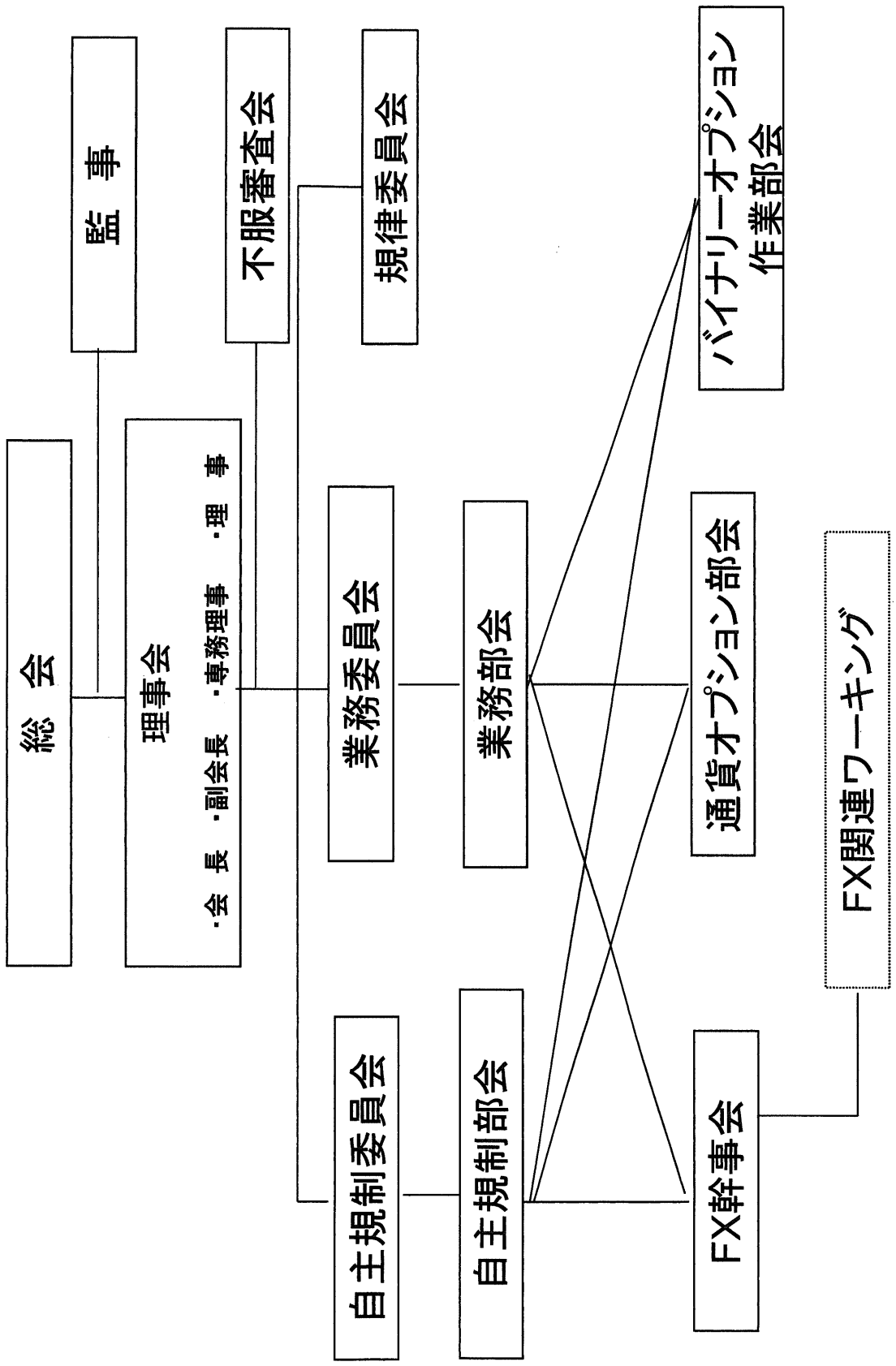


(注)各部の人数は、主たる業務の配置によっている。

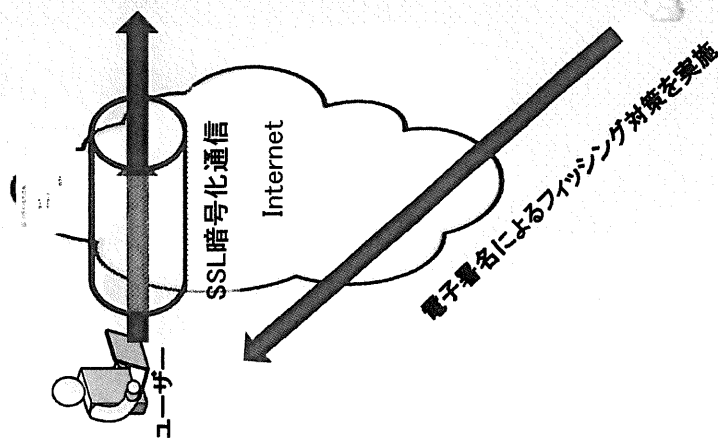
【常勤役員 1名、職員18名、パート職員2名】

協会組織図

(平成30年3月)



要素1: ID・パスワードによる認証



Kinsaki-net

要素2: クライアント証明書による認証



Kinsaki-net更新時には、事務局より更新案内のメールを送付

Kinsaki-net報告書管理システムのセキュリティ

- ID・パスワードによる認証、クライアント証明書による認証という二要素認証を採用
(さらに、本協会のクライアント証明書は、Internet Explorerにインストールすることで証明書をエクスポートして使えなくなるため、より厳格な運用が可能です。)
- 通信は、シマンテックのEVサーバ証明書によりSSL暗号化
(シマンテックのEVサーバ証明書には、日次のマルウェアスキャン機能、週次の脆弱性アセスメントが標準装備されており、サイトの安全性を高めています。)

別紙8 平成29年度（平成29年4月～平成30年3月）監査結果

平成29年度（平成29年4月～平成30年3月）監査結果

1. 監査を実施した会社数

(1) 実地監査： 19社

（業態別内訳）・地方銀行 1社 ・地方銀行Ⅱ 1社 ・その他銀行 2社
・証券会社 9社 ・先物専門会社 6社

(2) 書類監査： 60社

（業態別内訳）・証券会社 34社 ・商品先物会社 5社 ・先物専門会社 21社

(3) 概況調査・確認調査： 7社

（業態別内訳）・証券会社 1社 ・商品先物会社 2社 ・先物専門会社 4社

(4) 特別調査： 4社

（業態別内訳）・証券会社 3社 ・先物専門会社 1社

(5) 書類調査： 200社（10回実施。社数は延べ）

（業態別内訳）・その他銀行 6社 ・証券会社 102社 ・商品先物会社 4社
・先物専門会社 88社

2. 監査の体制

(1) 監査等従事人員 当期 8人（うち兼務 3人）

(2) 監査等従事延人員 当期 600人日

{	内訳：実地監査330人日、書類監査60人日、 概況調査・確認調査14人日、特別調査30人 日、書類調査166人日
---	--

別紙9 金融商品取引法第64条の7に基づく外務員の登録に関する委任事務の
処理について（平成29年度）

（1）外務員登録事務従事者名簿

（H30.3.31 現在）

部署名	役職名	氏名	備考
業務部	業務部長	A	統括責任者
〃	次長	B	責任者
〃	調査役	C	登録事務及び システム担当
〃	調査役	D	システム担当
〃		E	登録事務担当

(2) 平成29年度外務員登録実績

金商法第64条の7（登録事務の委任）第2項により行われた登録事務

(件)

区分	外務員登録		平成29年度 総計	平成28年度 総計	平成27年度 総計	平成26年度 総計	平成25年度 総計
	新規	既存					
金商法第64条第1項第1号			9,495	9,342	8,825	8,573	7,821
			2,523	2,117	1,758	1,602	1,534
金商法第64条④	廃止		9,913	9,940	8,833	8,029	13,465
金商法第64条④	氏名変更		2,097	2,097	2,104	2,372	1,920
金商法第64条④	役職変更		51	48	45	51	54
金商法第64条②	登録の拒否		0	0	0	0	0
金商法第64条⑨	審査請求		0	0	0	0	0
金商法第64条⑥	登録の抹消		0	0	0	0	0
日証協との連携	外務員情報を交換し、処分者等への対応を適宜行う協力体制の構築。						

(3) 平成29年度外務員登録事務収支状況

		(単位:円)				
		平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度
外務員登録手数料収入		12,221,000	11,190,000	10,573,000	10,226,000	9,259,000
収入計		12,221,000	11,190,000	10,573,000	10,226,000	9,259,000
外務員登録関係費支出		2,646,076	2,732,351	2,942,519	2,901,454	2,835,789
保守	外務員登録済み通知等送料	1,254,857	(1,254,857)	(1,254,857)	(1,257,357)	(1,220,000)
	情報セキュリティコンサル料	48,819	(141,194)	(351,362)	(316,522)	(324,289)
	外務員サーバー保守＋有線LAN保守	972,000	(972,000)	(972,000)	(972,000)	(945,000)
	データセンター設置費	356,400	(356,400)	(356,400)	(355,575)	(346,500)
	e-Gov認証ID取得費用	0	(0)	(0)	(0)	(0)
ソフトウェア取得支出		14,000	(7,900)	(7,900)	(0)	(0)
ソフトウェア取得支出		2,702,520	2,981,680	3,261,120	3,220,282	3,370,409
人件費	外務員システム	2,702,520	(2,981,680)	(3,261,120)	(3,220,282)	(3,370,409)
	水道光熱費	9,287,814	7,935,650	7,870,941	7,765,738	7,191,543
事務所賃借料	水道光熱費	14,434	13,745	12,865	13,285	11,190
	事務所賃借料	832,703	878,596	815,684	769,012	744,084
支出計		15,483,547	14,542,022	14,903,129	14,669,771	14,153,015
収支差		△ 3,262,547	△ 3,352,022	△ 4,330,129	△ 4,443,771	△ 4,894,015

各費用項目の算出根拠		算出方法
②	外務員登録関係費支出	外務員登録に係る直接費
③	ソフトウェア取得支出 文書管理システム	外務員登録に係るシステム開発費のうち当期費用分
④	ソフトウェア取得支出 外務員システム	外務員登録事務従事者の時間単価給与を算出(※)し、従事時間を乗じて算出
⑤	人件費	外務員登録事務従事者の年間水道光熱費及び事務所賃借料を算出し、従事割合を乗じて算出
⑥	水道光熱費	
⑦	事務所賃借料	

※ 時間外給与の計算方法
給与規程第8条(時間外勤務手当)第3項第1号
1、2(略)

3 時間外勤務手当の額は、次の計算方法により算出する。

(1) 法定内時間外勤務1時間当たりの単価 (年俸の額の12分の1) ÷ (平均所定勤務時間) × 1.00

別紙１０ 外務員資格試験、外務員資格更新研修試験及び内部管理責任者資格試験の実施状況

(単位：人)

	外務員資格試験		外務員資格更新研修試験		内部管理責任者資格試験	
	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数
平成２９年 ４月	１５０	１４９	３５	３５	２６	２６
５月	１５０	１４９	３５	３５	２８	２８
６月	１６３	１６３	７２	７２	３９	３９
７月	６６	６６	１１４	１１４	１０	１０
８月	７４	７３	５０	４９	９２	９１
９月	７８	７７	３８	３８	２８	２８
１０月	８１	８１	４７	４７	１６	１６
１１月	１４７	１４７	７２	７１	４３	４３
１２月	４４	４４	３０	３０	５３	５３
平成３０年 １月	７８	７５	５８	５８	２５	２５
２月	４５	４５	４４	４２	３０	２９
３月	６１	６０	２８	２８	４５	４５
計	１，１３７	１，１２９	６２３	６１９	４３５	４３３

別紙 1 1 F X取引に関するこれまでの主な施策

< (1) 開始時期 (2) 規則、通知文書等 (3) 主な内容等 >

1. 店頭F X取引月次統計

- (1) 平成21年1月開始（平成20年11月から平成20年12月までは試行期間）
- (2) 通知文書【金先協平20第277号E】（平成20年12月12日）
【金先協平27第34号E】（平成27年3月4日、定款第3条報告化）
- (3) 店頭F Xの月次取引高について協力会員からの報告を集計、一般向け協会ホームページにて公表
→ 平成27年2月24日の業務委員会において平成27年4月から当報告を定款第3条に基づく報告として全店頭F X取引取扱会員を対象とすることを決定

2. F X取引におけるロスカット未収金報告制度

- (1) 平成21年9月16日発生分より
- (2) 通知文書【金先協平21第180号E】（平成21年9月16日）
【金先協平23第181号E】（平成23年6月22日、様式変更）
【金先協平24第250号E】（平成24年11月26日、残高報告頻度変更）
- (3) ロスカット取引に起因する未収金額について報告を受け、集計の上、一般向け協会ホームページにて公表

3. ロスカット取引の適切な運用

- (1) 平成21年12月11日より
- (2) 外国為替証拠金取引に係るロスカット取引に関するガイドライン
→ 平成23年2月1日より規則化： 金融先物取引業務取扱規則第25条の3、同条に関する細則（外国為替証拠金取引に係るロスカット取引関係）（平成23年1月26日制定）
- (3) ロスカット水準表の設定、ロスカットが機能しなかった場合の対応、ロスカット取引の実行状況の検証及び必要データの保存

4. 顧客区分管理信託状況報告

- (1) 平成21年11月4日
- (2) 通知文書【金先協平21第211号E】（平成21年11月4日発出、翌2月2日廃止）
【金先協平22第33号E】（平成22年2月2日）
- (3) 週次で区分管理信託の状況を疎明資料付きで協会へ報告

5. 顧客区分管理信託状況についての検証

- (1) 平成22年1月29日より
- (2) 外国為替証拠金取引に係る顧客資産の区分管理に関するガイドライン
- (3) 「第4条 会員は、毎年1回以上定期的に、顧客区分管理信託の状況について、外部監査又は独立した部署による内部監査を受けること等により、適切に管理がなされているかを検証し、その結果について、速やかに、取締役会等に報告を行うこととする。」

6. 無登録業者に関する施策

- (1) 平成22年4月より
- (2) 無登録業者に関する施策は例えば以下のようなものがある。
 - ① 一般向け協会ホームページによる注意喚起ページの設置（平成22年4月～）
 - ② 関係団体との連携
- (3) ①について、平成26年7月に、注意喚起ページのリンクがより投資者の目に留まるよう場所を移動し、テキストリンクからバナーリンクに変更している。
 - ②について、次の団体に対する金融庁及び関東財務局からの業者登録の状況の事前確認等に関する改善の申し入れについて本協会も副署を行っている。
 - ・ 日本雑誌広告協会（平成26年1月27日）
 - ・ インターネット広告推進協議会（平成26年10月7日）

7. FX取引におけるロスカット月次状況報告制度

- (1) 平成22年6月分から平成23年9月分まで
- (2) 通知文書【金先協平22第154号E】（平成22年7月1日）
【金先協平23第256号E】（平成23年10月28日、報告終了通知）
- (3) 月間のロスカット件数について報告を受け集計

8. BCP体制の整備

- (1) 平成22年8月25日施行
- (2) 会員の緊急時事業継続体制の整備等に関する規則
会員の緊急時事業継続体制の整備に関するガイドライン
- (3) 緊急時における会員の事業継続体制の整備

9. 店頭FX取引に係るスプレッド広告の適正な実施

- (1) 平成22年9月3日より
- (2) スプレッド広告表示の適正性維持に関するガイドライン
- (3) スプレッド広告開始前、開始後の検証、検証に必要なデータの保存

→ 平成24年12月12日一部改正：スプレッド広告において例外がある旨の表示の記載方法など

10. 店頭FX取引における価格データ等の保存

- (1) 平成22年11月5日より
- (2) 通知文書【金先協平22第264号E】(データ保存の依頼)
 - 平成23年6月30日規則化：金融先物取引業務取扱規則第25条の4、同条に関する細則(店頭外国為替証拠金取引に係るデータ保存関係)
- (3) 顧客への配信価格及び配信時刻等の保存、顧客説明、苦情報告等
 - 平成26年7月23日「金融先物取引業務取扱規則第25条の4及びその細則(店頭外国為替証拠金取引に係るデータ保存関係)に関する留意点等について」の改訂【金先協平26第159号E】：ロスカット取引について本規則が適用されることを強調

11. 店頭FX取引に係る価格配信態勢整備義務

- (1) 平成23年2月1日施行
- (2) 金融先物取引業務取扱規則第25条の2(平成22年10月28日理事会成立)
- (3) 価格配信基準の決定、必要なシステムの整備、配信基準等の運用状況の検証及び当該記録の保存

12. 注意喚起文書の交付義務

- (1) 平成23年4月1日施行
- (2) 金融先物取引業務取扱規則第7条の2(平成23年2月18日理事会成立)
- (3) 契約締結前に、不招請勧誘規制の適用がある旨、リスクに関する注意喚起等を記載した注意喚起文書の交付

13. アフィリエイト広告の適正な利用

- (1) 平成24年3月30日より
- (2) アフィリエイト広告利用に関するガイドライン
- (3) ランディングページ冒頭に注意喚起文言の設置、契約の整備等

14. FX取引の広告等に関するQ&A事例集の作成

- (1) 平成24年3月30日より
- (2) 広告等の表示及び景品類の提供に関するQ&A事例集
 - (平成25年7月18日に「FX取引の広告等に関するQ&A事例集」から「広告等に関するQ&A事例集」へ変更。さらに平成26年6月4日に現在の名称に変更)
- (3) FX広告の審査を行う際の参考になるよう、会員から問い合わせの多い質問に対する回

答、本協会監査部が実際に行った主な指導事例を取り纏めたもの

→ 平成24年12月12日一部改正：スプレッド広告において例外がある旨の表示の記載方法など

(→ 平成25年7月18日に個人向け店頭バイナリーオプション取引部分を追加)

→ 平成26年6月4日一部改正：16. の基準改正に伴う改正

15. 店頭FX取引における注文執行態勢整備及び顧客への事前説明（スリッページ関係）

(1) 平成25年8月9日施行（既存会員は、平成25年11月30日までは従前の例による。）

(2) 金融先物取引業務取扱規則第25条の2の2、第25条の2の3

(3) 店頭FX取引における注文執行基準、注文執行態勢の整備、顧客にとって問題のある非対称スリッページの禁止、スリッページ発生仕組み等に関する顧客への事前説明等

→ 平成26年7月23日【金先協平26第158号E】「金融先物取引業務取扱規則第25条の2の2第3項の適用関係等について」を改訂：ロスカット取引についての本規則の適用関係の明確化

16. 広告の多様化等に伴う規定の見直し及び景品類の提供についての規定の整備

(1) 平成26年9月1日施行（平成26年6月4日理事会決定）

(2) 広告等の表示及び景品類の提供に関する自主規制規則

広告等の表示及び景品類の提供に関する広告審査マニュアル

(3) 「広告等に関する自主規制基準」の制定（平成3年）から時間が経過しており、広告の多様化等に伴う規定の見直し及び景品類の提供についての規定の整備を目的とし、同基準を改正して「広告等の表示及び景品類の提供に関する自主規制規則」とした。併せて「広告等の表示及び景品類の提供に関する広告審査マニュアル」を作成している。

17. 「店頭外国為替証拠金取引顧客区分管理必要額等状況」（月次）、「店頭外国為替証拠金取引個別顧客区分管理金額正味増減口座数状況」（四半期）についての統計化

(1) 平成27年4月1日より（平成27年2月24日業務委員会決定）

(2) 通知文書【金先協平27第34号E】

(3) 平成27年度から、新たに「店頭外国為替証拠金取引顧客区分管理必要額等状況」及び「店頭外国為替証拠金取引個別顧客区分管理金額正味増減口座数状況」について定款施行規則第3条に基づき報告を求めることとした。

また、これらの報告値についてそれぞれ集計し、顧客区分管理必要額関連情報、個別顧客区分管理金額正味増減口座割合関連情報を一般向け協会ホームページに公表する。

なお、次の団体に対して、カード利用者への注意喚起について、同様の枠組みにおいて改善の申し入れを行っている。

- ・ 日本クレジット協会（平成27年2月18日）

18. システムトレードに関する施策

- (1) 平成27年10月2日
- (2) 通知文書【金先協平27監第117号E】
- (3) プログラム選択型システムトレードにおいて、顧客に対する事前説明及び広告等について適切な対応がなされるよう、「プログラム選択型システムトレードを取扱うにあたっての留意事項について」をとりまとめて発出。

19. FX取引業者に対するストレステスト実施要領の公表

- (1) 平成28年2月19日（平成29年3月29日改正）
- (2) 通知文書【金先協平28第30号E】
通知文書【金先協平29第64号E】（改正実施要領）
- (3) FX取引業者全社が共通して行えるストレステストの実施要領を作成し、当該実施要領に基づき、年に1回、原則としてFX取扱会員全社に共通のストレステストの実施及びその結果の報告を求めている。
実施要領は、以下の3つのリスクを対象としている。
 - ・ 未カバーポジションに対するリスク
 - ・ 未収金発生リスク
 - ・ カウンターパーティーリスク

20. 法人顧客を相手方とする店頭FX取引における証拠金率（レバレッジ）に係る当局規制に関する施策

- (1) 平成28年6月14日公布（平成29年2月27日施行）
- (2) 内閣府令
- (3) 金融庁により府令が改正され、店頭FX業者は、法人顧客を相手方とする店頭FX取引について、為替リスク想定比率以上の証拠金を求めなければならない。為替リスク想定比率は、告示で定める算出方法に従って、通貨ペアごとに毎週算出する必要がある。協会では、会員が利用できるように、また、投資者が各通貨ペアのボラティリティを把握することができるように、為替リスク想定比率を算出し、公表している。

21. 為替リスク管理態勢の整備等

- (1) 平成28年10月7日理事会決定（平成29年4月3日施行）
- (2) 金融先物取引業務取扱規則第25条の4の2 他
通知文書【金先協平28第188号E】（平成28年10月7日発出、翌4月3日施行）
- (3) 平成27年7月に金融庁から公表された金融モニタリングレポートの内容も踏まえ、未カバーポジションの保有限度額の設定など、会員における為替変動リスクに対す

る管理態勢の整備や、カバー取引の方法や約定訂正に係る事項など、顧客への説明の強化による投資者信頼の向上等を目的とし、自主規制ルールの整備を行った。

2 2. 高齢者との取引の対応について

- (1) 平成29年3月31日
- (2) 通知文書【金先協平29第51号E】
- (3) 高齢者との取引に当たっては、取引開始時及びそれ以降の顧客管理において通常の顧客に対する場合より慎重な確認を行う等の管理態勢を整備することが望ましいとの考えから、取引開始時及び既存顧客へのモニタリング時の手続きの例示及びその考え方を参考として通知した。

2 3. ストレステストの継続的实施

- (1) 平成29年5月30日理事会決定（平成29年10月1日施行）
- (2) 金融先物取引業務取扱規則第25条の4の2
- (3) ストレステストの継続的实施及び実施結果の取締役会等への報告に関して社内で基準を整備することを規定している。

以 上

別紙12 あっせん・苦情・相談処理状況

あっせん・苦情・相談処理状況

(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

(単位:件)

区分	平成29年												合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
あっせん申立て	0	0	0	2	1	3	0	3	1	1	3	2	16
あっせん終結	1	2	2	2	0	0	1	2	2	2	2	2	18
苦情	5	5	4	6	4	5	13	5	5	2	9	6	69
	5	5	3	6	2	3	11	3	5	2	8	5	58
	0	0	1	0	2	2	2	2	0	0	1	1	11
相談	17	27	26	30	22	26	33	32	27	20	24	19	303
合計	23	34	32	40	27	34	47	42	35	25	38	29	406

別紙13 協会開催セミナー・説明会等の開催状況

セミナーとテーマ		講 師
平成元年秋季セミナー（平成元年10月19日）		
金融先物取引をめぐる行政上の課題と今後の展望について	大蔵省銀行局総務課課長補佐	佐川宣寿氏
金融先物取引業者としてのあり方と当面の諸課題	大蔵省銀行局総務課課長補佐	根本秀樹氏
東京金融先物取引所の現状と課題	東京金融先物取引所常務理事	岡田 孝氏
金融先物取引の開始と金融機関経営へのインパクト	第一勧業銀行取締役資金為替部長	藤野 徹氏
証券業と金融先物取引について	山一証券取締役管理本部副本部長兼経理部長	白井隆二氏
平成元年度春季セミナー（平成2年3月16日）		
金融先物取引業者の事業報告書の記載上の留意事項および経理処理方法について	大蔵省銀行局総務課課長補佐	根本秀樹氏
金融先物取引業者に対する大蔵省の検査について	大蔵省銀行局総務課金融市場係長	鳥屋栄二氏
平成2年度夏季セミナー（平成2年6月25日）		
先物オプション取引の基本的な理解のために	日興証券債券部先物オプション取引課長	瀧山琢治氏
国際的にみた金融先物オプション市場の最近の動向	富士銀行国際資金為替部	谷 充 史氏
東京金融先物取引所の現状と日本円短期金利先物オプションの開発について	東京金融先物取引所総務部企画課長	階戸照雄氏
平成2年度夏季セミナー（平成2年6月25日）		
新しい国際金融市場展開への対応 ―1993年を展望して―	東京銀行取締役	本田敬吉氏
平成3年度春季セミナー（平成3年3月22日）		
わが国の金融市場をめぐる当面の諸問題について	大蔵省銀行局金融市場室長	日下部元雄氏
金融先物取引業者の業務運営上の留意事項	大蔵省銀行局総務課金融市場室	鳥屋栄二氏
平成3年度夏季セミナー（平成3年7月2日）		
日本円短期金利先物・オプションの取引について	太陽神戸三井銀行資金部主任調査役	浅沼辰男氏
証券先物・オプション取引の実際	野村証券債券部先物オプション取引課長	日田哲郎氏
日本円短期金利先物オプション取引開始に向けて	東京金融先物取引所総務部企画課長	垣 東 勝氏
平成3年度秋季セミナー（平成3年10月18日）		
銀行の金融・証券先物取引および同オプション取引の経理処理	第一勧業銀行経理部国際主計グループ主任調査役	樽本修平氏
金融・証券先物取引および同オプション取引の税務・会計処理と開示	センチュリー監査法人社員・公認会計士	成澤和己氏
平成4年度春季セミナー（平成4年3月26日）		
金融自由化の動向	大蔵省銀行局金融市場室長	小泉龍司氏
金融先物取引法の改正について	大蔵省銀行局金融市場室課長補佐	氏家 哲氏
金融先物取引業者の許可の更新について	大蔵省銀行局金融市場室金融市場係長	草薨正美氏
平成4年度夏季セミナー（平成4年6月16日）		
金利先物オプション取引の活用と実務上の留意点	三菱銀行資金部証券部調査役	小林 茂氏
債券先物・オプション取引の現状	大和証券債券部先物オプション取引課	古川憲幸氏
開設4年目を迎えるTIFFEの現状と課題	東京金融先物取引所業務部長	橋本長雄氏
平成4年度秋季セミナー（平成4年11月25日）		
アメリカ金融先物市場の現状と展望	MEC CBOT東京事務所長	ニコラス・ロナルズ氏
シンガポール金融先物市場・SIMEXの発展	SIMEX バイスプレジデント	リチャード・ローク氏
平成5年度春季セミナー（平成5年3月24日）		
金利自由化の動向について ―郵便貯金の金利自由化対応―	大蔵省銀行局金融市場室長	小泉龍司氏
我が国の金融先物取引をめぐる最近の情勢について	大蔵省銀行局金融市場室課長補佐	氏家 哲氏
平成5年度夏季セミナー（平成5年6月16日）		
最近の証券市場と資金の流れ	山一証券投資情報部次長	小林治重氏
金利先物・オプション取引の活用事例	第一勧業銀行資金部資金グループ主査	関 和彦氏
開設5年目を迎えるTIFFEの現状と課題	東京金融先物取引所業務部長	橋本長雄氏
平成5年度秋季セミナー（平成5年10月15日）		
変貌する国際金融取引と金融先物の今後の課題	東京銀行常任参与	本田敬吉氏
平成5年度基礎セミナー（平成5年9月9日）		
金融先物取引業務に関する基礎知識	本協会事務局長	伊豆 勇
協会監査の実施状況について	本協会監査部長	小玉雅之
平成6年度春季セミナー（平成6年3月8日）		
預金金利の自由化と郵貯問題について	大蔵省銀行局金融市場室長	佐々木豊成氏
最近の金融先物行政及び金融先物取引事務の簡素化について	大蔵省銀行局金融市場先物市場係長	氏家 哲氏

セミナーとテーマ		講 師
平成6年度夏季セミナー(平成6年6月16日)		
デリバティブ商品市場の動向とその活用	住友銀行資金為替部部長代理	高橋健一氏
金利先物取引の実証的検討	日興証券債券部先物オプション取引課課長	星 一孝氏
TIFFEの現状と展望	東京金融先物取引所業務部長	財津耕造氏
平成6年度基礎セミナー(平成6年9月8日)		
金融先物取引業務に関する基礎知識	本協会事務局長	伊豆 勇
平成6年度基礎セミナー(平成6年11月24日)		
協会監査の実施状況について	本協会監査部長	小玉雅之
平成6年度秋季セミナー(平成6年10月20日)		
デリバティブの税務・会計処理と開示	センチュリー監査法人社員・公認会計士	成澤和己氏
平成7年度春季セミナー(平成7年3月9日)		
損金を考える懇談会について	大蔵省銀行局金融市場室長	木下信行氏
最近の金融先物行政について	大蔵省銀行局金融市場室課長補佐	林 収氏
金融先物取引業の更新許可申請の手続について	本協会業務部長	佐藤 登
平成7年度夏季セミナー(平成7年6月15日)		
戦略的ALMの実践と仕切レート体系の変更に伴う収益管理の実態	富士銀行資金部次長	長谷川芳春氏
オプション価格理論からみたクレジットリスク、自己資本規制、バリュアット・リスク	野村総合研究所システムサイエンス部 金融数理研究室室長	太田智之氏
TIFFEの現状と展望	東京金融先物取引所業務部長	財津耕造氏
平成7年度秋季セミナー(平成7年10月17日)		
統合的リスク管理の現状と方向性	バンカース・トラスト銀行東京支店 グローバルリスクマネジメントヴァイスプレジデント	面 圭史氏
歴史的低金利と景気・金利・為替動向	学習院大学経済学部教授	奥村洋彦氏
第9回基礎セミナー(大阪)(平成7年9月7日)		
協会監査の実施状況について	本協会監査部長	小玉雅之
金融先物取引業務に関する基礎知識	本協会業務部次長	原田俊介
第10回基礎セミナー(東京)(平成7年11月21日)		
協会監査の実施状況について	本協会監査部長	小玉雅之
金融先物取引業務に関する基礎知識	本協会業務部次長	原田俊介
平成8年度春季セミナー(平成8年3月13日)		
最近の金融行政の諸問題について	大蔵省銀行局金融市場室課長補佐	天谷知子氏
最近の金融先物行政について	大蔵省銀行局金融市場室課長補佐	曾根英実氏
内部管理責任者等に関する規則について	本協会業務部長	佐藤 登
平成8年度夏季セミナー(平成8年6月12日)		
金融先物・オプション取引の活用方法	さくら銀行資金証券営業部ディーラー 第一グループ主任調査役	東 克哉氏
TIFFEの現状と展望	東京金融先物取引所業務部長	財津耕造氏
金融先物と国債先物を使った短中期債の複合ヘッジ手法	大和総研投資調査部投資研究課課長代理	今村文宣氏
平成8年度秋季セミナー(平成8年10月16日)		
低金利下のオプション・ボラティリティ	J. P. モルガン証券ヴァイスプレジデント	ティモシー・K・クック氏
デリバティブの新しい開示方式と税務・会計処理	センチュリー監査法人社員・公認会計士	成澤和己氏
第11回基礎セミナー(大阪)(平成8年9月18日)		
内部管理責任者等規則の概要と資格試験の実施	本協会業務部長	田沼義雄
金融先物取引業務に関する法令・規則等の基礎的事項	本協会業務部次長	原田俊介
第12回基礎セミナー(東京)(平成8年11月8日)		
内部管理責任者等規則の概要と資格試験の実施	本協会業務部長	田沼義雄
金融先物取引業務に関する法令・規則等の基礎的事項	本協会業務部次長	原田俊介
協会監査の実施状況	本協会監査部長	小玉雅之
平成9年度春季セミナー(平成9年3月11日)		
CME・CBOT97年の課題	CME・CBOT東京事務所長	清水昭男氏
MATIFと欧州通貨統合	MATIF業務開発マネージャー(アジア担当)	エリック・メルリエ氏
最近の金融行政の諸問題について	大蔵省銀行局金融市場室長	藤塚 明氏
平成9年度夏季セミナー(平成9年7月2日)		
TIFFEの現状と展望	東京金融先物取引所業務部長	溝口右一氏
日本円短期金利先物の統計的分析	三和銀行資金部部長代理	福山武雄氏
超低金利政策の行方と景気、金融情勢	山一證券債券本部金融情報室課長	青木楠雄氏

セミナーとテーマ		講 師	
平成9年度秋季セミナー（平成9年10月14日）			
	通貨政策の読み方	第一生命経済研究所経済調査部主任研究員	河野龍太郎氏
	ドル・円相場の見通しーテクニカル分析の立場から	住友生命総合研究所調査部主任研究員	林 康史氏
第13回基礎セミナー（大阪）（平成9年9月12日）			
	金融先物取引法をめぐる動きと内部管理責任者規則	本協会業務部長	田沼義雄
	金融先物取引業務に関する法令・規則等の基礎的事項	本協会業務部次長	原田俊介
		本協会業務部調査役	南元一穂
	協会監査の実施状況	本協会監査部長	小玉雅之
第14回基礎セミナー（東京）（平成9年11月18日）			
	金融先物取引法をめぐる動きと内部管理責任者規則	本協会業務部長	田沼義雄
	金融先物取引業務に関する法令・規則等の基礎的事項	本協会業務部次長	原田俊介
		本協会業務部調査役	南元一穂
	協会監査の実施状況	本協会監査部長	小玉雅之
平成10年度春季セミナー（平成10年3月11日）			
	最近の金融行政の諸問題について	大蔵省銀行局総務課金融市場室長	古谷一之氏
	TIFFEの現状と展望	東京金融先物取引所業務部長	溝口右一氏
第1回内部管理セミナー（平成10年6月2日）			
	金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
	協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部長	小玉雅之
平成10年度秋季セミナー（平成10年10月14日）			
	円動乱のやさしい読解法 ー金融グローバリゼーション時代の為替変動ー	クレディスイスファーストボストン銀行東京支店 外国為替部ストラテジストディレクター	田中泰輔氏
	ヘッジ・ファンドの神話と実話	ムーア・キャピタル・マネジメント・インク 東京駐在員事務所代表マネージング・ディレクター	洪澤 健氏
第2回内部管理セミナー（平成10年11月18日）			
	金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
	協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部長	小玉雅之
平成11年度春季セミナー（平成11年3月11日）			
	デリバティブの税務について	国税庁課税部法人税課 （デリバティブ・プロジェクト担当）チーフ	吉田 稔氏
第3回内部管理セミナー（平成11年6月1日）			
	金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
	協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部長	小玉雅之
平成11年度秋季セミナー（平成11年10月7日）			
	ゼロ金利政策解除とブリエンプティブ・アプローチ ー新しい金融政策の考え方ー	第一生命経済研究所経済調査部主任研究員	河野龍太郎氏
	アジアの通貨危機からの教訓	大和総研国際調査室主任研究員	大和俊太氏
第4回内部管理セミナー（平成11年11月16日）			
	金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
	協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部長	小玉雅之
平成12年度春季セミナー（平成12年3月22日）			
	デリバティブの新しい会計と税務	公認会計士	成澤和己氏
第5回内部管理セミナー（平成12年6月6日）			
	金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
	協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下 寛
第6回内部管理セミナー（平成12年11月17日）			
	金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
	協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下 寛
平成13年度春季セミナー（平成13年3月6日）			
	今後の日本経済の見通し	BNPパリバ証券会社東京支店 経済調査部長チーフエコノミスト	河野龍太郎氏
	為替市場の現状と今後の動向	東京三菱銀行為替資金部チーフアナリスト	深谷幸司氏
第7回内部管理セミナー（平成13年6月4日）			
	金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
	協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下 寛
第8回内部管理セミナー（平成13年12月6日）			
	金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
	協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下 寛

セミナーとテーマ		講 師	
第9回内部管理セミナー（平成14年6月6日）			
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介	
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下 寛	
第10回内部管理セミナー（平成14年12月9日）			
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介	
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下 寛	
第11回内部管理セミナー（平成15年6月3日）			
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介	
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下 寛	
第12回内部管理セミナー（平成15年12月4日）			
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介	
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下 寛	
第13回内部管理セミナー（平成16年6月7日）			
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介	
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下 寛	
第14回内部管理セミナー（平成16年12月10日）			
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介	
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下 寛	
金融先物取引法の改正等に関する説明会（平成17年6月10日）			
金融先物取引法の一部改正について	金融庁総務企画局市場課金融取引官	大用恭市氏	
	金融庁総務企画局市場課課長補佐	山口己喜雄氏	
	金融庁監督局銀行第一課課長補佐	吉富 功氏	
	金融庁監督局証券課係長	古角儀生氏	
今後の手続き、協会規則の制定・一部改正等について	本協会業務部長	原田俊介	
第15回内部管理セミナー（平成17年9月29日）			
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介	
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下 寛	
第16回内部管理セミナー（平成17年12月22日）			
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介	
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下 寛	
第17回内部管理セミナー（平成18年6月1日）			
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介	
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下 寛	
第18回内部管理セミナー（平成19年1月23日）			
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介	
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下 寛	
第19回内部管理セミナー（平成19年6月14日）			
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介	
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下 寛	
第20回内部管理セミナー（平成20年1月22日）			
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介	
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下 寛	
広告審査の留意点について	本協会監査部主任調査役	渡邊有康	
出来高状況表の記載要領・提出方法等について	本協会調査部長	宮崎雅雄	
第21回内部管理セミナー（平成20年6月13日）			
協会監査から見た内部管理の留意点及び法令・規則等について	本協会監査部次長	山下 寛	
店頭FX取引に関する支払調書の説明会（平成20年12月16日）			
「店頭FX取引の支払調書制度の概要」及び「アンケートに寄せられた主な質問事項への回答」	国税庁課税部課税総括課資料係長	櫻井裕治氏	
セミナー（外国為替証拠金取引取扱業を取り巻く環境について）（平成20年12月17日）			
証券行政の諸問題について	金融庁監督局証券課長	森田宗男氏	
協会の現況及び今後の運営について	本協会専務理事	後藤敬三	
セミナー（4月28日発出の金商業府令改正等に関するパブリックコメントについて）（平成21年5月8日）			
4月28日発出の金商業府令改正等に関するパブリックコメントについて	金融庁総務企画局市場課 市場機能強化法令準備室長	青戸直哉氏	
	金融庁総務企画局市場課 市場機能強化法令準備室課長補佐	有里貴夫氏	

セミナーとテーマ		講 師	
セミナー(5月29日発出の金商業務令改正等に関するパブリックコメントについて)(平成21年6月8日)			
5月29日発出の金商業務令改正等に関するパブリックコメントについて	金融庁総務企画局市場課 市場機能強化法令準備室長	青戸直哉氏	
	金融庁総務企画局市場課 市場機能強化法令準備室課長補佐	有里貴夫氏	
協会セミナー(平成21年10月28日)			
証券検査を巡る最近の動向	証券取引等監視委員会事務局証券検査課長	其田修一氏	
証券行政の諸問題について	金融庁監督局証券課長	栗田照久氏	
協会概況のご報告	本協会専務理事	後藤敬三	
協会セミナー(平成22年1月22日)			
主銀行等向けの総合的な監督指針の一部改正について	金融庁監督局銀行第1課課長補佐	森 陽介氏	
	金融庁監督局証券課課長補佐	山下 淳氏	
協会セミナー・大阪(平成22年11月29日)			
経済情勢と監督上の取組みについて	近畿財務局理財部金融監督官	米澤裕樹氏	
協会実地監査における指摘事項等について	本協会事務局長	廿日岩信次	
	本協会監査部長	山下 寛	
協会セミナー(平成23年2月17日)			
最近の国債管理政策について	財務省審議官	大川 浩氏	
2010年BISサーベイ確報との比較にみる、外為証拠金取引の最近の動向	本協会調査部長	松井哲夫	
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部長	山下 寛	
金融先物取引業務取扱規則の一部改正(確認書・注意喚起文書規則)案について	本協会総務部次長	小口 忍	
協会セミナー・大阪(平成23年11月24日)			
最近の経済情勢と監督上の取組みについて	近畿財務局理財部金融監督官	米澤裕樹氏	
公益法人制度改革に伴う一般社団法人移行について	本協会事務局長	廿日岩信次	
変化する外国為替市場	本協会調査部長	松井哲夫	
協会実地監査における指摘事項等について	本協会監査部長	山下 寛	
協会セミナー(平成24年2月24日)			
最近の監査事例から見た留意事項について	本協会監査部長	山下 寛	
変化する外国為替市場	本協会調査部長	松井哲夫	
ユーロ危機と共通通貨について	財務省副財務官	浅川雅嗣氏	
電子メールのなりすまし防止対策・送信ドメイン認証技術の導入	KDDI株式会社サービスアプリケーション開発部課長 迷惑メール対策推進協議会 送信ドメイン認証技術WG副主査	本間輝彰氏	
協会セミナー・FATCAについて(平成24年11月21日)			
米国FATCA法、外国為替証拠金取引業者の観点から 等	KPMG税理士法人ファイナンシャルサービスグループ シニアマネージャー	丹生谷佳子氏	
	あずさ監査法人 金融事業部金融アドバイザリー部 パートナー	九里隆吉氏	
協会セミナー・大阪(平成24年11月26日)			
最近の経済情勢と監督上の取組みについて	近畿財務局理財部金融監督官	樽川 流氏	
店頭デリバティブ規制と金融先物取引	本協会調査部長	松井哲夫	
協会実地監査における指摘事項及び金融商品仲介業の留意点について	本協会監査部長	山下 寛	
協会セミナー(平成25年2月20日)			
協会実地監査における指摘事項及び金融商品仲介業の留意点について	本協会監査部長	山下 寛	
店頭デリバティブ規制と金融先物取引	本協会調査部長	松井哲夫	
G20と日本の経済政策	財務省副財務官	梶川幹夫氏	
協会セミナー・大阪(平成25年11月25日)			
最近の経済情勢等について	近畿財務局理財部金融監督官	樽川 流氏	
変化する外国為替市場 Part II	本協会調査部長	松井哲夫	
協会実地監査における指摘事項及び最近の自主規制の動向について	本協会監査部長	山下 寛	
協会セミナー(平成26年3月5日)			
FATCAについて	KPMG税理士法人ファイナンシャルサービスグループ シニアマネージャー	丹生谷佳子氏	
	有限責任あずさ監査法人 金融事業部金融アドバイザリー部 パートナー	九里隆吉氏	
協会実地監査における指摘事項及び最近の自主規制の動向について	本協会監査部長	山下 寛	
2014年1月28日公表の東京外国為替市場委員会による「東京外国為替市場におけるサーベイ」を受けての単独調査結果	本協会調査部長	山崎哲夫	
G20/G7をめぐる動向について	財務省国際局次長	梶川幹夫氏	

セミナーとテーマ		講 師	
協会セミナー・大阪(平成26年11月28日)			
協会実地監査における指摘事項及び最近の自主規制の動向について	本協会監査部長	山下 寛	
金融指標に関する考察(金利・為替)	本協会調査部長	山崎哲夫	
最近の近畿管内の経済情勢等について	近畿財務局金融監督官	北川 真氏	
協会セミナー(平成27年3月2日)			
特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(金融業務編)の概要	特定個人情報保護委員会事務局政策調査員	桐井啓成氏	
国税分野におけるマイナンバー制度の概要	国税庁課税部課税総括課企画専門官	竹川洋樹氏	
法人番号について	国税庁長官官房企画課法人番号準備室課長補佐	山岸要一郎氏	
協会実地監査における指摘事項及び最近の自主規制の動向について	協会監査部長	山下 寛	
外国為替市場におけるホットイシュー	協会調査部長	山崎哲夫	
最近の国際金融情勢	財務省国際局為替市場課長	有泉 秀氏	
平成27年度外国為替証拠金取引取扱業者全体会合(平成27年8月24日)			
外国為替証拠金取引の現状と平成27年東京外国為替市場委員会・金融先物取引業協会調査部共同調査の結果について	本協会調査部長	山崎哲夫	
平成27年7月3日公表の金融モニタリングレポートについて	金融庁監督局証券課課長補佐	三澤正実氏	
協会セミナー・大阪(平成27年11月27日)			
協会実地監査における指摘事項及び最近の自主規制の動向について	本協会監査部長	山下 寛	
外国為替取引を取巻く最近の環境 ～外国為替証拠金取引を中心に～	本協会調査部長	山崎哲夫	
最近の近畿管内の経済情勢等について	近畿財務局金融監督官	矢守泰治氏	
協会セミナー(平成28年2月18日)			
サイバー攻撃の現状と対策について	JPCERT コーディネーションセンター・情報セキュリティアナリスト	山本健太郎氏	
協会実地監査における指摘事項及び最近の自主規制の動向について	本協会監査部長	山下 寛	
リテール市場における通貨オプション取引の考察	本協会調査部長	山崎哲夫	
最近の国際金融情勢	財務省国際局為替市場課長	柳瀬 護氏	
サイバーセキュリティセミナー(平成28年6月1日)			
本取組の背景と金融機関を取巻くサイバー環境 サイバー攻撃の類型や事例 サイバーセキュリティ対策のポイント	証券取引等監視委員会 事務局証券検査課 特別検査官 (金融庁総務企画局政策課サイバーセキュリティ対策企画調整室兼務)	鈴木 博氏	
協会セミナー・大阪(平成28年12月2日)			
協会実地監査における指摘事項及び最近の自主規制の動向について	本協会統括役(監査部所掌)	山下 寛	
FX取引における為替リスク想定比率の算出及びストレステストについて	本協会総務部次長	北村剛志	
近畿財務局管内の経済情勢等	近畿財務局金融監督官	木村 孝氏	
協会セミナー(平成29年2月24日)			
サイバー攻撃に関する最近の動向について	JPCERT コーディネーションセンター 早期警戒グループ 情報セキュリティアナリスト	佐々木勇人氏	
非居住者にかかる金融口座情報の自動的交換のための報告制度(日本版CRS)導入後の課題	あずさ監査法人 金融事業部金融アドバイザリー部 マネージング・ディレクター	九里隆吉氏	
協会実地監査における指摘事項及び最近の自主規制の動向について	本協会統括役(監査部所掌)	山下 寛	
FX取引における為替リスク想定比率の算出及びストレステストについて	本協会総務部次長	北村剛志	
最近の国際金融情勢	財務省国際局為替市場課長	柳瀬 護氏	
協会セミナー(平成29年5月25日)			
国民の安定的な資産形成と顧客本位の業務運営	金融庁総務企画局市場課専門官	藤井 豪氏	
改正犯罪収益移転防止法及びFATF第4次審査へ向けたALM対応	金融庁監督局証券課課長補佐	森谷章子氏	
協会説明会(平成29年6月16日)			
グローバル外為行動規範について	東京外国為替市場委員会議長 日本銀行金融市場局為替課企画役	星野 昭氏 藤原正雄氏	
協会セミナー・大阪(平成29年12月1日)			
協会実地監査における指摘事項及び最近の自主規制の動向について	本協会統括役(監査部所掌)	山下 寛	
個人情報の保護について	本協会総務部次長	渡邊有康	
我が国の財政の現状と近畿管内の経済情勢等について	近畿財務局金融監督官	花田一夫氏	
協会セミナー(平成30年2月28日)			
2017年度のサイバー脅威を振り返り ～金融先物取引業界への攻撃事例の解説対策から～	JPCERT コーディネーションセンター 早期警戒グループ 情報セキュリティアナリスト	佐々木勇人氏	
日本経済と金融政策	日本銀行経済調査課長	一上 響氏	
協会実地監査における指摘事項及び最近の自主規制の動向について	本協会統括役(監査部所掌)	山下 寛	
最近の国際金融情勢	財務省国際局為替市場課長	緒方健太郎氏	

別紙 1 4 協会事務局への統計等に関する定期報告（平成 27 年 4 月 1 日以降）

報告回数	報告会員	提出時期	主な報告事項	事務局所管	備考
年 1 回	全会員	7 月初旬※1	事業報告書	監査部	定款施行規則 4 条(6)報告
	金商業者会員	8 月初旬※2	業務又は財産の状況に関する報告書	業務部	定款施行規則 4 条(7)報告
	全会員	7 月初旬	純資産額	総務部	理事会決議(H1.8.8) ※会員預託金等計算基礎データ
	店頭 FX 取扱会員	5 月中旬	ビジネスモデル	調査部	東京外為市場委員会との共同調査（任意）
	FX 取扱会員 個人向け BO 取扱会員	3 月下旬	個人顧客年間投資損益額	調査部	23 年度税制改正時の当局要請により調査開始（任意）
年 2 回 (半期毎)	第一種金商業者会員	行政当局への提出 行政 10 日以内	決算状況	調査部 監査部	通知（直近：平 27 第 181 及び同 191 号 E）
	全会員	4 月 15 日 10 月 15 日	内部管理担当役員等	業務部	内管責規則 7 条報告
年 4 回 (四半期毎)	全会員 全特別参加者	5 月 31 日 8 月 31 日	出来高、期末建玉	調査部	定款施行規則 3 条報告
	店頭 FX 取扱会員	10 月 31 日 1 月 31 日	個別顧客区分管理金額増減口座数	調査部	定款施行規則 3 条報告
	店頭 FX 取扱会員	翌月第 7 営業日	出来高、月末建玉	調査部	定款施行規則 3 条報告
月 1 回	個人向け BO 取扱会員	翌月第 7 営業日	顧客区分管理必要額、顧客入出金額	調査部	定款施行規則 3 条報告
	登録金融機関会員	翌月第 7 営業日	取引高、顧客損益率	調査部	定款施行規則 3 条報告
	FX 取扱会員	翌月末日※	業務又は財産の状況に関する報告書	業務部	定款施行規則 4 条(7)報告
		翌月末日※	当局モニタリング項目	調査部 監査部	通知（直近：平 23 第 7 号 E）
	FX 取扱会員	翌週初日	区分管理信託額（日次）	監査部	通知（直近：平 22 第 33 号 E）

※行政当局提出後、遅滞なく行う（必要に応じ通知文等で別途示すこともある。）こととしており、※1 及び※2 は 3 月期決算（4 月～翌 3 月）会社の場合を例として記載している。

別紙15 所管金融商品取引の状況(マッピング)

[illegible]

店員さん、こんにちは。

※ 参考

金融先物取引業の対象となる主な取引

取引の種類	店頭取引 (金商法第2条第22項)	国内取引所取引 (金商法第2条第21項)	海外取引所取引 (金商法第2条第23項)
通貨先物（先渡）取引 ¹	○（1号に該当）	○（1号に該当）	○
外国為替証拠金取引（受渡決済可能）			
通貨指標先物取引	○（2号に該当）	○（2号に該当）	○
金利指標先物取引 ²			
外国為替証拠金取引（差金決済のみ）			
天候デリバティブ先物取引	×		
通貨オプション	○（3号に該当）	○（3号に該当）	○
通貨先物オプション			
金利オプション ³			
金利先物オプション ⁴			
通貨指標オプション ⁵	○（4号に該当）		
金利指標オプション	×		
天候オプション取引			
通貨スワップ取引 ⁶	×	○（4号に該当）	○
金利スワップ取引			
クレジット・デフォルト・スワップ ⁷ (CDS)	×	○（5号に該当）	○
地震デリバティブ取引			

なお、為替予約など、差金決済を行うことができない取引は、金融商品取引法上の先物（先渡）取引には該当しません。⁷

¹ 直物為替先渡取引（ノンデリバブル・フォワード取引、NDF）が含まれます。なお、NDFには2号に分類されるものもあります。

² 為替先渡取引（FXA）、金利先渡し取引（FRA）、CFD取引（Contract for Difference）を含みます。

³ 特定の預金等の金利を参照し、権利行使時には差金決済とするものは金利指標オプションとなります。

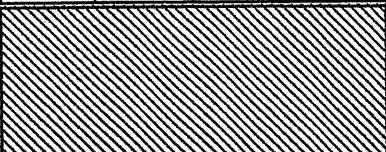
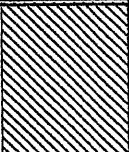
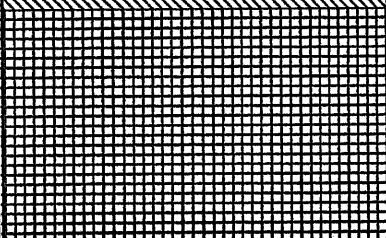
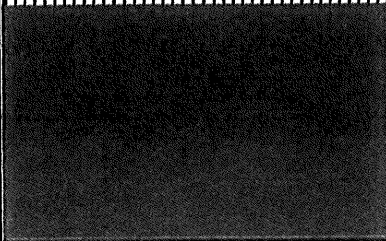
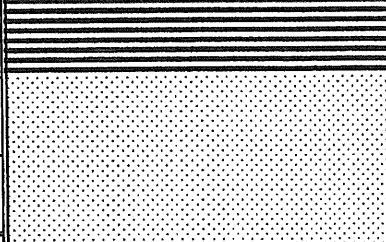
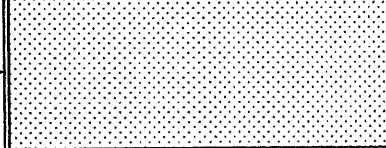
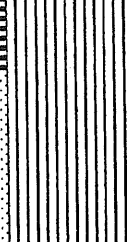
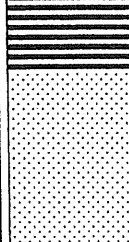
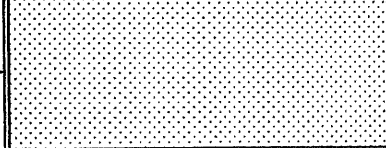
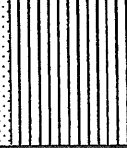
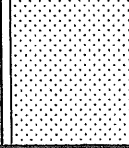
⁴ 特定の預金等の金利先物価格を参照し、権利行使時には差金決済とするものは金利指標オプションとなります。

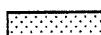
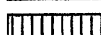
⁵ NDOや通貨関連バイナリーオプション取引その他エキゾチック通貨オプション取引なども含まれます。

⁶ 店頭通貨スワップはスワップに属するものとし、日本証券業協会の所管する取引となっています。

⁷ 因みに、受渡決済と差金決済が選択可能な先物取引は金商法第2条第21項および第22項の各第1号に該当し、取引の決済を差金決済のみとする先物取引は、同条第21項および第22項の各第2号に該当します。

金融商品取引業者等の自主規制機関等の状況

自主規制機能 金融商品取引業			規則 制定	会員 調査	指導 勧告	会員 制裁	苦情解決 あっせん	業界団体 機能	
第一種	有価証券関連業								
	店頭デリバティブ	金利スワップ等							
		金融先物取引							
第二種	市場デリバティブ	金利スワップ等							
		金融先物取引							
	集団投資スキーム 自己募集業								
	みなし有証関連業	信託受益権販売業							
		商品投資販売業							
投資運用	投資信託委託業								
	集団投資スキーム 自己運用業								
	投資一任業								
助言	投資助言業								
	投資顧問・一任契約の代理・媒介業								

-  …日本証券業協会
-  …金融先物取引業協会
-  …第二種金融商品取引業協会
-  …投資信託協会
-  …日本投資顧問業協会
-  …証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）

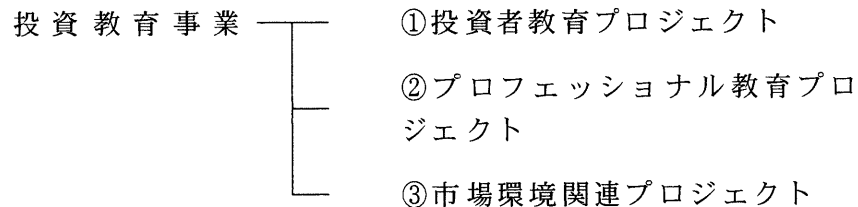
別紙 1 6 投資教育事業計画

投資教育事業計画

平成 28 年 3 月 10 日理事会決定
一般社団法人 金融先物取引業協会

1. 一般投資者の参加が進むデリバティブ取引について、金融先物取引の唯一の自主規制機関として、投資者の金融リテラシーを高めることによって健全な発展を支援するため、投資教育事業計画を定め、金融リテラシーに係る施策を計画的に推進する。

2. 投資教育事業は、次のプロジェクトによって構成する。



① 投資者教育プロジェクト

投資者がデリバティブ取引に関する知識を習得し、実際に利用できる技能を身に着けるための学習環境を整備し、提供することを目的とする。

② プロフェッショナル教育事業プロジェクト

投資者の身近にあって、金融リテラシーを支える柱となる会員の役職員の職業倫理を確立し、デリバティブ取引業務に関する知識水準を高めることを目的とする。

③ 市場環境関連プロジェクト

投資者が、金融リテラシーに基づく態度をもって、適切な行動を行うことができる市場環境に関し、現在および将来に向けた論点を整理することを目的とする。

3. 上記のプロジェクトは、たとえば投資者教育プロジェクトの中に、海外教材翻訳事業や投資者行動に関する学術連携事業など、すでに取り組みが進む事業を含め、関連する協会の諸事業を横断的に束ねて推進する方針とする。
4. 投資教育事業は平成 28 年度を初年度とする 5 か年計画とし、事業の進捗状況や新たに見つかった課題などを取り込みながら每期見直しを行う。

<参考>

1. 平成 28 年度は、下の事項の実現に注力することとし、その他については、29 年度以降の円滑な推進を図るための準備作業を中心に行う。
 - ① 投資者教育プロジェクト
 - a 海外教材の翻訳
 - b 教科書（基礎編）の編集
 - c 投資者教育に係るプログラム開発委託契約
 - d 第一回投資者アンケート調査の実施
 - e 顧客損益データの解析
 - f 投資者行動研究の実施
 - g 投資家教育国際フォーラムへの参加
 - ② プロフェッショナル教育プロジェクト
 - a 職業倫理・行動規範のルール整備
2. 投資者教育プロジェクトに係る平成 28 年度予算の一部については、公益財団法人 資本市場振興財団助成金をもって充当する。

以 上

投資教育事業計画について

平成 28 年 3 月 10 日
一般社団法人 金融先物取引業協会

1. 背景

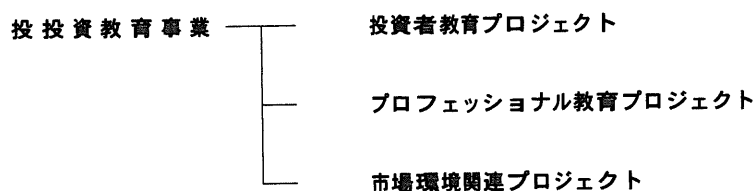
国際協調の下、金融に関する諸団体によって、金融リテラシーの普及活動が精力的に行われている。金融先物取引に関する唯一の自主規制団体である本協会においても、外国為替証拠金取引が契機となり一般投資者の参加が進むデリバティブ取引にかかる金融リテラシーの普及活動に協力する必要がある。

2. 投資教育事業計画の目的

一般投資者の参加が進むデリバティブ取引に対する金融リテラシーを高めるとともに、金融リテラシーに基づき投資者が安心して投資することができるデリバティブ取引の市場環境を整備するための中長期事業計画を策定し、以て計画的に推進することを目的とする。

3. 投資教育事業の構成

本協会が、これまで行ってきた諸事業のうち、“金融リテラシー”に関する諸事業を基礎としつつ、リテラシー向上に不可欠な活動を新たな事業として加えて、協会活動全般にわたる横断的な事業と成し、具体的には以下の体系をもって構成するものとする。



金融リテラシーは、「意識」「知識」「技術」「態度」「行動」の総体であると定義¹されている。

投資者教育プロジェクトは、金融リテラシーの構成要素のうち、「意識」「知識」「技術」に焦点を当て、その向上を支援することを目的とするプロジェクトとする。

プロフェッショナル教育プロジェクトは、投資者の身近にあって、投資者が金融リテラシーを高め、適切な行動を行うことを支える会員役職員が、その役割を担うに相応しい職業観および基本的な知識を習得する環境を整備することを目的とするプロジェクトとする。

市場環境関連プロジェクトは、投資者が、金融リテラシーに基づく態度をもって、適切に行動することができる市場環境に関連する様々な論点を整理することを目的とするプロジェクトである。

4. 各プロジェクトのテーマ

本計画の内容は、今後の計画推進の過程において、会員その他関係者とのディスカッションなどを通じて、適宜、修正されるものであるが、現時点で見込まれる各プロジェクトのテーマは、以下の通りとなる。

¹ International Network on Financial Education (OECD 金融教育に関する国際ネットワーク)「金融教育のための国家戦略に関するハイレベル原則(平成 24 年(2012 年)6 月)」における定義

① 投資者教育プロジェクト

- ・デリバティブ取引に関する教材の提供
- ・デリバティブ取引に関する学習環境の整備
- ・デリバティブ取引の技能習得機会の提供
- ・投資者意識、行動に関する調査・研究
- ・金融リテラシーに関わる国内外諸機関との連携

② プロフェッショナル教育プロジェクト

- ・職業倫理・行動規範の確立
- ・金融先物取引業務に関する教材の提供 *商品知識教材は投資者教育と共通
- ・デリバティブ取引に関する学習環境の整備 *商品知識学習環境は投資者教育と共通
- ・資格者の継続教育態勢の整備
- ・経営職掌および違反者等に対する再教育制度の整備

③ 市場環境関連プロジェクト（論点整理の対象候補となるテーマ）

- ・会員役職員の職業的地位の向上
- ・リテラシー向上に資する情報の種類およびその提供方法
- ・金融先物取引業務にかかる諸規則
- ・プリンシプルの実践
- ・取引（市場）の効率化、安定化、透明性の向上

5. 事業計画期間

平成 28 年度を初年度とする 5 事業年度計画とする。

6. 事業予算

平成 28 年度は継続中の既存事業と合わせて 12 百万円を見込む。以後の予算については、每期、計画の進捗と計画内容の見直しに応じて策定する。なお、平成 28 年度計上予算の一部については、公益財団法人 資本市場振興財団からの助成金 6 百万円をもって充当する予定。

別紙16 投資教育事業計画 別添 投資教育プロジェクト

作成日 平成30年4月12日

投資教育事業								
投資教育プロジェクト								投資教育支援プロジェクト
翻訳・出版	教材・資格制度			アンケート調査・損益調査	倫理・規範	制度向上・プリンシプルベース	市場整備 =インセンティブ設計	IFIE/IOSCO C8
	教材・シラバス作成	教育コンテンツ・ウェブナー開発	資格・研修制度					
・投資者教育 ・プロフェッショナル教育	・投資者教育 ・プロフェッショナル教育	・投資者教育 ・プロフェッショナル教育	・プロフェッショナル教育	・投資者教育 ・市場環境整備	・プロフェッショナル教育 ・市場環境整備	・プロフェッショナル教育 ・市場環境整備	・市場環境整備 ・投資者教育 ・プロフェッショナル教育	-
総務(1)	総務(4)	総務(4)	総務(2)	総務(1)	総務(1)	業務(1)	監査(1)	総務(3)
業務(1)	業務(2)	業務(2)	業務(3)	業務(1)	業務(1)	監査(3)	監査(1)	調査(1)
調査(2)	監査(1)		監査(1)	監査(2)	監査(1)			
				監査(1)				
作業概要	1. 海外文献を翻訳し、会員に成果を還元する。 2. 資格試験向けの学習シラバスを策定する。 3. シラバスに沿った教科書を用意する。	1. 翻訳教材等を参考に一般投資家および会員従業員向けの金融先物取引を中核にしたデジタル教材を作成する。 2. 資格試験向けの学習シラバスを作成する。 3. シラバスに沿った教科書を用意する。	1. 教材の内容をWEBに適用したコンテンツに組み直す。 2. 教育コンテンツなどを基に資格試験、投資者教育用ウェブナーを作成し、HPに掲載する。	1. 資格、研修制度の高制度化を検討、具体化する。 2. FX専業者を中心に、徹底的に倫理コードと協会モデルコードを比較、モデルコードの内容が含まれた十分な内容のものとなっているかを評価。 (評価の結果、不十分な場合は充足するよう要請)	1. 各会員の倫理コードを徴求。 2. FX専業者を中心に、徹底的に倫理コードと協会モデルコードを比較、モデルコードの内容が含まれた十分な内容のものとなっているかを評価。 (評価の結果、不十分な場合は充足するよう要請)	1. 平成20年に金融庁より示された「金融サービス業におけるプリンシプルについて」を踏まえたプリンシプルベースの自主規制を推進するための論点整理、具体化策の検討、実行。 2. リーグルに集点をあて、店頭金先取引の市場の高度化に資する施策展開のための論点整理。	1. 投資者に発信する情報の選定・発信方法の検討、実現。 2. リーグルに集点をあて、店頭金先取引の市場の高度化に資する施策展開のための論点整理。	1. 投資教育に係る海外諸機関との連携強化を図り、グローバルに進展している投資教育および、それに関連する規制等の情報収集。
中長期目標・課題	・有識者による監修、編集技能者の活用。 ・有識者による監修、編集技能者の活用。 ・「指定図書」の利用。 ・有識者を含めメンバーは、以後のシラバスや試験問題の作成母体となる。	・教材のダイジェスト化を想定。 ・教材ダイジェストをチャート式QAなどにアレンジする。 ・ITコンサル業者利用。	・上級資格の要件を検討する。 ・内部管理者等に対する研修制度の充実を図る。 ・外務員試験を一般開放する等の試験制度見直し。 ・コア機能の責任者の資格制度を定める。 ・継続教育制度及び環境を刷新する。 ・違反者再教育制度を導入する。 ・有識者を交えたWGにより推進。	・定期的実施を想定。 ・実施環境として協会HP以外に会員HPなども活用する。 ・謝礼の負担方法（参加費？） ・独立した統計用ハサパーとデータ分析ソフトを導入。	・上記プロセスが完了次第、本プロジェクトはクローズ。 ・上記プロセスが完了次第、本プロジェクトはクローズ。	・まず、ルールベースを基本とした、会員に提示するための「監査の手引き」を作成する。 ・「監査の手引き」をベースにプリンシプルベースの観点を踏まえて、協会規則の改定や判断基準の明確化等の対応要否を含め論点整理を行う。 ・会員中心のWGを推進母体とする。 ・有識者の参画を図る。 ・ベストプラクティスを基本とし、要の事項は自主規制を設ける。	・論点が十分に整理され、施策展開の見通しがたった事項は、別途ワーキングを立ち上げ、速やかに実現する。	
当年度の目標	・翻訳2冊目「Foreign exchange options」を金融財政事情研究会からの翻訳出版（参考図書）。	・前年度翻訳の「Futures and Options」を新教材のたたき台とし、再編集、校閲作業などの仕上げ作業を行う。	・選定された開発会社と本年度に作成予定の新教材についてWeb化、デジタルコンテンツ化検討に着手。	・前年度に引き続きアンケート調査を継続的にを行い、結果の精緻化等に努める。 ・会員の協力を得てより詳細な顧客属性、投資手法等のデータを収集し学術機関と投資者の行動分析を行う。	・上記プロセスが完了次第、本プロジェクトはクローズ。	・「監査の手引き」の協会内再チェック及びリーガルチェックを進める。	・市場整備ワーキングにより課題の整理を行う。	
計画期間	・平成29年度中で完了を見込む。	・3つのプロジェクトを一本化。 ・平成28年度より開始、32年度中の完了を見込む。			・平成30年度中に完了見込み。	・平成28年度下期開始、平成32年度終了。		
平成29年度実績	・Futures and Optionsの翻訳完了し、コンテンツ作成チームに引き継ぎ終了。 ・Foreign Exchange Optionsは翻訳監修研究会を3回開催。翻訳監修終了後の最終原稿を金融財政事情研究会に引き渡し、今後は出版に向けての最終チェック段階に移行。	・関連する3つのプロジェクトの一本化に伴い、当初計画案を修正し、28年度は、シラバスの策定、金先の教材として「Futures and Options」のWEB化（電子書籍）を優先して進める方針とした。 ・シラバスについては、金先、オプション、FXの3つの分野に分け、各分野ごとに一般投資家及び外務員が習得すべき項目（大項目、中項目）を選定。FX分野のシラバスについては、一般投資家向け教育コンテンツの項目とすることを前提として、投資家が取引を行ううえで理解しておくべき事項及び到達目標を設定する方向で作業を継続。 ・金先の教材として「Futures and Options」を電子書籍化し、4月12日に一般向けホームページに掲載した。	・平成29年2月に実施した「金融先物取引」に関する個人投資家の意識調査（意識調査）の調査結果報告書を一般公表した。 ・「外国為替証拠金取引の取引顧客における金融リテラシーに関する実態調査（実態調査）」を実施した。 ・顧客属性その他の要素と投資損益の関係性を分析する「顧客損益状況詳細分析調査」について、平成28年データを集計、分析作業を行い、結果につき、協力を頂いた会員の皆様へ本年度内に報告した。	・WGを6回開催。 ・倫理規則の制定・施行。 ・「外国為替証拠金取引の取引顧客における金融リテラシーに関する実態調査（実態調査）」の調査結果報告書を一般公表（平成30年中旬を目途）するとともに、結果の精緻化等に努めるべく、当該調査の更なるデータ分析を適宜進める。	・WGを6回開催。 ・倫理規則の制定・施行。 ・「外国為替証拠金取引の取引顧客における金融リテラシーに関する実態調査（実態調査）」の調査結果報告書を一般公表した。 ・顧客属性その他の要素と投資損益の関係性を分析する「顧客損益状況詳細分析調査」について、平成28年データを集計、分析作業を行い、結果につき、協力を頂いた会員の皆様へ本年度内に報告した。	・会員への開示用「監査の手引き」原案につき、根拠条文チェック等を終え、リーガルチェック実施中。 ・リーガルチェックの進捗は75%程度。	・WG1回＋学術（法学）との共同開催の1回。 ・IFIE 東京 Asian Chapter参加（細見、山崎、尾澤）。	・IFIEリオデジャネイロ総会参加（後藤、山崎）。
H30年度の目標	・前年度からの繰り越し課題である翻訳2冊目「Foreign exchange options」を金融財政事情研究会からの翻訳出版（参考図書）を完了する。	・FX分野のシラバスをブラッシュアップしつつ、シラバス項目に基づくFX取引専門教材（WEBコンテンツ）の作成に着手する。 ・教材については、外部専門家との共同作業により、32年度上期の完成を目標とする。そのため、7月までに外部パートナーを決定する。 ・資格試験制度については、32年度完成を目指し試験問題の充実、見直しについてどのように進めるかを検討する。	・上記の「外国為替証拠金取引の取引顧客における金融リテラシーに関する実態調査（実態調査）」における調査結果報告書を一般公表（平成30年中旬を目途）するとともに、結果の精緻化等に努めるべく、当該調査の更なるデータ分析を適宜進める。		・「監査の手引き」を完成させ、協会内で論点整理に向けた準備を行うとともに、WG組成準備する。	・学術との共同開催の議論を踏まえ、課題の整理を図る。		

別紙 1 7 投資家教育国際フォーラム (IFIE) の概要

名称	投資家教育国際フォーラム International Forum for Investor Education (IFIE)
設立目的	金融市場の投資家がさまざまな投資商品やその後のリスクと可能性等をよりよく理解できるよう、世界の投資家教育のレベルを向上すること。
設立時期	2005 年 (ICSA のワーキング・グループから発展)
メンバー	(主なメンバー) 日本 日本証券業協会(JSDA)* 米国 金融取引業規制機構(FINRA)* 国際証券業金融市場協会(GFMA) 認定証券アナリスト協会 (CFA Institute) * 加 カナダ投資業規制機構(IIROC)* カナダ証券管理局 (CSA) カナダ証券機構(CSI) カナダ投資ファンド業者機構 (MFDA) オンタリオ州証券委員会(OSC) 韓国 韓国金融投資協会(KOFIA)* 台湾 台湾証券取引所(TSE)* 台湾証券商業同業公会(TSA)* インド インド証券取引所会員協会(ANMI) エジプト エジプト投資家保護基金 (EIPF) * エジプト取引所 (EGX) * エジプト金融監督庁 エジプト証券保管振替機関 (MCDR) ブラジル ブラジル金融資本市場協会 (ANBIMA) * マレーシア マレーシア証券委員会 (SMC) リビヤ リビヤ株式取引所 (LSM) * トルコ トルコ資本市場仲介業協会 (TCMA) * パレスチナ パレスチナ証券取引所 (PSE) * 南ア 南アフリカ貯蓄・投資協会(ASISA) シンガポール シンガポール証券投資家協会(SIAS) * は自主規制機関

主な活動等	1. 投資家教育に関する情報提供 IFIE のウェブサイト等を通じて、1) 金融・投資家教育プログラムの全世界的なリスト、2) 関連する調査・研究へのリンク、3) 投資家教育プログラム策定のための研修材料、4) 投資家教育の提供・評価方法、5) 技術支援を提供できる投資家教育提供者、に関する情報を提供し、投資家教育に関する情報の“Clearing House”として機能する。 2. 会合・セミナーの開催 各種会合・セミナー等の開催を通じて、投資家教育に携わる世界中の機関・実務者相互の情報交換を促進する。2009 年 10 月には、本協会と共催で、東京及び大阪においてセミナーを開催した。 3. 投資家教育に関する行動基準 (Code of Practice) の策定 各国毎もしくは国際的に規制を受けることが少ない投資家教育の基準とベスト・プラクティスを策定し、普及させる。 なお、IFIE の実質的な活動は、傘下の Sub-Committee(Regional Chapter)毎に行われているが、Americas Chapter が最も活発に活動中。
組織等	1. メンバー会合 年 1 回、年次総会を開催。IFIE の運営、活動に関する重要方針等を検討、決定するために開催。各 Sub-Committee から活動報告も行われる。 2. 諮問委員会(Advisory Committee) メンバーのうち 6 団体で構成 (任期 3 年)。IFIE の運営、活動に関する諸問題を検討、決定するため、隔月 1 回程度、電話での会議を開催。 3. 地域委員会 (Regional Sub-committee) IFIE 傘下の地域委員会として、中東・北アフリカを所轄する MENA 及びアジアを所轄する AFIE(IFIE Asia Chapter)等が設けられている。
代表・事務局	会 長 : Mr. Koichi Ishikura 日本証券業協会 (JSDA) 副会長 : Mr. Robert Stammers CFA 協会 (CFA) 財務担当 : Ms. Ana Leoni ブラジル金融資本市場協会(ANBIMA) 事務局長 : Ms. Kathryn Edmundson 事務局 : 現在、米国の事務代行業者 Hastings Group が事務局
会費	1 会員 : US\$5,000/年

別紙18 他の自主規制機関等との協調

1. 金融商品取引業協会5団体

平成21年9月に金融商品取引業協会5団体によって設置された「金融商品取引業協会連絡協議会」及び「金融商品取引業協会連絡協議会ワーキング・グループ」に参加し、各協会相互の情報交換及び連携の強化・促進を図っております。

2. 特定非営利活動法人「証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」

苦情の解決及び紛争のあっせんの業務について、特定非営利活動法人「証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」の設立に積極的に協力し、平成22年2月以降、業務委託を開始しました。その後、同法人は平成23年4月1日より、指定紛争解決機関として特定第1種金融商品取引業務に関する苦情解決支援及び紛争解決支援業務を行うこととなりました。これに伴い、あっせんについては、本協会よりの業務委託から、同センターの独自業務となり、他方、苦情・相談、第2種金融商品取引業務及び登録金融機関業務は、引き続き本協会からの業務委託となっています。

3. 一般社団法人第二種金融商品取引業協会

一般社団法人第二種金融商品取引業協会に後援会員として参加するほか、同協会の主催する「自主規制規則検討会合」及び「研修制度に関する検討会合」にオブザーバーとして参加しました。

4. 金融・資本市場統計整備懇談会

日本証券業協会の主催する「金融・資本市場統計整備懇談会」の最終報告を受け統計の標準化を推進するために設置された「金融・資本市場統計整備連絡協議会」に参加し、統計データの充実、提供方法の規格に関する標準化へ向けての整備を進めております。また会報に掲載していた統計を本協会一般向けホームページに移行し、昨年度よりリンクしている証券統計ポータルサイト（証券関係機関が従来より無償で各種統計を公表）の利便性を高めました。

5. 外務員処分に関する日本証券業協会との情報交換

外務員登録等事務の適正化を期するため、外務員処分に関する日本証券業協会との情報交換を実施しています。

6. 東京外国為替市場委員会

① E・コマース小委員会

東京外国為替市場委員会（E・コマース小委員会）に平成23年3月、正式メンバーとして参加しました。また、同委員会が毎年4月に銀行等を対象に行っているサーベイへの協力依頼に対しては、前年度に引き続き、店頭外国為替証拠金取引の調査について協力を行いました。

② バイサイド小委員会

平成28年より新設されたバイサイド小委員会に所属しています。

7. 海外規制当局、自主規制団体

① 海外規制当局、自主規制団体との連携の観点から、米国CFTC及びシンガポールMASの開催した規制関係者会合への参加、FIA (Futures Industry Association)、NFA (National Futures Association) との間で、主催会合等への出席、本協会の自主規制について説明、意見交換等を行いました。

② 投資教育にかかわる国際的な推進機関である投資家教育国際フォーラム (International Forum for Investor Education (IFIE) (注)) への加盟が平成28年3月に開催された理事会で承認されました。

(注) 投資家教育国際フォーラム (International Forum of Investors Education: IFIE) 経済協力開発機構 (OECD) と証券監督者国際機構 (IOSCO) とともに、投資教育のグローバル・ネットワークを具体化する組織。立時期: 2005年、24メンバー

8. 出向

① 平成25年7月から平成29年6月まで、監査部に所属していた職員1名が任期付職員として金融庁証券取引等監視委員会に出向しました。

② 平成29年7月から、総務部に所属していた職員1名が任期付職員として金融庁監督局に出向しています。

9. 公益財団法人日本証券経済研究所

本協会と公益財団法人日本証券経済研究所の間では、従来から、同研究所の設置する証券統計ポータルサイトの運営協力等を行ってきています。

同研究所は、中立・専門的な立場で、金融商品、金融商品取引、金融・資本市場等に関する専門的な調査研究を行っており、これらは本協会の目的に照らして有意義なものであるので、平成27年度より助成を行うこととしました。

10. 日本IFIARネットワーク

各国・地域の監査監督当局間における協力・連携の場として発足した監査監督機関国際フォーラム (IFIAR) 事務局が、平成28年に東京に設立されることが決定されました。これに伴い金融庁IFIAR常設事務局設立準備本部より、我が国におけるIFIAR事務局の活動のサポートや監査の品質に関する意識の向上を図るため、国内関係団体によるネットワーク構築を図るために設立される日本IFIARネットワークのご紹介があり、本協会も設立メンバーとして参加し、第一回の総会が平成28年12月7日に開催され、平成29年4月3日に常設事務局開所式が開催されています。

別紙19 平成29年度収支計算書の概要

(単位:千円)

行	科目 (記載のNo.は収支計算書上の行番号です。)	差異の明細(予算に対して、赤字は増加、青文字は減少を表示)	平成29年度 予算額(a)	平成29年度 決算額(b)	差異 (a-b)
1	事業活動収入(No.20)		343,670	337,030	6,640
2	うち 定額会費収入(No.4)	・ 予算時と会費請求時の会員数の差異 ・ 会費 143社→142社 1社減 ・ 特別参加者 5社→4社 1社減 ・ 期中入会会員の減 8社→2社	82,850	80,249	2,601
3	うち 比例会費収入(No.5)		176,100	176,046	54
4	(会費収入計)		258,950	256,295	2,655
5	うち 入会金収入(No.9)	・ 期中入会会員の減(8社→2社)	10,400	2,600	7,800
6	うち 受験料収入(No.11)	・ 外務員1,000人→1,282人(282人増加)、更新試験500人→653人(153人増加)、 内部管理責任者600人→438人(162人減少) 合計 273人増加	17,220	19,459	△ 2,239
7	うち 外務員登録手数料収入(No.12)	・ 10,500人→12,221人 1,721人増加	10,500	12,221	△ 1,721
8	うち 過怠金収入(No.17)	・ 4社	36,000	36,000	0
9	役員退職慰労引当資産取崩収入(No.53)		0	18,020	△ 18,020
10	退職給付引当資産取崩収入(No.54)		0	3,153	△ 3,153
11	収入合計(A)		343,670	358,203	△ 14,533
12	事業活動支出(No.45)		375,609	346,739	28,870
13	うち 事業費支出(No.35)		325,565	302,739	22,826
14	うち 調査・研究費支出(No.23)	・ 大学との共同研究等の減 681,444円 ・ 監査関係者の減 2,369,642円(日当、地方出張の減) ・ 監査マニュアルの作成にかかる増 519,002円 ・ 助成金対象支出の減 531,419円 ・ 雑誌購入の減 130,424円 ・ 開業研究費支出の減 100,000円	17,681	14,361	3,320
15	うち 業務資料発行費支出(No.24)	・ 法規集作成費の減 1,945,870円	12,867	10,928	1,939
16	うち 広報研修・試験費支出(No.25)	・ 会報作成費の減 242,880円 ・ 協会パンフレット等未作成による減 1,131,000円 ・ セミナー資料等の減 779,160円 ・ 内部管理責任者試験受験者の減による配信手数料の減 939,312円 ・ 試験会社移行中止による予算未達による減 396,000円 (・ No.26 外務員登録関係費支出へ予算流用 1,226,588円)	7,368	5,065	2,304
17	うち あっせん関係費支出(No.27)	・ FINMAC減額調整あり	19,095	17,599	1,496
18	うち 職員給与支出(No.29)	・ 2名未採用 15,192,000円、1名退職 1,341,000円、1名採用時期の ずれ2,079,000円、昇給・昇格の減 3,479,700円、 時間外勤務手当の減 4,238,842円、扶養手当の減 278,000円、 ・ 上記に伴う社会保険料の予算未達等 3,950,268円 ・ 人材採用費の増 1,510,488円 ・ No.28 (事)役員報酬支出へ予算流用 45,367円 ・ No.30 (事)役員退職慰労金支出へ予算流用 12,614,000円 ・ No.31 退職給付支出へ予算流用 3,153,000円 ・ No.38 (管)役員報酬支出へ予算流用 857円 ・ No.40 (管)役員退職慰労金支出へ予算流用 5,406,000円 ・ No.60 役員退職慰労金引当資産取得支出へ予算流用 3,746,000円	167,635	160,404	7,231
19	(うち 給与等)	・ 本俸、扶養手当、時間外手当	140,147	136,866	3,281
20	(うち 社会保険料等負担)	・ 社会保険料、労働保険料、通勤定期代、社会保険労務士費用	27,488	23,538	3,950
21	うち その他事業費支出(No.34)	・ クライアント証明 2,588,080円 ・ 役員旅費交通費の減 2,553,746円 ・ 人間ドック(健康保険組合からの助成金あり)の減 957,578円 ・ 業務委託費(実施時に料金改定あり)の減 1,100,000円 (・ No.63 什器備品取得支出へ予算流用 950,914円)	34,099	28,029	6,070
22	うち 管理費支出(No.44)		50,044	44,000	6,044
23	うち その他事務管理費支出(No.43)	・ 役員旅費交通費の減 4,878,647円、 ・ 人間ドック(健康保険組合からの助成金あり)の減 82,466円 (・ No.63 什器備品取得支出へ予算流用 129,670円)	17,730	12,816	4,914
24	過怠金積立資金取得支出(No.59)		36,000	36,000	0
25	役員退職慰労引当資産取得支出(No.60)		5,362	5,362	0
26	退職給付引当資産取得支出(No.61)		15,790	14,880	910
27	什器備品取得支出(No.63)	(・ No.34 (事)その他事務管理費支出から予算流用 950,914円 ・ No.43 (管)その他事務管理費支出から予算流用 129,670円)	11,081	11,081	0
28	ソフトウェア取得支出(No.64)		400	0	400
29	予備費支出(No.77)		40,000	0	40,000
30	支出合計(B)		484,242	414,062	70,180
31	収支差(A-B)		△ 140,572	△ 55,859	△ 84,713
32	うち 過怠金積立資金からの取崩し(No.51)		12,830	17,599	△ 4,769
33	うち 自主規制事業実施積立資金からの取崩し(No.52)		127,742	38,260	89,482

別紙20-1 平成35年度までの試算(平成30年度予算ベース)現行ベース(平成29年度決算繰込み済み)

1	1 支出	○ 平成31年度以降、平成30年度予算ベースを繰り越す(新清算事業、給与改定等を考慮しない、システム開発費は平成31年度以降600万円、修繕費の支出40万円)とする。予備費支出は含めない。 ○ 消費税については、平成31年10月から10%として計算する。(平成31年度42万円(法人会計分12万円、自主規制事業会計分30万円)、平成32年度84万円(法人会計分12万円、自主規制事業会計分72万円)、平成33年度168万円(法人会計分12万円、自主規制事業会計分156万円)) ○ 平成30年度経費に付する平成31年度平準化分を平成31年度に追加し、社会保険料率の決定等を免む。
2	2 会費収入等	○ 定額会費、比例会費、入会金については、平成30年度の水準で繰り越す。各収入すべて法人会計の収入とする。
3	3 その他収入	○ 事業収入他については、平成30年度予算水準で繰り越す。自主規制事業会計の収入とする。 ○ 受贈料収入については、平成32年4月以降消費税率10%として計算(68,350円×1,900人)とする。 ○ 平成32年度以降の事業収入内訳、受贈料収入15,000千円、外務員受給手続料収入10,000千円、刊行物頒布収入400千円、合計26,800千円
4	4 運用収入	○ 平成30年度予算水準で繰り越すとする。

(単位:千円)

S	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
		(参考)平成26年度 予算における試算		(参考)平成29年度 予算における試算	平成30年度予算へスにおける見込み					

7	支出	1	(1) = (2) + (3) + (4)	400,342	418,599	400,342	418,599	419,822	430,824	439,924	450,024
8	うち 経費支出	2	(2) = (3) + (4)	377,137	385,342	377,137	385,342	385,712	395,753	395,753	395,753
9	うち 内部資金対応事業費	3	(3)	(46,922)	(46,504)	(46,922)	(46,504)	(46,399)	(46,403)	(46,403)	(46,403)
10	うち 管理費支出	4	(4)	(31,215)	(338,838)	(31,215)	(338,838)	(37,313)	(37,350)	(37,350)	(37,350)
11	うち 事業費支出	5	(5)	(12,010)	(12,123)	(12,010)	(12,123)	(12,082)	(12,147)	(12,147)	(12,147)
12	うち 助成対象事業費	6	(6)	(19,095)	(19,095)	(19,095)	(19,095)	(22,134)	(22,134)	(22,134)	(22,134)
13	うち あっせん関係事業費										

14	収入	7	(7) = (8) + (14)	307,870	307,805	307,870	307,805	307,805	307,805	307,805	307,805
15	うち 内部資金対応事業の収入	8	(8) = (9) + (10) + (11) + (12) + (13)	301,870	301,985	301,870	301,985	301,565	301,565	301,565	301,565
16	うち 入会金収入	9	(9)	(10,400)	(10,400)	(10,400)	(10,400)	(5,200)	(5,200)	(5,200)	(5,200)
17	うち 定額会費収入	10	(10)	(82,850)	(82,850)	(82,850)	(82,850)	(89,200)	(89,200)	(89,200)	(89,200)
18	うち 比例会費収入	11	(11)	(176,100)	(176,100)	(176,100)	(176,100)	(176,100)	(176,100)	(176,100)	(176,100)
19	うち 運用収入	12	(12)	(4,200)	(4,200)	(4,200)	(4,200)	(4,200)	(4,200)	(4,200)	(4,200)
20	うち 事業収入	13	(13)	(28,120)	(28,435)	(28,120)	(28,435)	(26,865)	(26,865)	(26,865)	(26,865)
21	うち 助成収入										
22	うち 助成収入	14	(14)	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000

23	収支差額	(15)	(15) = (16) + (17) + (18)	△ 104,572	△ 104,575	△ 102,404	△ 111,299	△ 112,427	△ 112,408	△ 112,408	△ 112,408
24	うち 内部資金対応事業の収支差	(16)	(16) = (8) - (2)	(△ 76,487)	(△ 83,357)	(△ 74,392)	(△ 83,084)	(△ 84,147)	(△ 84,188)	(△ 84,188)	(△ 84,188)
25	うち 助成対象事業の収支差	(17)	(17) = (14) - (5)	△ 6,010	△ 4,123	△ 6,000	△ 6,002	△ 6,140	△ 6,147	△ 6,147	△ 6,147
26	うち あっせん関係事業の収支差	(18)	(18) = -(6)	(△ 19,095)	(△ 19,095)	(△ 22,134)	(△ 22,134)	(△ 22,134)	(△ 22,134)	(△ 22,134)	(△ 22,134)

27	内部資金対応事業の収支差	(19)	(19) = (16) + (17) + (18)	706,178	692,894	692,794	714,594	702,077	692,808	△ 22,091	△ 115,208
28	うち 自主規制事業費繰立金分	(20)	(20)	(719,752)	(627,956)	(495,809)	(314,567)	(202,077)	(89,608)	(△ 22,091)	(△ 135,330)
29	うち 補助金繰立金分	(21)	(21)	(45,418)	(29,238)	(32,481)	(10,327)	(0)	(0)	(0)	(0)

平成31年度以降、繰越金繰立金は繰高が0となるため、自主規制事業費繰立金から充当す

※1 ここで言う内部関係とは、特定資産のうち自主規制事業費繰立金及び繰越金繰立金の合計とする。

新提案件	
1 支出	○ 平成31年度以降、毎年「うち内閣資金対応事業費」を前年比230万円※（法人会計対21.6万円、自主規制事業費202.4万円）削減する。新情報費、総与改善等を考慮しない、システム開発費は平成31年度以降500万円（事業費の支出40万円）とする。 ○ 補助金支出は変わらない。 ○ 消費税については、平成31年度94万円（法人会計分12万円）、自主規制事業費合計77万円、平成32年度94万円（法人会計分12万円）、自主規制事業費合計77万円、助成金会計分5万円、平成33年度94万円（法人会計分12万円）、自主規制事業費合計77万円、助成金会計分5万円とする。 ○ 平成30年度算出に付う平成31年度平準化分を平成31年度に加盟し、社会保険料率の改定等を要込む。
2 会費収入等	○ 人会金については、平成30年度の水準で据え置くこととする。 ○ 定額会費については、平成30年度5万円増加し40万円とし、平成35年度年5万円増加し、60万円とする（仮置き）。 ○ 労務費については、平成30年度5万円増加し40万円とし、平成35年度に引き上げ、60万円とする（仮置き）。 （参考）平成22年度5,000万円及び平成28年度に2,000万円引上げ済。
3 その他収入	○ 事業収入税入については、平成30年度予算水準で据え置くこととする。 ○ 労働税入については、平成32年度4月以降消費税率10%として計算（46,359円×1,900人）とする。 ○ 平成32年度以降の事業収入内訳：労働税収入15,485千円、外務員賃金税収入10,800千円、刊行物物産市収入400千円、合計26,685千円
4 運用益収入	○ 平成30年度予算水準で据え置くとする。

[illegible]

別紙21 平成29年度資産管理運用状況報告

平成29年度における資産管理運用状況について、資産管理運用規程第5条に基づき報告します。

＜参考＞資産管理運用規程

(理事会への報告等)

第5条 経理規則第7条に定める会計主管責任者は、本協会の資産管理運用の管理者とし、本協会の定款、経理規則及び法令に従い、忠実に職務を執行し、管理運用の経過及び結果について、少なくとも年1回又は必要に応じて理事会に報告するものとする。

1. 資産管理運用状況

(1) 資産運用方針

本協会の資産管理運用については、安全かつ確実な方法及び流動性を確保した上で効率的な運用を行うことにより、自主規制事業等の安定的及び積極的な遂行を行うことを基本方針としています(資産管理運用規程第2条)。

このうち、特定資産については、元本回収の確実性を確保し、有利運用に努めることとされています(資産管理運用規程第3条)。

これに基づき、特定資産である各資産の性格に応じて運用をすることとし、そのうち預り預託金について、預託金返還に対応する流動性を確保(注1)した上で、国債を中心に長期運用を行っています。

(注1) 流動性の確保所要額は、預り預託金の返還を考慮して、預託金2百万円の会員25社及び預託金15百万円の会員25社が一度に退会した場合に必要な預託金返還のための想定資金所要額425百万円以上を確保することとし、これまで、預り預託金充当資産から上記による流動性資産として確保する金額を控除した部分について、長期運用が可能な額と考え、金利動向等を考慮しつつ長期国債への運用を行ってきました。

＜参考＞資産管理運用規程

(特定資産の運用方針)

第3条 特定資産は、元本回収の確実性を確保し、有利運用に努めるものとする。

(2) 平成29年度における預り預託金充当資産の運用状況

平成29年度期首における預り預託金充当資産残高は1,350百万円であり、このうち597百万円(注2)は長期国債による長期運用を行い、その他753百万円は流動性預金等(注3)保有しています。

この流動性預金等で保有している753百万円のうち、流動性確保所要額(注1)425百万円を除いた328百万円が平成29年度運用可能額となりますが、近年の金利状況から、普通預金、定期預金で保有しています。

(注2) 長期運用の内訳

(a) 第62回利付国庫債券 額面5億円、平成35年6月20日償還、利回り0.8%(課税後0.67%、平成24年度から運用

(b) 第329回利付国庫債券 額面1億円、平成35年6月20日償還、利回り0.8%(課税後0.67%、平成25年度から運用

(注3) 流動性預金等の運用対象には、具体的には、普通預金、1年未満の定期預金等が含まれています。

(3) 平成29年度中の預り預託金充当資産の預金等種類別の増減額及びその残高

平成29年度中の預託金は会員の入会(2社)及び純資産の洗い替えによる預託金の増加(7社)により44百万円増加し、会員の退会(2社)及び純資産の洗い替えによる預託金の減少(3社)により23百万円減少し、平成29年度末には1,371百万円となっています。

(単位:円)

No.	預託金充当資産の預金等種類別の保有状況	期首残高	期中増	期中減	年度末残高	備考
1	普通預金(三井住友銀行)	71,742,828	44,000,000	23,453,945	92,288,883	償却原価法適用分
2	普通預金(みずほ銀行)	106,094,324	0	0	106,094,324	
3	定期預金(大和ネクスト銀行)(1か月定期)	425,000,000	0	0	425,000,000	
4	定期預金(三井住友銀行)(6か月定期6、12月)	50,000,000	0	0	50,000,000	
5	定期預金(大和ネクスト銀行)(6か月定期2、8月)	100,000,000	0	0	100,000,000	
6	第62回利付国庫債券	497,565,348	389,545	0	497,954,893	償却原価法適用分
7	第329回利付国庫債券	99,597,500	64,400	0	99,661,900	償却原価法適用分
8	合計	1,350,000,000	44,453,945	23,453,945	1,371,000,000	

(4) その他の特定資産

預り預託金充当資産以外の特定資産(注4)については、資産の性格に鑑みて、流動性預金等で保有しています。

(注4) 預り預託金充当資産以外の特定資産には、過剰金積立資金、自主規制事業実施積立資金、役員退職慰労引当資産及び退職給付引当資産が、平成29年度末における総額617百万円を普通預金で保有しています。

(単位:円)

No.	特定資産の名称	期首残高	期中増	期中減	年度末残高	備考
1	過剰金積立資金	14,059,911	36,000,000	17,598,900	32,461,011	過剰金収入4社あり
2	自主規制事業実施積立資金	533,615,125	453,945	38,259,688	495,809,382	
3	役員退職慰労引当資産	14,005,000	5,362,000	18,020,000	1,347,000	
4	退職給付引当資産	75,279,000	14,880,000	3,153,000	87,006,000	
	合計	636,959,036	56,695,945	77,031,588	616,623,393	

2. 資産運用状況

平成30年3月31日現在の資産運用状況は下記のとおりです。

(単位:円)

対象資産	運用対象	現金	普通預金	普通預金	普通預金	定期預金(1ヶ月)	定期預金(6ヶ月)	定期預金(6ヶ月)	定期預金(6ヶ月)	超長期国債第62回	利付国債第329回	合 計
① 預り預託金充当資産	預け先	0	92,288,883	0	106,094,324	0	425,000,000	50,000,000	100,000,000	497,954,893	99,661,900	1,371,000,000
② 過剰金積立資金	買付日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32,461,011
③ 自主規制事業実施積立資金	償還日	0	50,857,255	0	444,952,127	0	0	0	0	0	0	495,809,382
④ 役員退職慰労引当資産	利回り(税引前)	0	942,900	0	404,100	0	0	0	0	0	0	1,347,000
⑤ 退職給付引当資産	利私日	0	15,040,900	0	71,965,100	0	0	0	0	0	0	87,006,000
⑥ その他流動資産	簿面(100円単位)	526,937	0	4,949,860	0	6,090,713	0	0	0	0	0	11,567,510
合計(①～⑥)		526,937	159,129,838	4,949,860	106,094,324	555,873,051	425,000,000	50,000,000	100,000,000	497,954,893	99,661,900	1,999,190,903

3. 平成29年度利息収入内訳 (※平成29年度収支計算書上のⅠ. 事業活動収支の部、1. 事業活動利息収入に表示されています。)

平成29年度における特定資産利息収入は4百万円(当初予算4百万円)です。なお、特定資産期中平均利回りは0.211%となりました。

(単位:円)

運用対象の利息収入	現金	普通預金	定期預金(1ヶ月)	定期預金(6ヶ月)	超長期国債第62回	利付国債第329回	合計
予算額	0	5,624	101,604	27,892	3,387,400	677,480	4,200,000
9月末までの利息収入	0	3,962	45,433	9,415	846,850	169,370	1,075,030
10月から3月までの利息収入	0	3,946	62,713	18,126	2,540,550	508,110	3,133,445
決算見込み額	0	7,908	108,146	27,541	3,387,400	677,480	4,208,475
差異(決算額-予算額)	0	2,284	6,542	△ 351	0	0	8,475
							平成30年3月末残高に対する利回り
							0.211%

一般社団法人金融先物取引業協会定款

一般社団法人金融先物取引業協会定款

平成元年7月26日制定
平成4年7月20日一部変更
平成10年6月15日一部変更
平成11年7月13日一部変更
平成13年5月21日一部変更
平成14年3月11日一部変更
平成17年3月17日一部変更
平成17年7月1日一部変更
平成19年9月30日一部変更
平成22年2月1日一部変更
平成23年4月1日一部変更
平成24年4月1日一部変更
平成24年12月12日一部変更
平成25年3月26日一部変更
平成25年6月12日一部変更
平成26年6月18日一部変更
平成29年3月28日一部変更

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人金融先物取引業協会（以下「本協会」という。）と称する。

2 本協会の英文名は、The Financial Futures Association of Japanとする。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本協会は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(定義)

第2条の2 この定款において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 金融先物取引 第2号、第3号又は第4号に掲げる取引をいう。
- (2) 取引所金融先物取引 金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）第2条第21項に規定する市場デリバティブ取引のうち、金融商品取引法施行令（以下「施行令」という。）第16条の4第2項第1号に規定する取引又はその他の市場デリバティブ取引（有価証券に関連するものを除く。）をいう。
- (3) 店頭金融先物取引 法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引のうち、金融商品取引業等に関する内閣府令第79条第2項第2号に規定する店頭金融先物取引又は法第2条第

22項第4号に規定する取引（同条第25項第1号又は第4号に掲げる金融指標（同条第24項第3号に係るものに限る。）に係る取引に限る。）をいう。

- (4) 海外金融先物取引 法第2条第23項に規定する外国市場デリバティブ取引のうち、施行令第16条の4第2項第2号に規定する取引又はその他の外国市場デリバティブ取引（有価証券に関連するものを除く。）をいう。
- (5) 金融先物取引業 法第2条第8項に規定する金融商品取引業のうち、以下に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいう。
 - ① 金融先物取引
 - ② 金融先物取引の媒介、取次ぎ又は代理
 - ③ 取引所金融先物取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
 - ④ 海外金融先物取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
- (6) 金融商品仲介業 会員の委託を受けて、取引所金融先物取引又は海外金融先物取引の委託の媒介を当該会員のために行う業務をいう。
- (7) 金融商品仲介業者 会員を所属金融商品取引業者等（法第66条の2第1項第4号に規定する所属金融商品取引業者等をいう。以下同じ。）とする法第66条の3による登録が行われた金融商品仲介業者のうち、第6号に規定する金融商品仲介業を行う者をいう。

第2章 目的及び事業

（目 的）

第3条 本協会は、会員の行う金融商品取引業（登録金融機関業務を含む。以下同じ。）の業務の適正かつ円滑な運営を確保することにより、投資者の保護を図るとともに、金融商品取引業の健全な発展に資することを目的とする。

（事 業）

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 金融先物取引業を行うに当たり、法その他の法令の規定を遵守させるための会員及び金融商品仲介業者に対する指導、勧告その他の事業
- (2) 会員及び金融商品仲介業者の行う金融先物取引業に関し、契約の内容の適正化、資産運用の適正化、その他投資者の保護を図るため必要な調査、指導、勧告その他の事業
- (3) 会員及び金融商品仲介業者の法若しくは法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは本協会の定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査
- (4) 会員及び金融商品仲介業者の行う金融先物取引業に関する投資者からの苦情の解決
- (5) 会員及び金融商品仲介業者の行う金融先物取引業に争いがある場合の法第78条の7に規定するあっせん
- (6) 法第78条の8第1項に規定する苦情の解決及びあっせんの業務の第三者への委託
- (7) 法第64条の7第1項若しくは第2項又は第66条の25の規定により行う外務員の登録事務
- (8) 投資者に対する広報、その他金融先物取引業に関する啓蒙、宣伝及び刊行物の発行
- (9) 会員及び金融商品仲介業者の業務改善、その他金融先物取引業の健全な発展に資するための企画立案
- (10) 会員、金融商品仲介業者等金融先物取引業に従事する者の役職員の研修

- (11) 関係官庁、その他関係機関及び関係諸団体に対する意見の開陳及び連絡
- (12) 会員相互間の意思の疎通及び意見の調整
- (13) 法第79条の5及び第194条の5の規定に基づく主務大臣への協力
- (14) 前各号に掲げるもののほか、本協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項に規定する事業に係る業務の詳細については、業務規程で定める。

3 第1項の事業は日本全国において行うものとする。

(協会規則等)

第5条 本協会は、前条第1項に規定する事業に係る業務を円滑に行うため、協会規則及び紛争処理規則を定めることができる。

(定款施行規則)

第6条 定款の施行に関し必要な事項は、「定款の施行に関する規則」(以下「定款施行規則」という。)をもって定める。

(諸規則の制定及び改正)

第7条 協会規則、紛争処理規則及び定款施行規則の制定、改正及び廃止は、理事会の決議により行う。

第3章 会員及び特別参加者

第1節 会員

(本協会の構成員)

第8条 本協会は、法第29条又は第33条の2の登録を受けて金融先物取引業を行う者で次条の規定により会員となった者をもって構成する。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格取得等)

第9条 本協会の会員になろうとする者は、所定の入会申込手続により、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項に規定する入会の承認を受けたときは、会員は、直ちに本協会に対する代表者としてその権利及び義務を行使する者(以下「会員代表者」という。)1名及び代理人3名以内を定め、書面をもって本協会に通知しなければならない。会員代表者又は代理人に変更があったときも同様とする。

(経費の負担)

第10条 会員は、本協会の活動に必要な経費に充てるため、理事会において別に定める規則により入会金及び会費を支払わなければならない。

2 会員は、本協会が特別な支出に充てるため必要と認めるときは、総会において別に定めるところにより特別会費を支払わなければならない。

3 既納の入会金、会費及び特別会費は返還しない。

第11条 削除

(預託金)

第12条 会員は、預託金を本協会に預託しなければならない。

- 2 預託金の額及び預託方法は、理事会の決議により定める。
- 3 預託金は、会員が第18条各号の一に該当するときは、理事会の承認を受けて、これを返還する。
- 4 前項以外の事由により会員に預託金を返還する場合には、理事会において別に定めるところによるものとする。

第13条 削除

(資料の提出等)

第14条 本協会は、必要があると認めるときは、会員に対して、当該会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の法若しくは法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは本協会の定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況並びに当該会員の金融先物取引業の業務及び財産に関し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

- 2 会員は、前項に規定する説明又は資料の提出を求められたときは、正当な理由なく、これを拒んではならない。

(監査)

第14条の2 本協会は、第4条第1項第3号に規定する事業を行うため必要があると認めるときは、会員に対して、当該会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の法若しくは法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは本協会の定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況並びに当該会員の金融先物取引業の業務及び財産の状況又はその帳簿書類その他の物件を監査することができる。

- 2 前条第2項の規定は、本協会が前項の規定により監査を行う場合について準用する。

(届出及び報告事項)

第15条 会員は、定款施行規則その他の規則で定める場合には、遅滞なく、所定の様式による届出書又は報告書により、本協会に届出又は報告をしなければならない。

(指導、勧告)

第16条 会員は、金融先物取引業を行うに当たり、本協会の指導、勧告に従って業務の遂行に努めなければならない。

(入会の拒否)

第17条 本協会は、本協会に入会の申込を行った金融商品取引業者又は登録金融機関が次の各号の一に該当するときは、その入会を拒否することができる。

- (1) 法令若しくは法令に基づく処分若しくは本協会若しくは金融商品取引所の定款その他の規則に違反し又は取引の信義則に背反する行為を行い、デリバティブ取引等の停止を命じられ、又は本協会若しくは金融商品取引所から除名の処分若しくは取引資格の取消しを受けたことがあること。
- (2) 第9条の入会申込手続に当たって提出する書類に虚偽の記載があり、又は重要な事項について記載が欠けていること。

(任意退会)

第17条の2 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、本協会に対し金銭債務がある場合は、理事会の承認を受けなければならない。

(資格の喪失)

第18条 会員は、次の各号の一に該当するときは、その資格を失う。

- (1) 退会したとき
- (2) 会員である個人が死亡したとき
- (3) 金融先物取引業を廃止したとき
- (4) 合併により消滅したとき
- (5) 解散したとき
- (6) 分割により金融先物取引業の全部を承継させたとき
- (7) 金融先物取引業の全部を譲渡したとき
- (8) 法第52条第1項、第52条の2第1項、第53条第3項又は第54条に規定する登録の取消処分を受けたとき
- (9) 除名されたとき

(会員の処分)

第19条 本協会は、会員が次の各号の一に該当する場合には、当該会員に対し、処分を行うことができる。

- (1) 会員としての義務の履行を怠ったとき
- (2) 本協会の秩序を乱し、又は事業の遂行を妨げる行為をしたとき
- (3) 法令若しくは法令に基づく処分若しくは本協会の定款その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をしたとき
- (4) その他本協会の名誉をき損し、又は本協会の目的に反する行為をしたとき

2 前項に規定する処分の種類は、譴責、過怠金の賦課、会員の権利の停止若しくは制限又は除名とする。

3 第2項に規定する過怠金の額は、1億円を上限とする。ただし、第1項第3号の違反が重大なものであって、かつ、市場の信用を著しく失墜させたと認められるときは、過怠金の上限額を5億円とすることができる。

4 前項の規定にかかわらず第1項各号に掲げる行為と相当な因果関係が認められる利得額（損失を回避した場合における当該回避した額を含む。以下「不当な利得相当額」という。）が発生しているときは、当該不当な利得相当額を過怠金の上限の額に加算することができる。

5 第1項に規定する処分を行うにあたっては、当該会員に弁明の機会を与えた上で、前項に掲げる処分の種類に応じ、以下の各号に定める手続を経るものとする。

- (1) 譴責又は過怠金の賦課 理事会の決議
- (2) 第3項ただし書き又は前項の適用がある場合における1億円超の過怠金の賦課による処分及び会員の権利の停止若しくは制限 理事会の決議（出席理事の3分の2以上の同意又は定款第36条に規定する一般法人法第96条の要件を満たすことを必要とする。）
- (3) 除名 第25条第2項第1号の規定による総会の決議

6 第2項に規定する会員の権利の停止又は制限の期間は、6か月以内とする。

7 第1項の規定による処分において、過怠金の賦課と会員の権利の停止又は制限は、併科することができる。

8 会員は、第1項の規定により会員の権利の停止又は制限の処分を受けた場合においても、その期間中、会員としての義務はこれを履行しなければならない。

- 9 会員は、第1項の処分の通知が到達した日から10日以内に、第41条の2に規定する不服審査会に対し書面をもって、不服の趣旨及び理由を示して、不服の申立てを行うことができる。
- 10 この条の手續に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(取引の信義則に背反する行為)

第19条の2 第17条第1号及び前条第1項第3号に規定する取引の信義則に背反する行為とは、次に掲げる行為その他の行為で、本協会若しくは会員の信用を失墜し、又は本協会若しくは会員に対する信義に背反する行為をいう。

- (1) 本協会の事業又は他の会員の行う金融先物取引業の業務に干渉し、又はこれを妨げること。
- (2) 金融先物取引業に関し、詐欺的な行為、不信若しくは不穏当な行為又は著しく不注意若しくは怠慢な事務処理を行うこと。

(会員等の名簿)

第20条 本協会は、会員等名簿を作成し、これを本協会の主たる事務所に常置し、一般の縦覧に供しなければならない。

- 2 前項の会員等名簿は、会員の異動又は記載事項の変更のつど、これを訂正するものとする。
- 3 会員は、第1項に規定する会員等名簿の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく、書面をもって本協会に通知しなければならない。

(特定承継金融機関等に係る特例措置)

第20条の2 特定承継金融機関等(預金保険法第126条の34第3項第5号に定める特定承継金融機関等をいう。以下同じ。)についての第9条第1項に規定する入会の承認については、同項の規定にかかわらず、会長が行うものとし、当該承認を行った場合、会長は、速やかにその旨を理事会に報告するものとする。

- 2 前項の規定により入会の承認を受けた特定承継金融機関等については、第10条第1項の規定にかかわらず、入会金の納入は要しない。
- 3 第1項の規定により入会の承認を受けた特定承継金融機関等の会費の取扱いは、理事会において別に定める規則によるものとする。
- 4 第1項の規定により入会の承認を受けた特定承継金融機関等については、第12条第1項の規定にかかわらず、預託金の預託は要しない。
- 5 本協会は、特定承継金融機関等である会員については、定款の定める目的、事業の範囲内において、理事会の決議により、我が国の金融市場その他の金融システムの安定に資するための必要な措置を講じることができる。
- 6 本協会は、前項の規定にかかわらず、特定承継金融機関等の業務の円滑な遂行を図るため、緊急の措置を講じるべきやむを得ない事態が生じた場合に限り、定款の定める目的、事業の範囲内において、会長が当該措置を行うことができる。当該措置を行った場合、会長は、速やかに理事会に報告するものとする。

第2節 特別参加者

(特別参加者の資格)

第21条 第8条第1項に規定する会員資格を有しない法人は、理事会の承認を受けて、本協会の

特別参加者となることができる。

(特別参加者への規定の準用等)

第22条 第9条、第10条、第17条、第17条の2、第18条第1号、第4号、第5号及び第9号並びに第19条から第20条までの規定は、特別参加者について準用する。この場合において、第19条の2を除くこれらの規定中「会員」とあるのは「特別参加者」と、第19条の2各号列記以外の部分の規定中「会員」とあるのは「会員若しくは特別参加者」と読み替えるものとする。

2 特別参加者は、本協会の事業についての情報を入手できるほか、理事会の承認を受けて、委員会において意見を述べることができる。

第4章 総会

(構成)

第23条 総会は、すべての会員をもって組織し、通常総会と臨時総会とに区分する。

2 前項による総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

3 総会は、通常総会として毎事業年度終了後3月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会として開催する。

4 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

5 会員総数の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、臨時総会の目的である事項及び招集の理由を示して、臨時総会の招集を請求することができる。

6 総会を招集するときは、開催する日の2週間前までに、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面又は会員の承諾を得て電磁的方法により、会員に通知しなければならない。ただし、会長がやむを得ないと認めたときは、総会の招集決定において書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとした場合を除き、1週間前までを限度としてその期間を短縮することができる。

(権限)

第23条の2 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準
- (4) 事業報告及び事業計画の承認
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (6) 収支予算の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 理事会において総会に付議すべきことを決議した事項
- (10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(議決権)

第24条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

2 会員は、前項の議決権を行使するため、総会に第9条第2項に規定する会員代表者又は代理人を出席させる。

3 会員は、理事会が承認し、第23条第6項の招集通知にその旨の記載がある場合には、総会における議決権の行使を書面又は電磁的方法によってすることができる。この場合において、当該議決権の行使を書面又は電磁的方法によって提出した会員は当該総会に出席したものとみなす。

(定 足 数)

第24条の2 総会は、総会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第25条 総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、総会員の過半数が出席し、出席した会員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 第19条第5項第3号に規定する会員の除名

(2) 第32条に規定する監事の解任

第26条 削除

(議 事 録)

第27条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及びその会議において出席した会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、署名押印しなければならない。

第5章 役 員

(役員の設定)

第28条 本協会に次の役員を置く。

(1) 理事 7名以上14名以内

うち 会長 1名

副会長 1名

専務理事 1名

(2) 監事 3名以内

2 前項の会長、副会長及び専務理事をもって一般法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第29条 理事及び監事は、総会の決議によって会員の会員代表者の中から選任する。ただし、理事2名以内及び監事1名を会員代表者以外の有識者から選任することができる。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、本協会の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第30条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会の業務の執行の決定に参画する。

2 会長、副会長及び専務理事は、各自、本協会を代表し、その業務を執行する。

3 会長は総会及び理事会の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し本協会の業務を執行する。また、会長に事故若しくは支障があると

き又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を執行する。

5 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本協会の業務を執行する。会長及び副会長とともに事故若しくは支障があるとき又は会長及び副会長がともに欠けたときは、専務理事が会長の職務を執行する。

6 会長、副会長及び専務理事は毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

7 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること

(2) 本協会が総会に提出する決算及び事業報告に関する書類を監査し、総会にその意見を報告すること

(3) 財産の状況又は業務の執行について、不正の事実、法令若しくは定款違反の事実、又はそのおそれのある事実を発見したときは、これを総会及び理事会に報告すること

(4) 前号の報告をするため必要があるときは理事会の開催を請求し招集すること

(役員の任期)

第31条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する通常総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。増員として選任された理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する通常総会の終結の時までとする。

4 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。増員として選任された監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

5 理事又は監事は、第28条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

6 理事又は監事に欠員を生じた時は、後任者を新たに選任する。ただし、第28条に定める定数を満たす限り、理事会において会務に支障をきたさないと認めたときは、後任者の選任を行わないことができる。

(役員の解任)

第32条 本協会は、総会の決議によりいつでも役員を解任することができる。

(役員の報酬等)

第33条 役員は、無報酬とする。ただし、会員代表者以外の有識者から選任された役員については、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員の実任の免除又は限定)

第33条の2 本協会は、役員的一般法人法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除する。

第6章 理事会

(理事会)

第34条 本協会に理事会を置き、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 理事が会議の目的たる事項を示して招集の請求をしたとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 第30条第7項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 理事会は、会長が招集する。ただし、第1項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

4 理事会を招集するときは、開催する日の1週間前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、定款に別段の定めがある場合を除き、その過半数をもって行う。

(理事会のみなし決議)

第36条 前条の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の付議事項)

第37条 理事会は、この定款に別に定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 総会に付議すべき議案
- (2) 総会において理事会に委任された事項
- (3) 規則の制定及び変更
- (4) その他本協会の業務の運営に関して会長が必要と認めた事項
- (5) 本協会の業務執行の決定
- (6) 理事の職務の執行の監督
- (7) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長、副会長及び専務理事並びに監事は前項の議事録に記名押印する。

第7章 顧問、委員会、事務局等

(顧問)

第39条 本協会に顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、本協会の運営について会長に対し意見を述べることができる。

3 顧問は、理事会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

(委員会)

第40条 第4条第1項に規定する本協会の事業に係る業務を分担するため、理事会の決議により、委員会を設けることができる。

2 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長及び委員は、理事会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

4 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(苦情解決・あっせん業務の第三者への委託)

第40条の2 本協会は、第4条第1項第6号に基づき、同項第4号に規定する苦情の解決及び第5号に規定するあっせんの業務を特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターに委託するものとする。

2 前項の苦情の解決及びあっせんの委託に係る必要な事項は、協会規則をもって定める。

(事務局)

第41条 本協会の事務を処理するため、事務局を設ける。

2 事務局には、職員を置き、会長がこれを任免する。

3 重要な使用人は、会長が理事会の承認を得てこれを任免する。

4 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第7章の2 不服審査会

(不服審査会)

第41条の2 本協会が行う第19条に規定する会員に対する処分その他協会規則に定める処分に係る不服の申立てに関する審査を行うため、理事会の決議により、不服審査会を設けることができる。

2 不服審査会は、委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長及び委員は、理事会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

4 前項までに定めるもののほか、不服審査会の構成及び運営に関し必要な事項は、協会規則をもって定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第42条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経理規則)

第42条の2 本協会の予算及び決算並びに会計処理については、理事会の決議を経た別に定める経理規則により行う。

(事業計画及び収支予算)

第43条 本協会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を経て、総会に提出しその承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第44条 削除

(事業報告及び決算)

第45条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、2月以内に会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、総会に提出しその承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (6) その他法令で定める帳簿及び書類

(長期借入金)

第46条 本協会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において出席理事の3分の2以上の決議を経なければならない。

第47条 削除

(資産の管理)

第48条 本協会の資産は、理事会の決議を経て別に定めるところにより、会長がこれを管理する。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議を経なければこれを変更することができない。

2 定款の変更を総会に付議するときは、理事会の決議または会員総数の3分の1以上の請求を必要とする。

(解 散)

第50条 本協会は、総会において、会員総数の4分の3以上が出席し、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第51条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 本協会は、剰余金の分配を行わない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第51条の2 本協会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 雑 則

(細 則)

第52条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、主務官庁の設立許可があった日（平成元年8月4日）から施行する。
- 2 本協会の設立初年度の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成2年3月31日までとする。
- 3 本協会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、創立総会の定めるところによる。
- 4 本協会の設立当初の役員の任期は、第31条第1項の規定にかかわらず、設立許可のあった日から設立初年度終了後開催される通常総会の終了の時までとする。
ただし、会員代表者以外の有識者から選任された役員の任期は、設立許可のあった日から設立次年度終了後開催される通常総会の終了の時までとする。
- 5 本協会の設立当初の役員は、第29条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。（別紙 略）

附 則（平成4.7.20一部変更）

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成4年7月20日）から施行する。

(注) 変更条項は、次のとおりである。

- (1) 第4条中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号を変更のうえ第10号とし、第3号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第3号を新設。

- (2) 第14条の2を新設。
- (3) 第17条柱書及び同条第1号を変更。
- (4) 第18条第3項中柱書及び第1号を変更し、第3号を第4号とし、第3号を新設。
- (5) 第18条第4項を削除。
- (6) 第19条柱書を変更のうえ第1項とし、同項第1号から第4号、第2項及び第3項を新設。
- (7) 第19条の2を新設。
- (8) 第22条第1項を変更。
- (9) 第24条第3項を変更。
- (10) 第31条第1項を変更。
- (11) 第32条柱書及び同条第2号を変更。
- (12) 第35条第2項を変更。

附 則（平成10. 6. 15一部変更）

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成10年6月15日）から施行する。

ただし、同日が金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行日（平成10年6月22日）より前であるときは、第4条の変更部分については同法の施行日から施行する。

（注）変更条項は、次のとおりである。

第4条第11号及び第28条を変更。

附 則（平成11. 7. 13一部変更）

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成11年7月13日）から施行する。

（注）変更条項は、第4条第11号。

附 則（平成13. 5. 21一部変更）

この定款変更は、総会の決議の日（平成13年5月21日）から施行する。

（注）変更条項は、第4条第11号。

附 則（平成14. 3. 11一部変更）

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成14年3月11日）から施行する。

（注）変更条項は、第28条。

附 則（平成17. 3. 17一部変更）

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成17年3月17日）から施行する。

（注）変更条項は、次のとおりである。

- (1) 第25条第3項を新設。
- (2) 第31条第1項ただし書以下を削り、第4項を新設。
- (3) 第35条第3項を新設。

附 則（平成17. 7. 1 一部変更）

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成17年6月7日）から施行する。

ただし、同日が金融先物取引法の一部を改正する法律の施行の日（平成17年7月1日）より前であるときは、同法の施行の日から施行する。

（注）変更条項は、次のとおりである。

- （1）第3条を変更。
- （2）第4条中第1号、第2号、第5号を変更し、第6号を新設し、第6号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第11号を変更のうえ第12号とし、第12号を第13号とする。
- （3）第8条を変更。
- （4）第9条第1項を変更。
- （5）第12条第3項を削り、第4項を第3項とし、第4項及び第5項を新設。
- （6）第14条第1項を変更。
- （7）第14条の2第1項を変更。
- （8）第16条を変更。
- （9）第18条第3項中第2号を削り、第3号を変更のうえ第2号とし、第4号を変更のうえ第3号とする。
- （10）第19条の2中第1号及び第2号を変更。
- （11）第21条を変更。
- （12）第22条を変更。
- （13）第29条第3項を変更。
- （14）第4章第4節の節名を変更。
- （15）第40条の2を新設。
- （16）第46条を変更。
- （17）第51条を変更。

附 則（平19. 9. 30一部変更）

- 1 この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成19年9月28日）から施行する。

ただし、同日が証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）の施行の日（平成19年9月30日）より前であるときは、同法の施行の日から施行する。

- 2 第4条第2項の新設及び第5条の変更は、上記の規定にかかわらず、法第79条の3第1項に基づく業務規程に係る主務官庁の認可のあった日から施行する。

（注）変更条項は、次のとおりである。

- （1）第1条及び第3条を変更。
- （2）第4条中第1号から第9号まで及び第12号を変更し、第2項を新設。
- （3）第5条及び第8条を変更。
- （4）第13条（金融先物取引責任準備預託金）を削除。
- （5）第17条柱書及び第1号を変更。
- （6）第18条第3項中第1号から第3号を変更。
- （7）第19条の2中第2号を変更。
- （8）第21条を変更。

附 則（平22. 2. 1 一部変更）

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成21年11月25日）から施行する。

ただし、同日が、本協会が別に定める日（第40条の2に規定する特定非営利活動法人の紛争等解決業務の開始の日）（平成22年2月1日）より前である時は当該別に定める日から施行する。

（注）変更条項は次のとおりである。

- （1）第4条第6号を新設し、第6号から第13号までを1号ずつ繰り下げる。
- （2）第21条を変更。
- （3）第40条の2の見出しを変更し、第1項及び第2項を変更し、第3項を削る

附 則（平23. 4. 1 一部変更）

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成23年4月1日）から施行する。

（注）変更条項は次のとおりである。

- （1）第4条第1項第1号を変更。

附 則（平24. 4. 1 一部変更）

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

2 本協会の最初の代表理事は次の者とする。

理 事 永易 克典
渡部 賢一
後藤 敬三

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

（注）変更条項は次のとおりである。

- （1）題名を変更。
- （2）第1条及び第2条第2項を変更。
- （3）第2章の章名を変更。
- （4）第4条の見出しを変更し、第4条第1項本文、同条第1項第1号、第2号、第14号及び第2項を変更し、第3項を新設。
- （5）第5条を変更。
- （6）第8条第1項を変更し、第2項を新設。
- （7）第9条の見出しを変更。
- （8）第10条の見出しを変更し、第1項から第3項を変更。
- （9）第11条（会費及び特別会費）を削除。
- （10）第12条第3項を削り、第4項を第3項に、第5項を第4項に変更。
- （11）第14条の2第1項を変更。

- (12) 第17条の2を新設。
- (13) 第18条第2項を削り、第3項を変更のうえ第2項とする。
- (14) 第19条第1項本文を変更。
- (15) 第19条の2本文を変更。
- (16) 第20条第1項を変更。
- (17) 第21条及び第22条第1項を変更。
- (18) 第4章の章名を変更し、第1節を削る。
- (19) 第23条の見出しを変更し、第1項を変更し、第2項を新設し、第2項を変更のうえ第3項とし、第3項を変更のうえ第4項とし、第5項を新設し、第4項を変更のうえ第6項とする。
- (20) 第23条の2を新設。
- (21) 第24条第1項から第3項を変更。
- (22) 第24条の2を新設。
- (23) 第25条の見出しを変更し、第1項及び第2項を変更し、第3項を削る。
- (24) 第26条を削除。
- (25) 第4章第2節を第5章に変更。
- (26) 第28条の見出しを変更し、第1項を変更し、第2項を新設。
- (27) 第29条第1項及び第2項を変更し、第3項を削り、第4項を変更のうえ第3項とする。
- (28) 第30条第1項を新設し、第1項を変更のうえ第2項とし、第3項を新設し、第2項及び第3項を変更のうえ第4項及び第5項とし、第4項を削り、第6項を新設し、第5項を第7項とし、同項第1号、第3号及び第4号を変更。
- (29) 第31条第1項を変更し、第2項を新設し、第2項を変更のうえ第3項とし、第4項を新設し、第3項を変更のうえ第5項とし、第4項を変更のうえ第6項とする。
- (30) 第32条を変更。
- (31) 第33条の見出し及び本文を変更。
- (32) 第33条の2を新設。
- (33) 第4章第3節を第6章に変更。
- (34) 第34条第1項本文及び同項第1号及び第2号を変更し、第3号から第5号を新設し、第2項及び第3項を変更し、第4項を新設。
- (35) 第35条の見出しを変更し、第1項を変更し、第2項及び第3項を削る。
- (36) 第36条の見出し及び本文を変更。
- (37) 第37条第4号を変更し、第5号から第7号を新設。
- (38) 第38条第1項を変更し、第2項を新設。
- (39) 第4章第4節を第7章に変更。
- (40) 第39条第1項を変更し、第2項を変更のうえ第3項とし、第2項を新設。
- (41) 第40条第1項及び第3項を変更。
- (42) 第41条第3項を第4項とし、第3項を新設。
- (43) 第5章を第8章とし、章名を変更。
- (44) 第42条の2を新設。
- (45) 第43条の見出しを変更し、第1項を変更し、第2項を新設。

- (46) 第44条を削除。
- (47) 第45条第1項を変更し、第2項を新設。
- (48) 第46条を変更。
- (49) 第47条を削除。
- (50) 第6章を第9章に変更。
- (51) 第49条第1項を変更。
- (52) 第50条を変更。
- (53) 第51条の見出しを変更し、第1項を変更し、第2項を新設。
- (54) 第10章及び第51条の2を新設。
- (55) 第7章を第11章に変更。

附 則（平24. 12. 12 一部変更）

この定款変更は、総会の決議（平成24年12月12日）を経て平成25年1月1日から施行する。

（注）変更条項は次のとおりである。

- (1) 第2条の2を新設。
- (2) 第4条第1項第1号を変更。
- (3) 第14条第1項を変更。
- (4) 第14条の2第1項を変更。
- (5) 第17条第1号を変更。
- (6) 第36条の見出しを変更。

附 則（平25. 3. 26 一部変更）

この定款変更は、総会の決議（平成25年3月26日）を経て平成25年4月1日から施行する。

（注）変更条項は第2条の2第3号。

附 則（平25. 6. 12 一部変更）

この定款変更は、総会の決議（平成25年6月12日）を経て平成25年7月1日から施行する。

（注）変更条項は第2条の2第3号。

附 則（平26. 6. 18 一部変更）

この定款変更は、総会の決議（平成26年6月18日）を経て平成26年7月1日から施行する。

（注）変更条項は第20条の2を新設。

附 則（平29. 3. 28 一部変更）

この定款変更は、総会の決議（平成29年3月28日）を経て平成29年6月23日から施行する。

（注）変更条項は次のとおりである。

- (1) 第12条第3項を変更。
- (2) 第18条第1項第2号を変更し、第3号を第9号とし、第3号から第8号までを新設し、第2項を削る。

- (3) 第19条第1項を変更し、第2項及び第3項を第7項及び第8項とし、第2項から第6項までを新設し、第9項及び第10項を新設。
- (4) 第22条第1項を変更。
- (5) 第25条第2項第1号を変更。
- (6) 第31条第1項から第4項まで及び第6項を変更。
- (7) 第7章の章名を変更。
- (8) 第7章の2を新設。
- (9) 第41条の2を新設。

■ Futures & Options 電子書籍の一般ホームページへの掲載について

平成28年度から5か年計画で実施している「投資教育事業計画」の海外教材翻訳事業として、米国先物外務員登録試験のテキスト（「Futures & Options (IFM)」刊 ※）を、学識経験者の監修を得て本協会関係部分の訳出を行い、全9章を電子書籍として平成30年4月に一般ホームページに掲載いたしました。

米国においては、デリバティブ取引業務に携わる者が、基礎的な知識を習得しようとする場合には、取引所デリバティブ取引関係から始めることが、非常にオーソドックスな知識習得方法であると考えられており、この「Futures and Options」は主に取引所デリバティブ取引関係をベースに作成されています。

この「Futures & Options」は、経済的なデリバティブの意義・機能にとどまらず、取引の仕組みや契約をどのように確実に履行するかという点にも言及していることから、デリバティブ取引に関心を持っている一般投資者にとっては「投資の入門書」として、また、すでにデリバティブ取引業務に従事している者にとっては「基礎知識を確認する参考書」として活用いただけるものと期待しています。

(※) 米国 FIA(Futures Industry Association 傘下団体(Institute for Financial Markets))

注 「Futures&Options」は原公表者である IFM による編集による改訂が行われることがあります。



アドレス：http://www.ffaj.or.jp/education/intro_pc.html

(スマートフォン又はタブレット端末の方がより、鮮明な画像でご覧いただけます。)